

## 第 2 次

# 延岡市環境基本計画 (素案)

# 目次

## 第1章 計画の基本的事項 . . . . . 1

1. 計画の目的 . . . . . 1
2. 計画の位置づけ . . . . . 1
3. 計画の対象とする環境 . . . . . 2
4. 計画の主体と役割 . . . . . 2
5. 計画の対象区域 . . . . . 3
6. 計画の対象期間 . . . . . 3
7. 計画の構成 . . . . . 4

## 第2章 環境の現状と課題 . . . . . 7

1. 姿勢の基本特性 . . . . . 6
  - 1-1. 社会的状況 . . . . . 6
  - 1-2. 市民の環境意識 . . . . . 10
2. 環境の現状と課題 . . . . . 18
  - 2-1. 地球環境 . . . . . 18
  - 2-2. 自然環境 . . . . . 27
  - 2-3. 快適環境 . . . . . 39
  - 2-4. 生活環境 . . . . . 44
  - 2-5. 環境学習・環境保全活動 . . . . . 52

## 第3章 計画の目標 . . . . . 54

1. 基本理念 . . . . . 54
2. めざす環境像 . . . . . 54
3. 基本目標 . . . . . 55
4. 施策の体系 . . . . . 56

## 第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

1. 地球の未来を考え地球温暖化防止に貢献するまち・・・・・・・・57
  - 1-1. 二酸化炭素排出削減の推進・・・・・・・・57
  - 1-2. エネルギーの有効利用の促進・・・・・・・・63
  - 1-3. 二酸化炭素吸収源対策の推進・・・・・・・・65
  
2. 生物多様性に富んだ豊かな恵みを継承するまち・・・・・・・・67
  - 2-1. 多様な生物を育む水辺の保全・・・・・・・・67
  - 2-2. 多様な生物を育む森林の保全・・・・・・・・70
  - 2-3. 生態系に配慮した農林水産業の推進・・・・・・・・72
  - 2-4. 野生動植物の保護と管理・・・・・・・・76
  - 2-5. 自然とのふれあいの推進・・・・・・・・80
  
3. 水と緑にあふれ歴史と文化が薫る快適なまち・・・・・・・・83
  - 3-1. 快適空間の保全と創出・・・・・・・・83
  - 3-2. 歴史・文化的資源の保護と伝承・・・・・・・・87
  
4. 安心して健やかに暮らせる環境にやさしいまち・・・・・・・・89
  - 4-1. 大気環境の保全・・・・・・・・89
  - 4-2. 水環境の保全・・・・・・・・98
  - 4-3. 地下水・土壌・地盤環境の保全・・・・・・・・102
  - 4-4. その他の環境汚染対策・・・・・・・・104
  - 4-5. 廃棄物の適正処理の推進・・・・・・・・107
  - 4-6. 排出抑制・再使用等の推進・・・・・・・・110
  
5. みんなで学びみんなで実践する環境保全のまち・・・・・・・・115
  - 5-1. 環境学習の推進・・・・・・・・115
  - 5-2. 環境保全活動の推進・・・・・・・・119

## 第5章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122

1. 計画の推進体制・・・・・・・・122
2. 計画の推進方法・・・・・・・・124
3. 計画の進行管理・・・・・・・・125

## 第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画の目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象とする環境
4. 計画の主体と役割
5. 計画の対象区域
6. 計画の対象期間
7. 計画の構成

## 1. 計画の目的

延岡市は、豊かな自然環境やよりよい生活環境を次の世代に引き継ぐため、一人ひとりが身のまわりのことから環境にやさしい暮らしを実践することを目的として、平成5年に地球環境保全都市宣言を行いました。

平成11年3月には、環境保全のための取組を積極的に進めるため「延岡市環境基本条例」を制定するとともに、平成13年3月には環境のマスタープランである「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する様々な施策を推進してきました。

しかしながら、平成18年から平成19年にかけて北方町、北浦町及び北川町との合併など、市を取り巻く社会情勢の変化により、新たな区域での施策の推進が必要となりました。

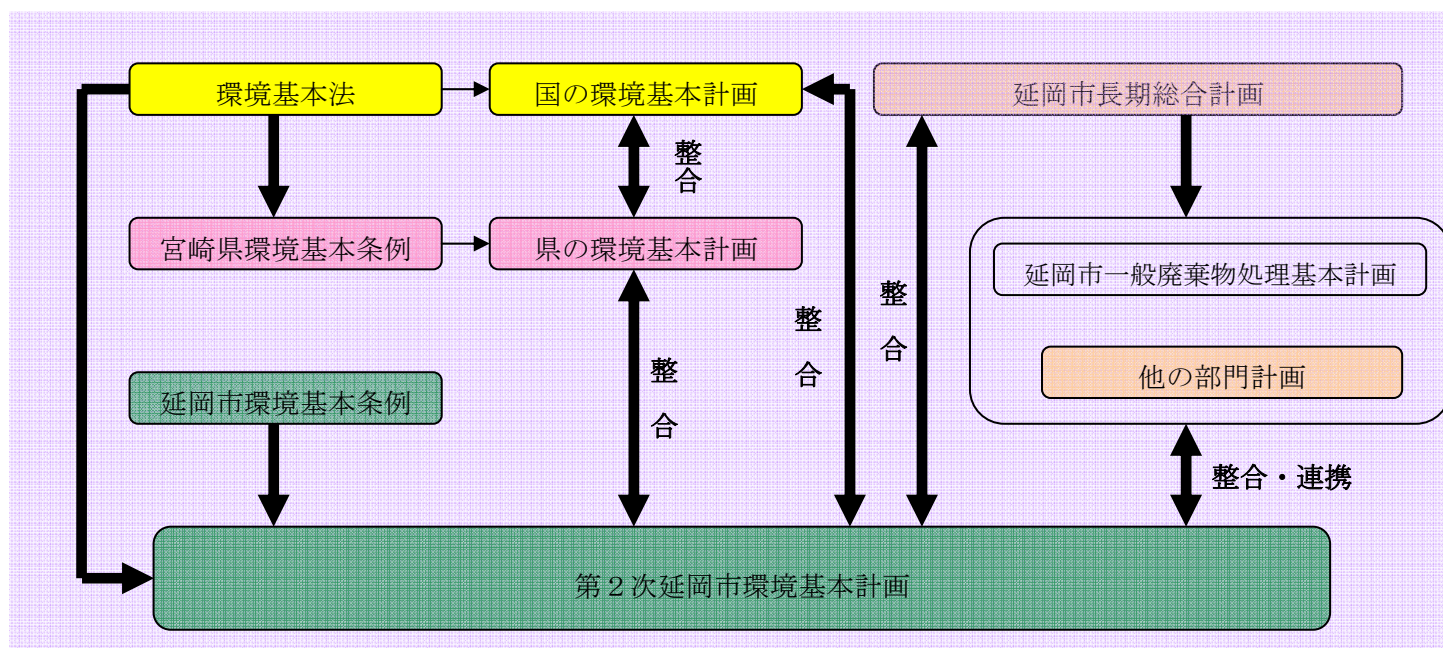
また、地球規模でその対策が急務となっている地球温暖化の防止や生物多様性の保全、さらには、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動による廃棄物問題への対策など、深刻化、複雑化する環境問題に対応するとともに、身近な生活環境の保全等の取組を一層推進するため「第2次延岡市環境基本計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、延岡市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、本市の環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な考え方を示したものです。

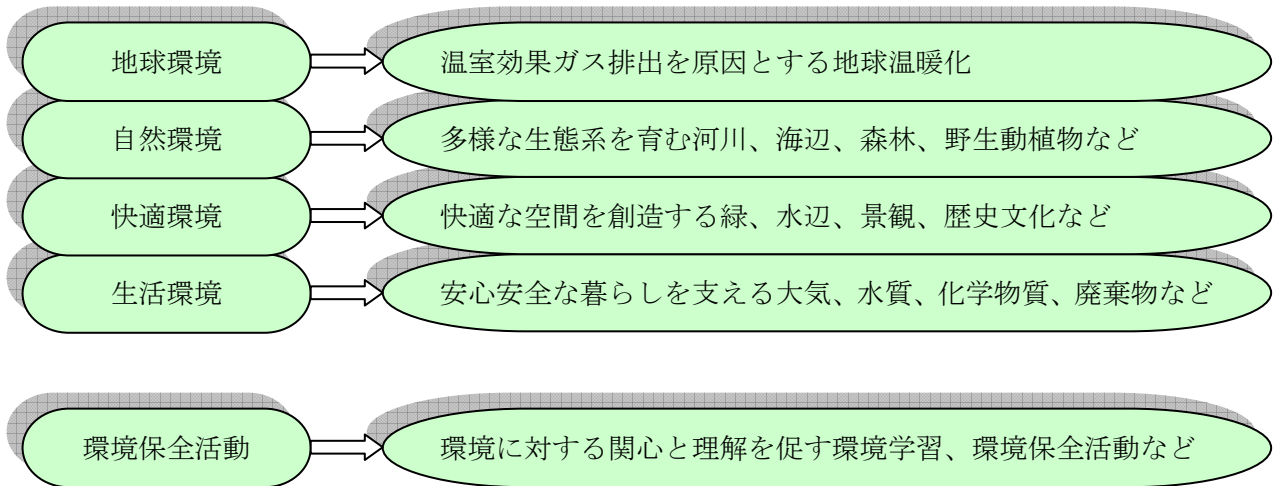
また、国及び県の環境基本計画、延岡市長期総合計画、延岡市一般廃棄物処理基本計画並びにその他の計画との整合性を図りながら関係部局が連携し環境施策を推進するものです。

さらに、行政、事業者及び市民が、環境保全に向けての役割と責任を認識し、お互いに協力して環境に配慮するための指針となるものです。



### 3. 計画の対象とする環境

この計画の対象とする環境の範囲は、地域の環境保全に関する取組にとどまらず、景観や歴史文化なども快適な環境を形づくる要素として捉え、さらに、地球温暖化などの地球環境問題への対応も含め、次のような内容とします。また、環境保全活動は、全ての環境保全に共通するものとして計画の対象とします。



### 4. 計画の主体と役割

本計画の対象となる主体は、市民、事業者、行政とします。

また、本計画を効果的に推進するため、各主体が互いに連携、協力し、それぞれの役割を果たすことが重要であることから、各主体の役割を次のとおりとします。

市民の役割	日常生活において環境に負荷を与えているということを認識し、その負荷を低減するための取組に努めます。また、様々な環境保全に関する活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境保全のための施策の推進に協力します。
事業者の役割	事業活動において環境に負荷を与えているということを認識し、その負荷を低減するための取組に努めます。また、市民や民間団体が行う環境保全に関する活動に協力するとともに、市が実施する環境保全のための施策の推進に協力します。
行政の役割	環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施します。また、市が自ら行う事務事業に関して率先して環境負荷の低減に努めるとともに、市民、事業者、民間団体が行う環境保全に関する活動への支援を図ります。

## 5. 計画の対象区域

対象となる区域は、延岡市全域とします。

地球環境問題や河川の水質汚濁、廃棄物の処理、森林保全など広域的な問題の対応については、近隣自治体、国、県との連携を図ります。

## 6. 計画の対象期間

この計画の対象期間は、第5次延岡市長期総合計画（後期基本計画）との整合を図るため平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間とし、本市の社会情勢や環境問題に大きな変化が生じた場合は、柔軟に見直しを実施します。

## 7. 計画の構成

環境基本計画の構成は、次のとおりです。

### 環境基本計画の構成

#### 第1章 計画の基本的事項

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1. 計画の目的      | 2. 計画の位置づけ  |
| 3. 計画の対象とする環境 | 4. 計画の主体と役割 |
| 5. 計画の対象区域    | 6. 計画の対象期間  |
| 7. 計画の構成      |             |

#### 第2章 環境の現状と課題

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| 1. 市勢の基本特性       |              |
| 1-1. 社会的状況       | 1-2. 市民の意識調査 |
| 2. 環境の現状と課題      |              |
| 2-1. 地球環境        | 2-2. 自然環境    |
| 2-3. 快適環境        | 2-4. 生活環境    |
| 2-5. 環境学習・環境保全活動 |              |

#### 第3章 計画の目標

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1. 基本理念 | 2. めざす環境像 |
| 3. 基本目標 | 4. 施策の体系  |

#### 第4章 施策の展開

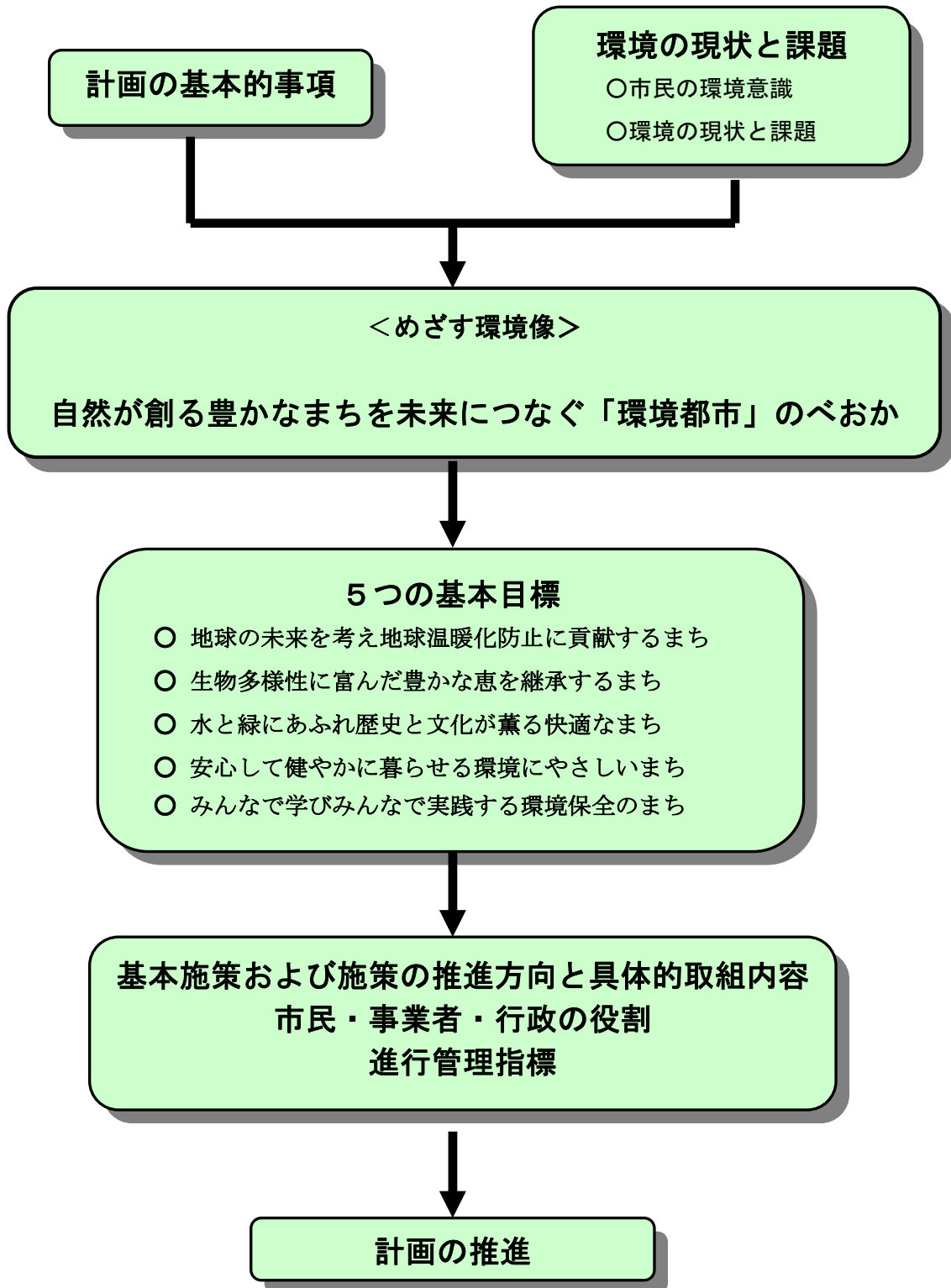
- |                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| 1. 地球の未来を考え地球温暖化防止に貢献するまち |                     |
| 1-1. 二酸化炭素排出削減の推進         | 1-2. エネルギーの有効利用の推進  |
| 1-3. 二酸化炭素吸収源対策の推進        |                     |
| 2. 生物多様性に富んだ豊かな恵を継承するまち   |                     |
| 2-1. 多様な生物を育む水辺の保全        | 2-2. 多様な生物を育む森林の保全  |
| 2-3. 生態系に配慮した農林水産業の推進     | 2-4. 野生動植物の保護と管理    |
| 2-4. 自然とのふれあいの推進          |                     |
| 3. 水と緑にあふれ歴史と文化が薫る快適なまち   |                     |
| 3-1. 快適空間の保全と創出           | 3-2. 歴史・文化的資源の保護と伝承 |
| 4. 安心して健やかに暮らせる環境にやさしいまち  |                     |
| 4-1. 大気環境の保全              | 4-2. 水環境の保全         |
| 4-3. 地下水・土壌・地盤環境の保全       | 4-4. その他の環境汚染対策     |
| 4-5. 廃棄物の適正処理の推進          | 4-6. 排出抑制・再使用等の推進   |
| 5. みんなで学びみんなで実践する環境保全のまち  |                     |
| 5-1. 環境学習の推進              | 5-2. 環境保全活動の推進      |

#### 第5章 計画の推進

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. 計画の推進体制 | 2. 計画の推進方法 |
| 3. 計画の進行管理 |            |



## ＜環境基本計画の体系＞



## 第2章 環境の現状と課題

1. 市勢の基本特性
  - 1-1. 社会的状況
  - 1-2. 市民の意識調査
  
2. 環境の現状と課題
  - 2-1. 地球環境
  - 2-2. 自然環境
  - 2-3. 快適環境
  - 2-4. 生活環境
  - 2-5. 環境学習・環境保全活動

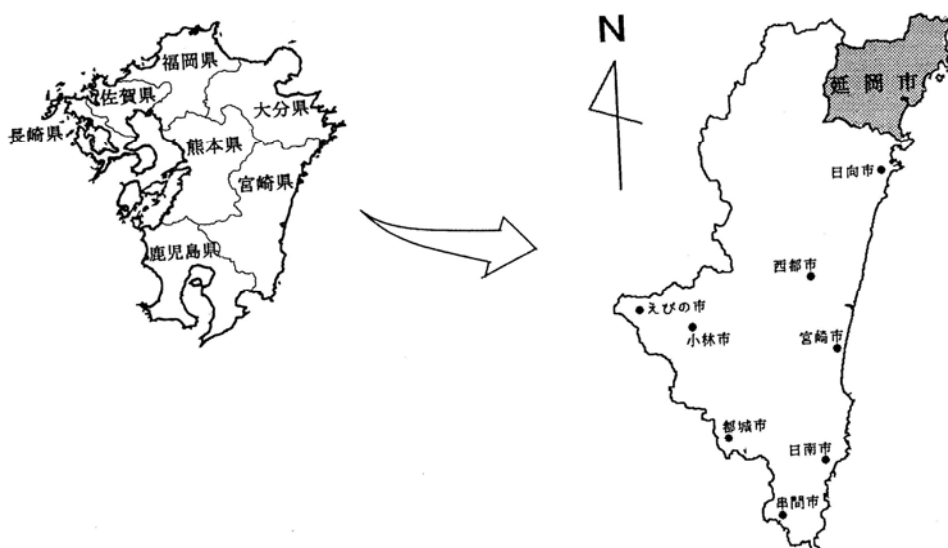
## 1. 市勢の基本特性

### 1-1. 社会的状況

#### 1. 位置

本市は宮崎県の北部にあり、東経 131 度 25 分 43 秒から同 131 度 53 分 09 秒、北緯 32 度 29 分 23 秒から同 32 度 50 分 19 秒に位置しています。

東は日向灘に面し、西は西臼杵郡日之影町、南は東臼杵郡門川町、美郷町、北は大分県佐伯市に接し、東西に 47.6 k m、南北 38.69 k m、総面積 868.00 km<sup>2</sup>の地域です。



#### 2. 地勢

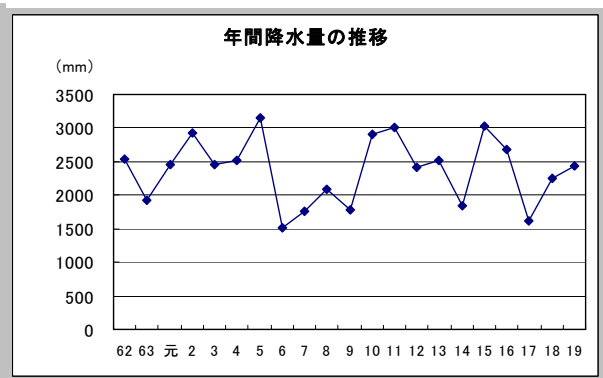
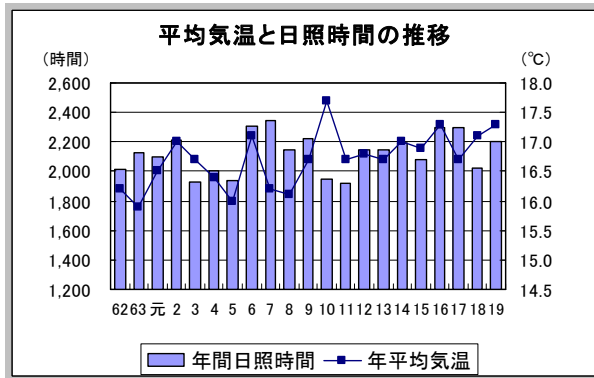
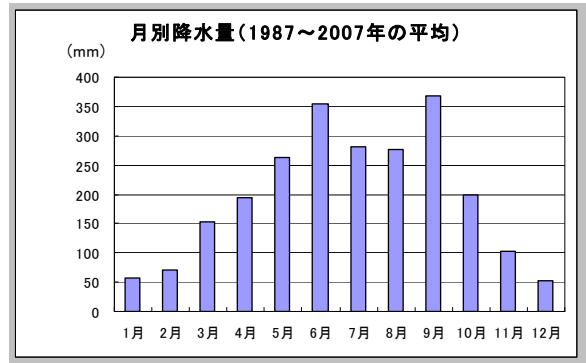
本市周辺の地勢は、九州南部を西南から東北にかけて斜層する四万十層の山地が、宮崎市から日向市に至る平坦な海岸線と交差する部分にあたるため、東の海岸線は山地が海に迫るリアス式海岸を形成し、市の西方から北方にかけては、九州の脊梁をなす九州山地が県境に横たわっています。

### 3. 気候

気候は温暖多雨の南海型に属し、黒潮の影響により冬は暖かく年間平均気温は16℃前後となっており、氷結は見られるものの降雪はほとんどありません。

また、年間平均湿度が70%前後となっており、年間降水量は2,000mmを超え、多雨多湿ではありますが、毎年の晴天日数は230日前後、日照時間2,000時間前後と恵まれた気候となっています。

(日照時間の平年値：東京 1811 時間、大阪 1944 時間、福岡 1811 時間)



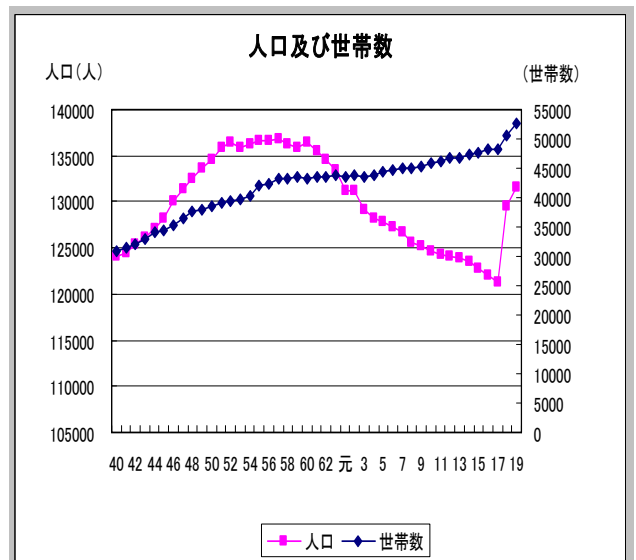
### 4. 人口

合併前の旧延岡市の人口は、昭和8年の市制施行時には42,401人でした。その後、都市化とともに急激な増加傾向を示し、昭和45年には128,292人、昭和55年には136,598人と着実に増加していきましたが、昭和57年の136,900人をピークに、その後は減少傾向が続いています。

その後、平成11年の九州保健福祉大学の開学や平成18年2月と平成19年3月の2度にわたる合併により、平成19年4月1日現在の人口は132,617人となりました。

平成22年4月1日現在の人口は129,914人です。

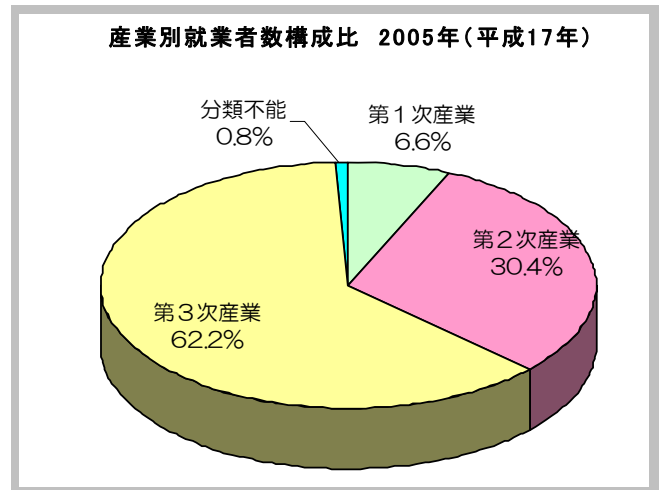
世帯数については、核家族化の進行により増加傾向にあり、また、1世帯当たりの人員は、都市化の進展や核家族化の進行、少子化等により減少傾向にあります。



## 5. 産業

立地条件に恵まれた本市は、繊維、食品等の化学工業が栄え、宮崎県随一の工業都市として発展してきました。平成20年の工業統計調査によると、平成20年現在の従業員4人以上の工場数及び従業員数は、255工場、9,350人で、製造品出荷額は約3,148億円となっています。

産業別に見ると第3次産業の就業者数が増加しているのに比べ、第1次産業の就業者数は減少傾向にあります。



国勢調査より

## 6. 交通

本市周辺的高速道路は、東九州自動車道と九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）の2路線があり、東九州自動車道は、宮崎市に向かう区間において西日本高速道路㈱が施工している「高鍋～西都間」が平成22年7月に、「門川～日向間」が同年12月に開通し、残る「都農～高鍋間」が平成24年度、「日向～都農間」が平成25年度の開通を目標に工事が進められています。また、大分県佐伯市へ向かう区間では、新直轄方式により国が施工しており、「蒲江～北浦間」については、平成24年度の開通を目標に工事が行われ、残る「佐伯～蒲江間」及び「北浦～北川間」においても、工事が進められています。また、東九州自動車道と一体的に機能する「延岡南道路」と「国道10号延岡道路」は、現在「延岡（天下）～門川間」が供用中であり、残る「北川～延岡（天下）間」の平成24年度開通が公表されています。

熊本と延岡を結ぶ九州中央自動車道については、熊本県側において「嘉島～山都間」が新直轄方式により工事が進められています。山都～延岡間は基本計画区間ですが、九州中央自動車道と一体的に機能する「国道218号北方延岡道路」と「国道218号高千穂日之影道路」が施工中です。「北方延岡道路」のうち「北方～延岡間」が平成20年4月に開通し、残る「蔵田～北方間」については、平成21年度に一部着工されています。「高千穂日之影道路」については、平成21年3月に事業化が決定し、現在は着工に向けて各種調査が行われています。

また、市内交通に関して、本市の幹線道路は、宮崎、大分に通じ市域を南北に縦断する一般国道10号を主軸として、熊本方面に通じる218号、大分方面に通じる326号および388号の4路線と主要地方道4路線、一般県道21路線で形成され、他地域との交流基盤として重要な役割を果たしています。

## 7. 土地利用

市街化区域は、およそ南北に 13.4km、東西に 7.0km の広がりをもつ、市の中心部に商業や工業系の用途地域、またその周辺に住宅系の用途地域を配置しています。

市街化区域の周辺部は農地としての土地利用がされていますが、近年その面積は逡減傾向にあり、耕作放棄地も増加しています。また、森林は行政区域面積の 84%を占めています。

## 1-2. 市民の意識調査

### 1. 調査概要

#### (1) 調査の期間

平成 22 年 9 月 20 日～平成 22 年 10 月 16 日

#### (2) 調査方法

一般市民、市民大学・さわやかカレッジ受講生、市政モニター員、女性学級生、市内中学生を対象に郵送により実施。

#### (3) 回答の状況

回答者区分		対象者数	有効回答数	回答率(%)
市 民	一般市民	1,316	584	44.3
	市民大学・さわやかカレッジ受講生	102	102	100.0
	市政モニター員	90	70	77.7
	女性学級生	245	184	75.1
計		1,753	940	53.6
中 学 生		628	628	100.0
合 計		2,381	1,568	65.9

### 2. 調査結果

#### (1) 回答者の属性（市民）

##### ○男女別

属 性	市 民		中学生	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
男性	381	40.5	320	51.0
女性	549	58.4	308	49.0
無回答	10	1.10	0	0
計	940	100.0	628	100.0

##### ○年代別

属 性	人 数	割 合
20歳未満	0	0.0
20～29歳	15	1.6
30～39歳	68	7.2
40～49歳	99	10.5
50～59歳	162	17.2
60～69歳	306	32.6
70～79歳	277	29.5
無回答	13	1.4
合 計	940	100.0

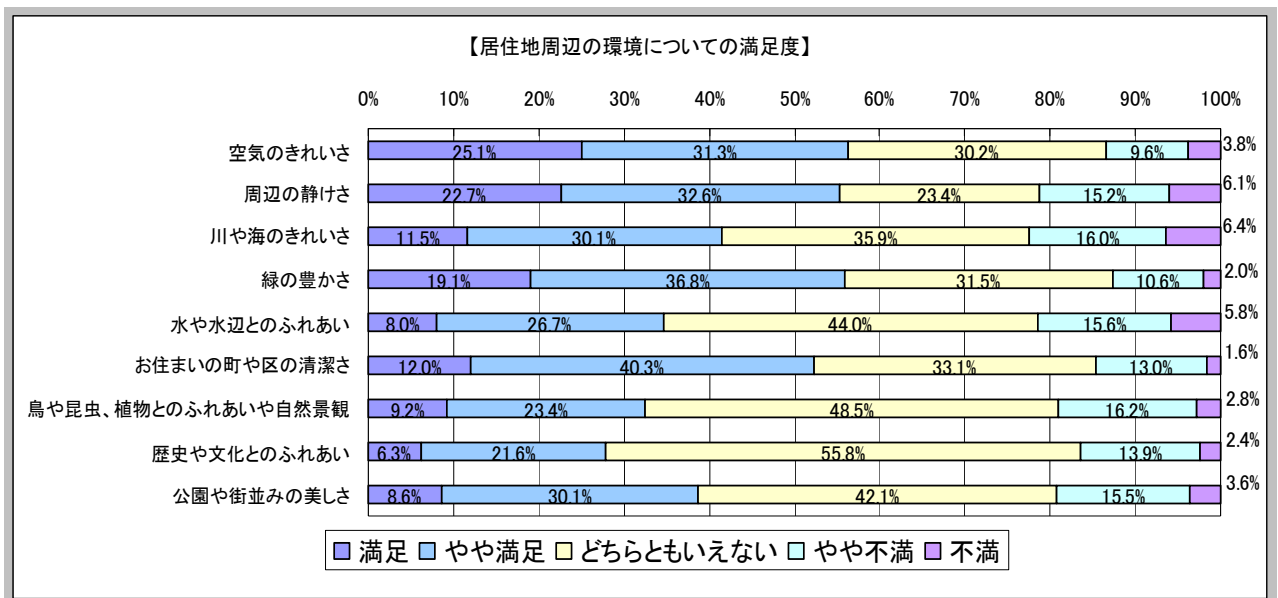
(2) 調査結果

<市民>

①居住地周辺の環境についての満足度

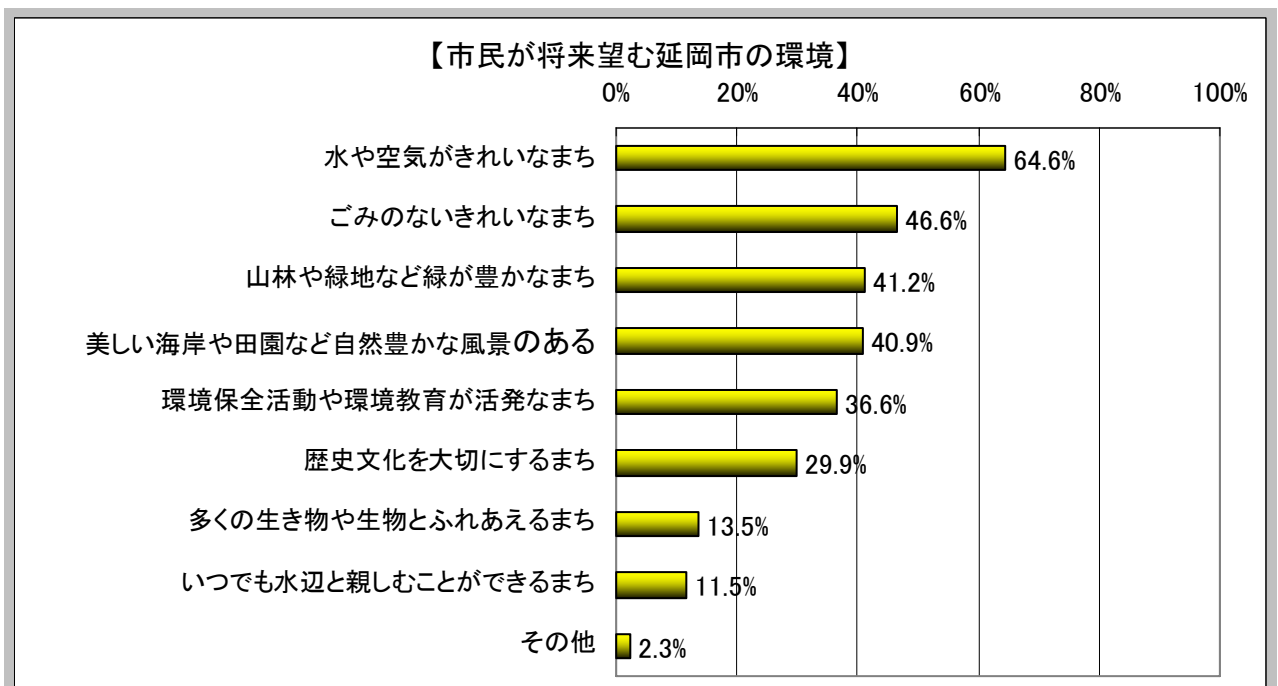
居住地周辺の環境に対しては、「どちらともいえない」を除けば、「空気のきれいさ」、「周辺の静けさ」、「緑の豊かさ」、「居住区周辺の清潔さ」について、満足度が高くなっています。

その一方で、「川や海のきれいさ」、「水や水辺とのふれあい」、「鳥や昆虫、植物とのふれあいや自然景観」について、不満の割合が高くなっています。



②市民が望む延岡市の環境像について

市民が将来望む延岡市の環境は、「水や空気がきれいなまち」、「ごみのないきれいなまち」という回答が多くなっています。

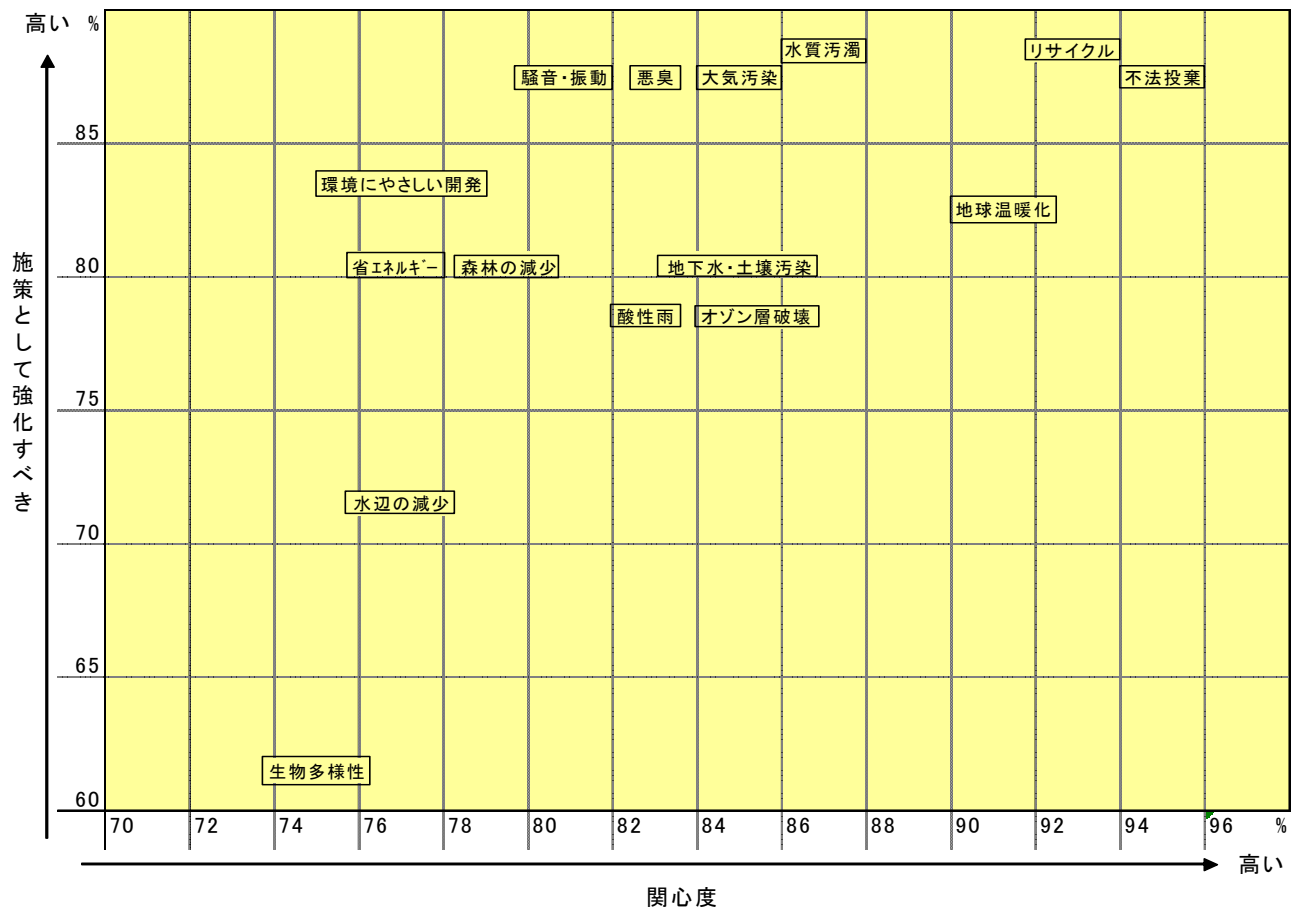




### ③環境問題の関心度と強化すべき施策

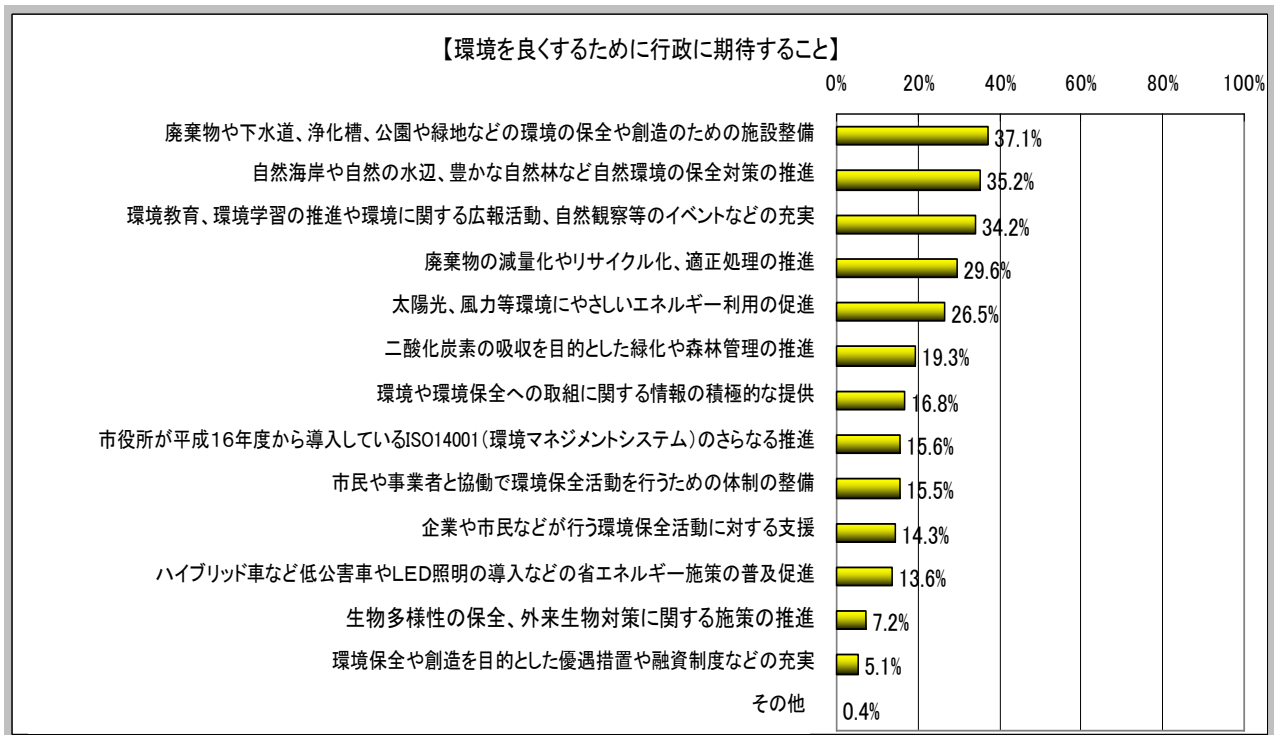
全般的に環境問題への関心は高くなっています。その中でも、リサイクルや不法投棄などのごみ問題についての関心が高く、強化すべき施策として高い値を示しています。その他、騒音・振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁などの身近な環境問題が挙げられています。

その一方で、生物多様性や水辺の減少などは、他の環境問題に比べ関心度も低く、施策として強化すべきとの回答も低くなっています。



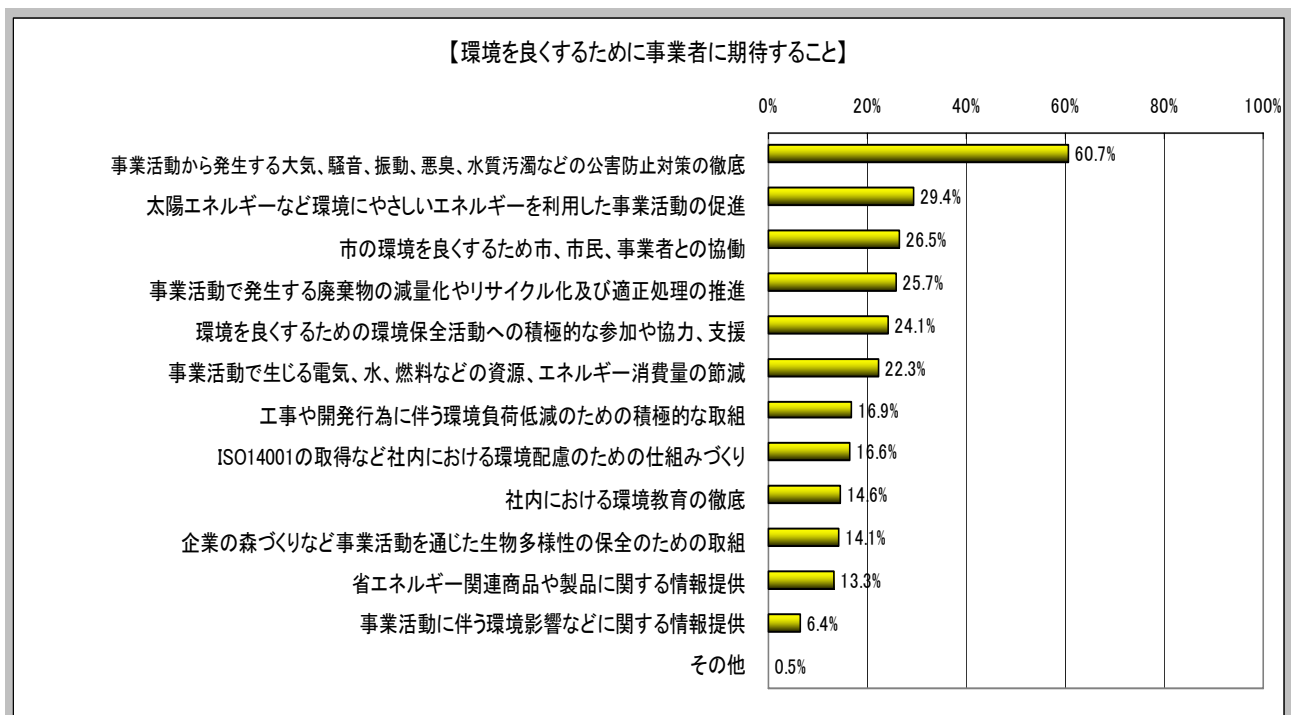
④環境を良くするために行政に期待すること

環境を良くするために行政に期待することとして、「環境の保全や創造のための施設整備」、「水辺や豊かな自然林など自然環境の保全対策の推進」、「環境学習などの推進や環境に関する広報活動、自然観察などのイベントの充実」という回答が多くなっています。



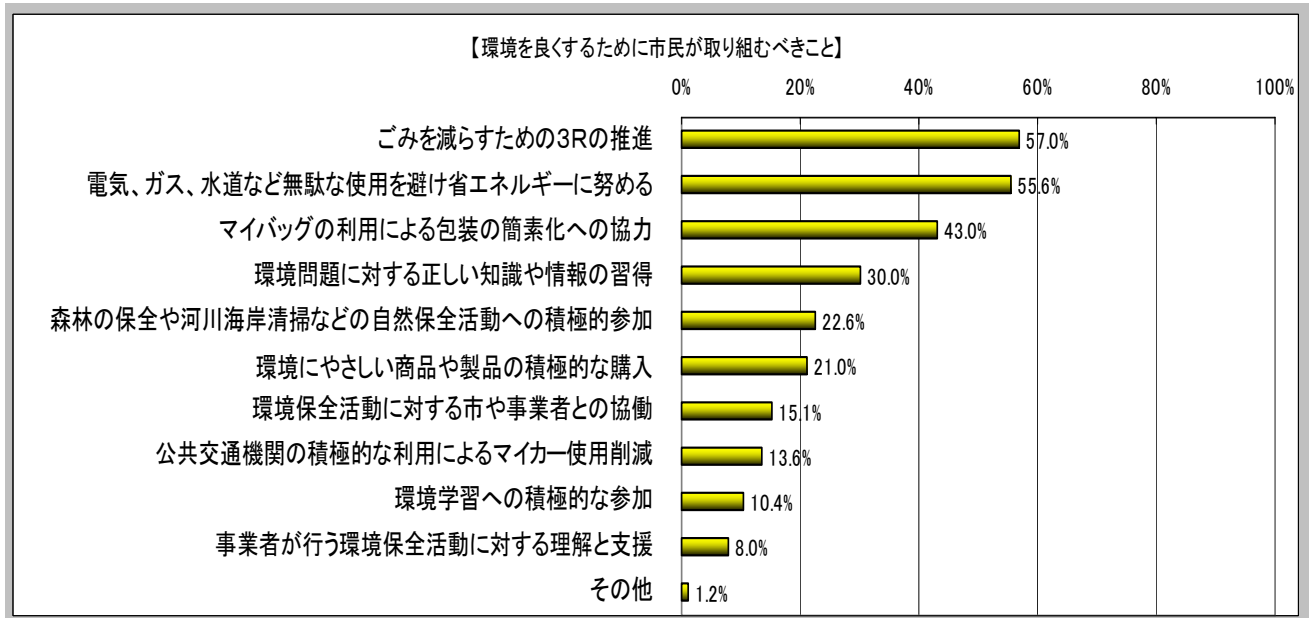
⑤環境を良くするために事業者に期待すること

環境を良くするために、事業者が取り組むべきこととして、「事業活動からの公害防止対策の徹底をするべき」という回答が最も多くなっています。



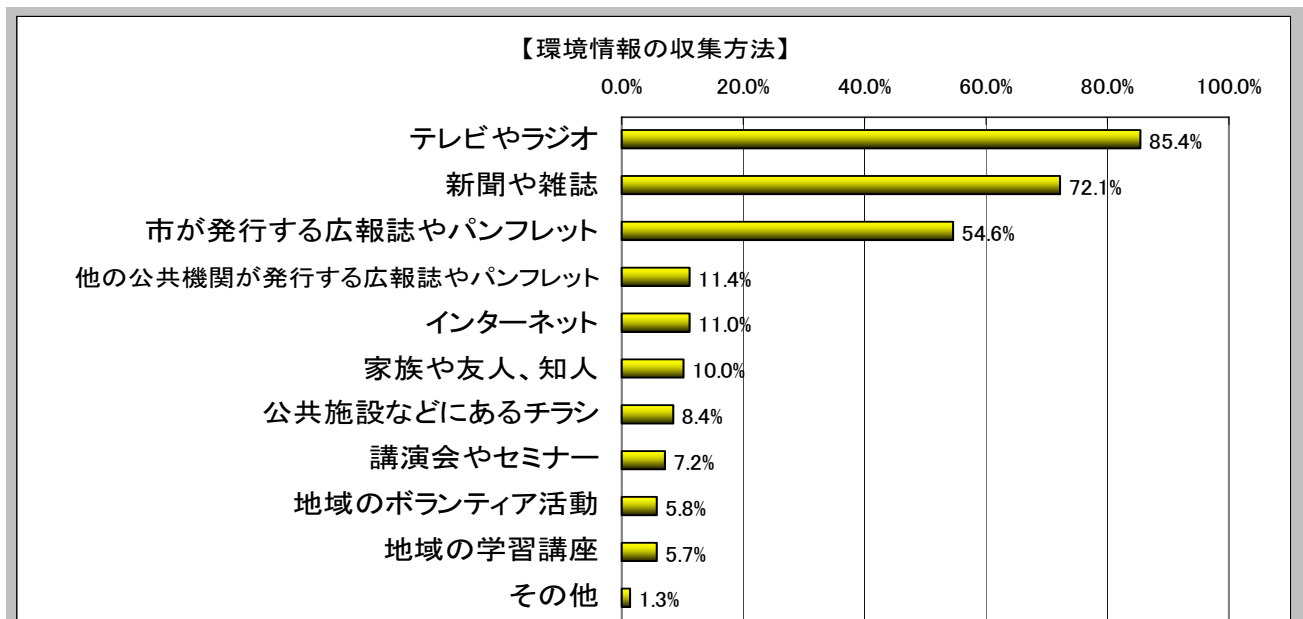
⑥環境を良くするために市民が取り組むべきこと

市民自らが環境を良くするための取組として、「ごみ減量化のための3R（排出抑制、再使用、リサイクル）の推進」、「省エネルギー活動」に取り組むべきであるという回答が多くなっています。その一方、「環境学習への積極的な参加」や「事業者が行う環境保全活動に対する理解と支援」などは低い回答となっています。



⑦環境情報の収集方法

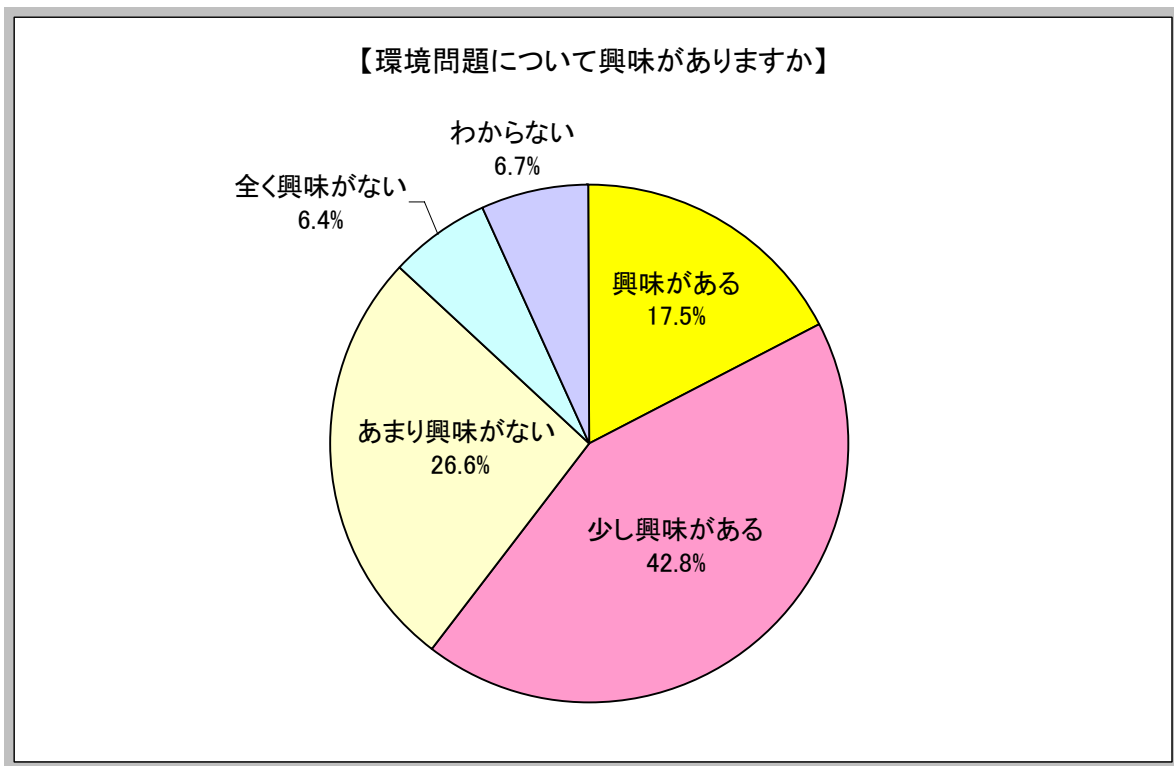
環境に関する情報の入手先として、「テレビやラジオ」からが最も多く、次いで「新聞や雑誌」の順となっています。「市が発行する広報誌やパンフレット」は54.6%と比較的高い値を示していますが、「インターネット」からの情報収集は11.0%と低い回答となっています。



## <中学生>

### ①環境問題についての興味

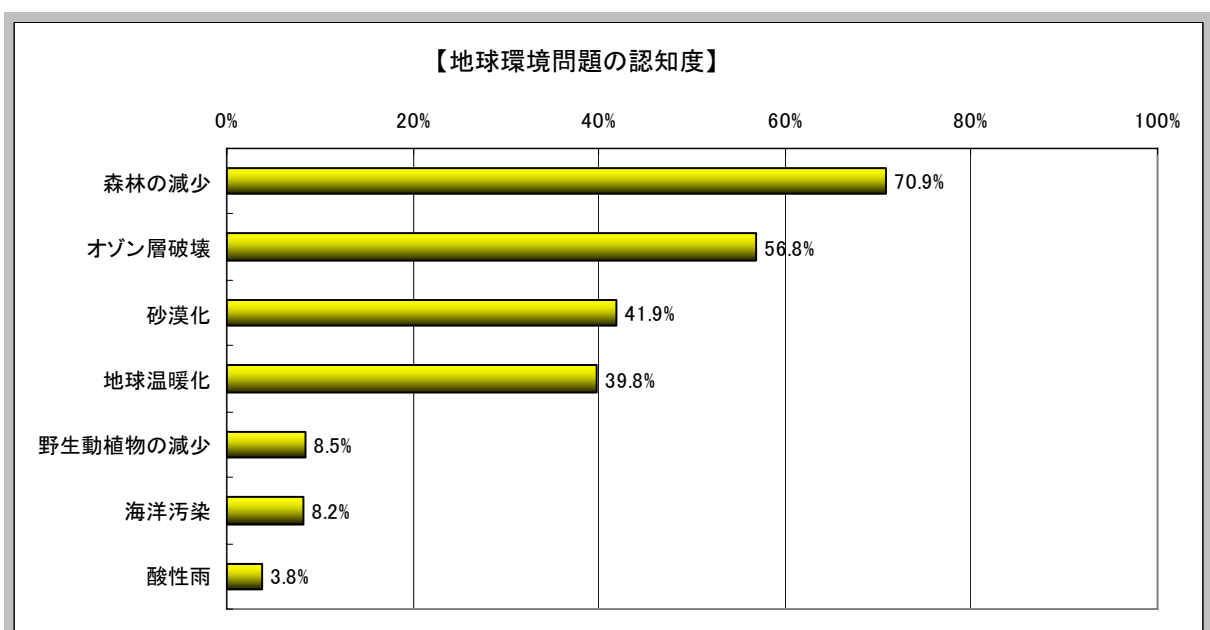
「興味がある」、「少し興味がある」を併せると、60.3%の生徒が環境問題に関心があります。



### ②地球環境問題の認知度

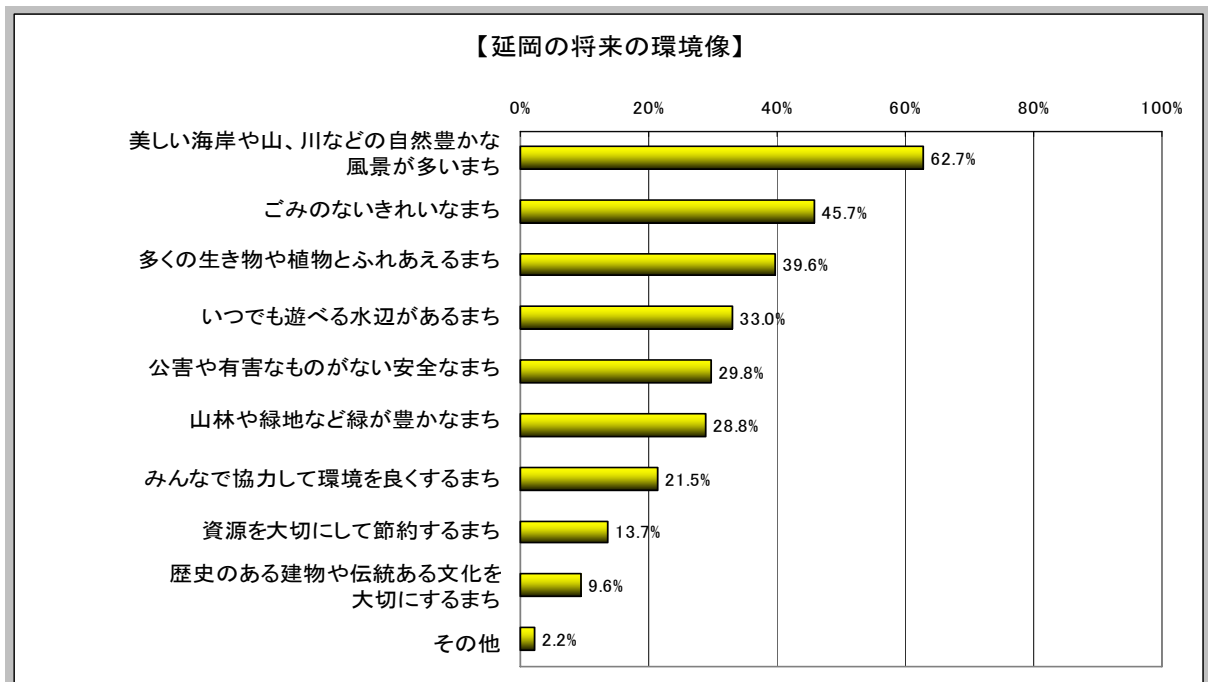
地球環境問題での認知度は、「森林の減少」が最も多く、次に「オゾン層破壊」の順となっています。

「地球温暖化」は39.8%の人が知っているという回答となっています。



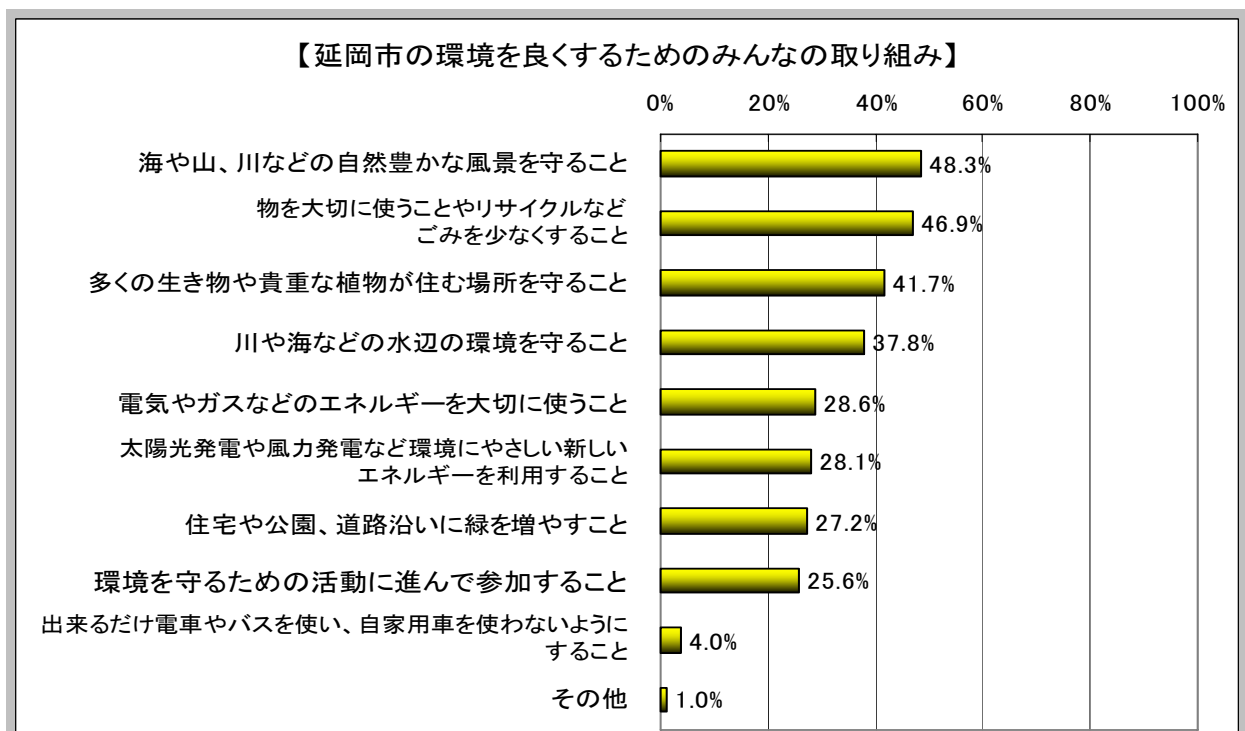
### ③延岡市の将来の環境像について

中学生が望む将来の延岡市の環境は、「美しい海岸や山、川などの自然豊かな風景が多いまち」という回答が多く、次に「ごみのないきれいなまち」が多くなっています。



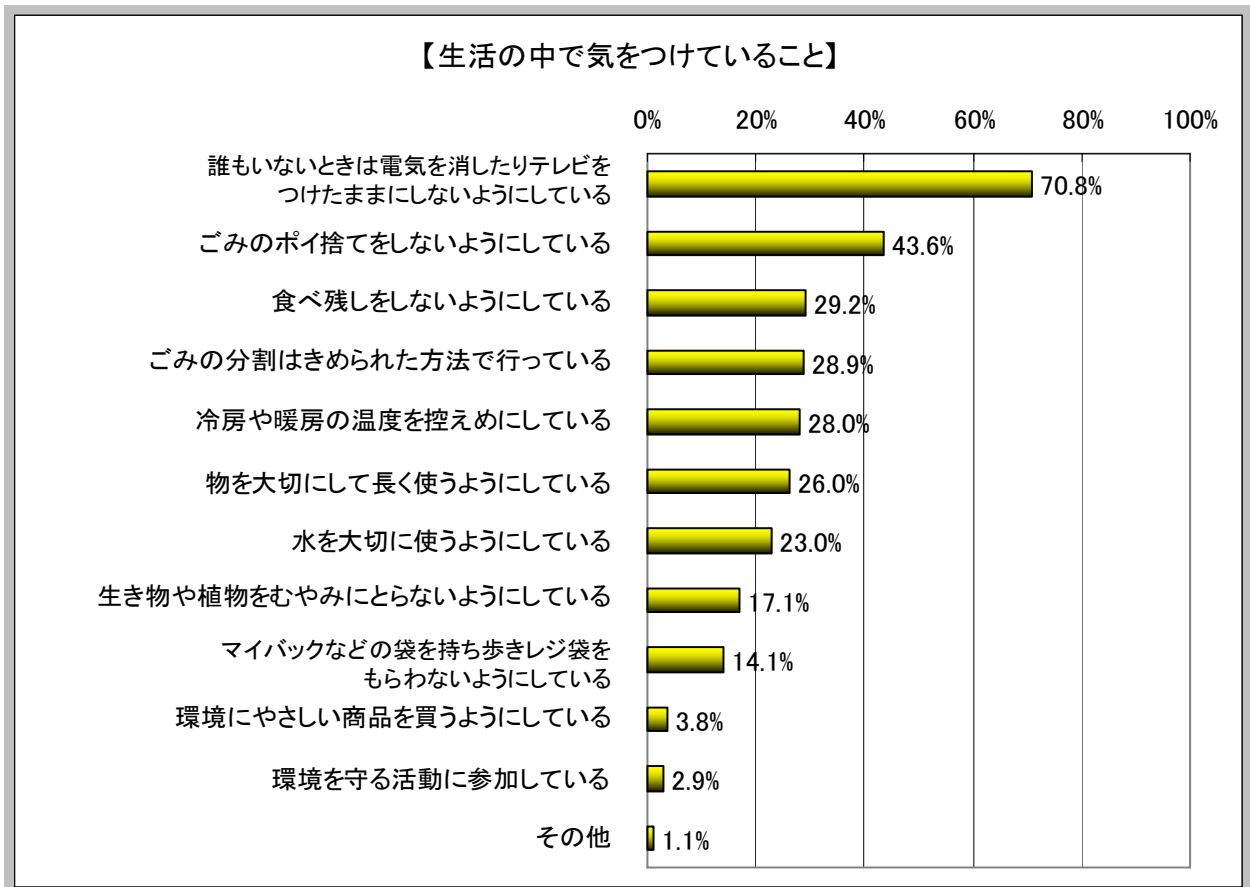
### ④延岡市の環境を良くするためのみんなの取組

延岡市の環境を良くするため、みんなで取り組まなければならないこととして、「海や山、川などの自然豊かな風景をまもること」、「物を大切に使うことやリサイクルなどごみを少なくすること」といった回答が多くなっています。



⑤生活の中で気をつけていること

普段の生活の中で、環境に配慮していることは、「電気やテレビをつけたままにしない」が最も多くなっています。



## 2. 環境の現状と課題

### 2-1. 地球環境

#### 1. 二酸化炭素排出対策

##### (1) 国際的な取組

平成4年(1992年)に国連気候変動枠組条約が採択され、同年、ブラジルのリオデジャネイロにおいて開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)において、世界中の多くの国が署名を行い、平成6年(1994年)に国連気候変動枠組条約が発効しました。

これを受けて第1回の締約国会議がドイツのベルリン(COP1)から始まり、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力ある目標」を定めることが決められました。

平成9年(1997年)には、地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、先進各国の温室効果ガス排出量について、削減約束を定めた「京都議定書」が採択されました。

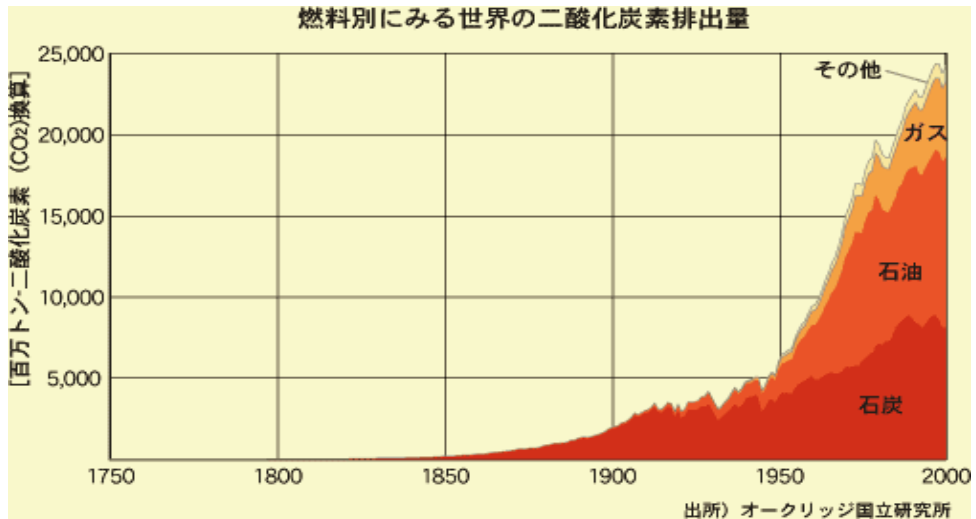
「京都議定書」は、様々な経過を経て平成17年(2005年)2月に発効され、我が国においては、温室効果ガスの排出量を「平成20年(2008年)から平成24年(2012年)」の第1約束期間に、平成2年(1990年)レベルから6%削減するという法的拘束力を持つ具体的な数値目標が定められました。

平成19年(2007年)2月のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次報告書によれば、気候が温暖化していることは疑う余地もなく、最近の50年は過去100年の2倍に気温上昇が加速していると言われていました。また、同報告書の予測によれば世界の平均気温は、環境保全と経済発展を地球規模で両立させる努力をしても、今世紀末の気温上昇は1.8°Cとなり、化石エネルギーを重視する高い経済成長を目指すと4.0°Cになると言われています。

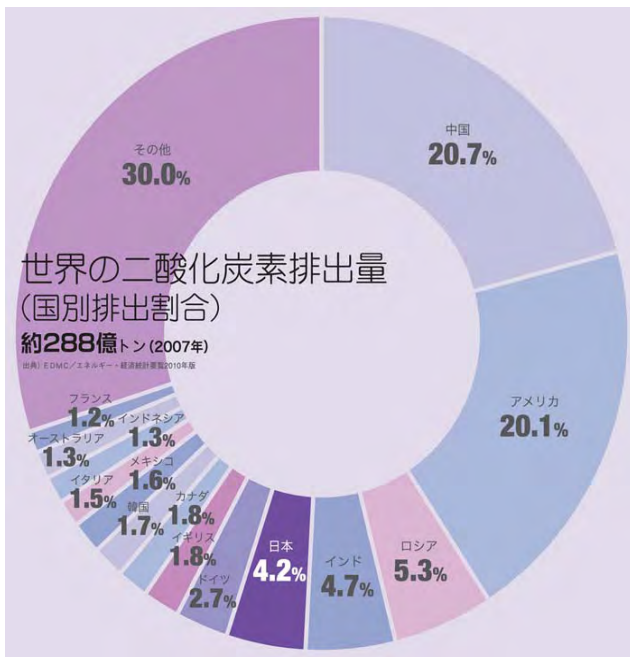
このような中、日本は、2008年1月のダボス会議において、世界の温室効果ガス排出量を今後10~20年の間をピークとし、2050年には少なくとも半減させるという「クールアース推進構想」を表明しました。

同年7月のG8洞爺湖サミットにおいても、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも2005年比で50%削減するとの目標を気候変動枠組条約の締約国間で共有し、採択を求めることで合意しています。

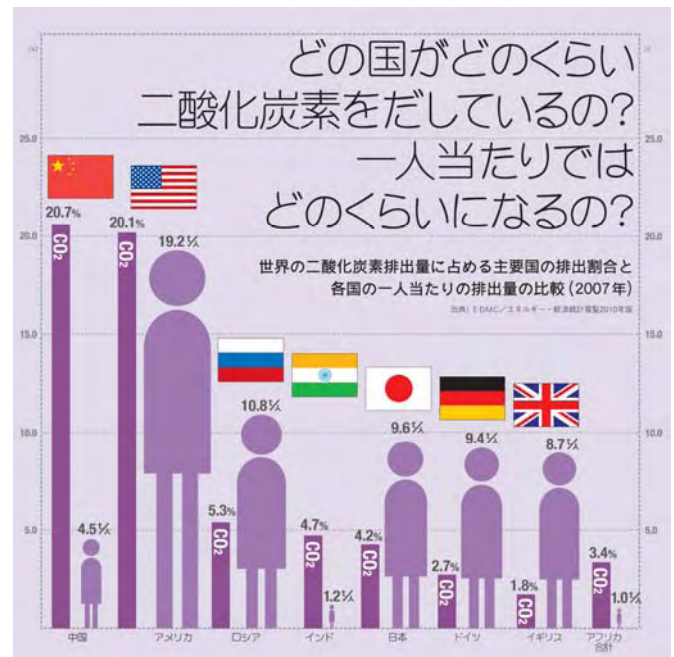
また、平成21年(2009年)9月鳩山内閣総理大臣がニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、すべての主要国による公平かつ実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、我が国の目標として温室効果ガス排出量を平成32年(2020年)までに平成2年(1990年)比で25%削減するという国際公約を表明しました。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

## (2) 国内の取組

日本では、国際的な動きを受けて「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成 10 年 10 月に公布され、平成 11 年 4 月に施行されました。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責任を明らかにするとともに、その後の改正を経て、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定、報告、公

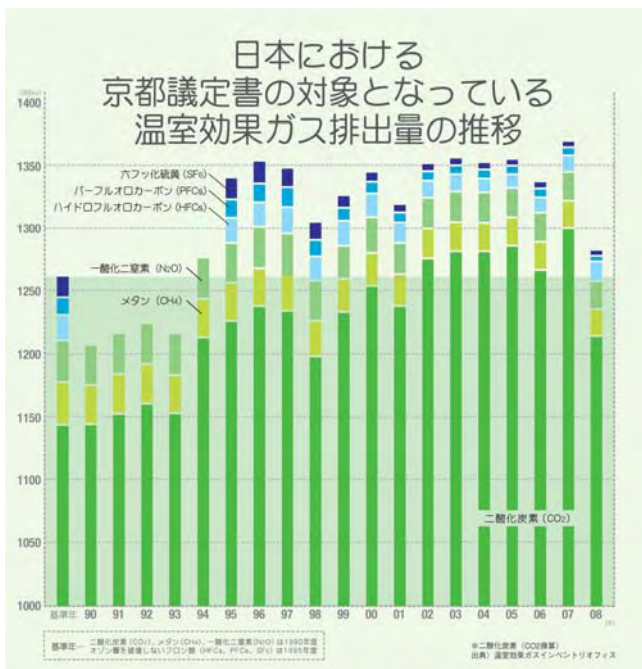


表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。さらに、平成20年6月には、排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定、報告、公表制度の対象拡大などを主な柱として改正がなされました。

また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、平成14年3月に「地球温暖化対策推進大綱」が決定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。

この計画においては、京都議定書で定められた6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されるとともに、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示されました。

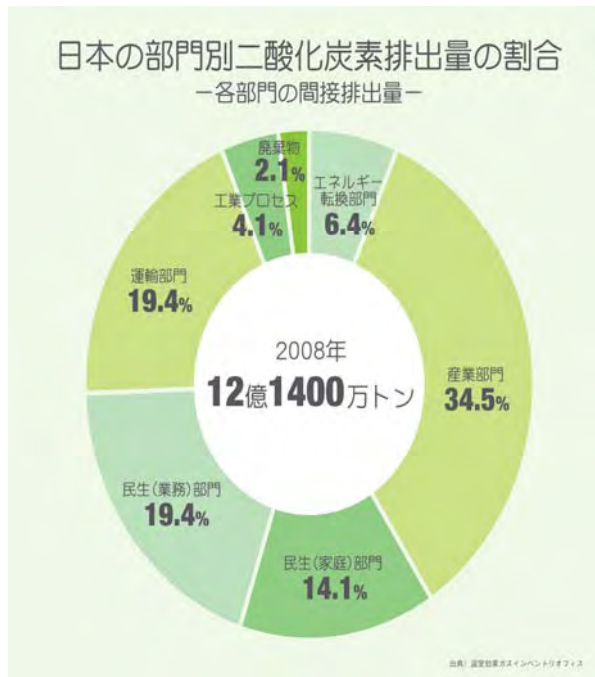
さらに、平成20年3月には「集約型・低炭素型都市構造の実現」などの追加対策が盛り込まれ、また、世界の温室効果ガス排出量を2050年までに半減させることを国際的に提案している日本の責任として、「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月閣議決定）において2050年までに現状から60~80%削減するという目標を定めるなど、ますます地球温暖化対策における各主体の役割が重要となっています。



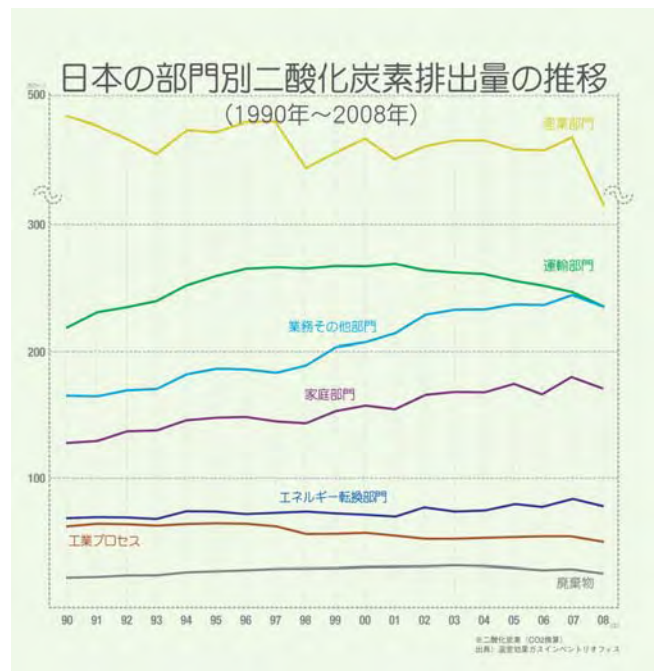
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

### (3) 本市の取組

本市では、平成5年に地球環境にやさしい暮らしを目標に地球環境保全都市宣言を行いました。

平成11年3月には「延岡市環境基本条例」を制定するとともに、この条例に基づき平成13年3月に環境のマスタープランである「環境基本計画」を策定し、この取組の中で地球温暖化対策を実施してきました。

また、平成14年3月には、市が行う事務事業により排出される温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止に寄与するため、「延岡市環境保全率先実行計画」（地球温暖化対策実行計画）を策定しました。

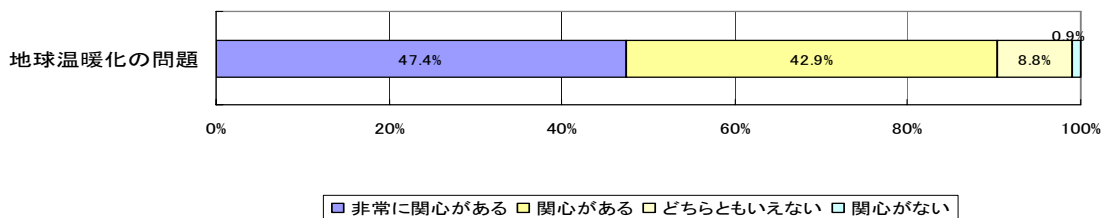
この計画において、市の事務事業に係る温室効果ガスの総排出量を、2011年度（平成23年度）までに、2004年度（平成16年度）、2005年度（平成17年度）の総排出量の平均より8%削減することを目標に掲げ、指定袋制によるごみ処理の有料化や廃プラスチック類の資源化、公用車・空調に使用する燃料の削減や省エネ活動、環境への負荷の少ない物品を積極的に調達するグリーン購入等の取り組みを推進しています。

さらに、平成16年3月には、国際規格であるISO14001の認証を取得し、環境法令の順守や環境保全性の高い事務事業に関する目的目標の設定などについて、継続的改善を図ることにより、環境にやさしい行政事務を推進しています。

市民アンケート調査によると地球温暖化問題への関心は非常に高く、90.4%の市民が関

心があると回答しています。また、本計画において強化すべき施策として 83.5%の市民が地球温暖化防止を挙げています。

環境問題への関心



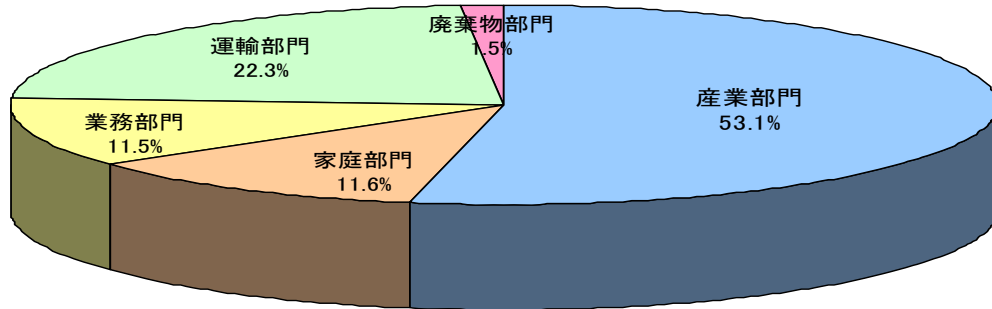
本市で排出された平成 20 年度（2008 年度）の二酸化炭素の総排出量は、1,271 千 t-CO<sub>2</sub> となっており、平成 2 年度（1990 年度）の基準年度の総排出量 1,293 千 t-CO<sub>2</sub> に比べ 1.7%減少しています。これは、産業部門のうち排出のほとんどを占める製造業において、景気低迷による製造品出荷額の減少が見られることから、生産活動の低下による減少であると考えられます。

また、二酸化炭素の部門別の排出割合を見ると、産業部門が 53.1%、家庭部門が 11.6%、業務部門が 11.5%、運輸部門が 22.3%を占め、この 4 部門における排出量が全体の約 98.5%を占めています。

延岡市の二酸化炭素排出量の推移

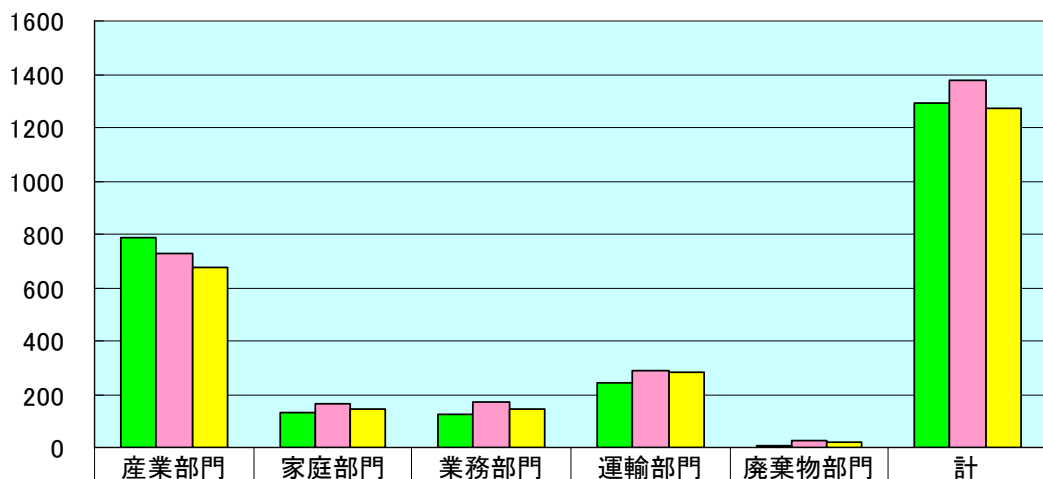
			基準年度(1990年度)	2008年度		
			排出量 (千t-CO <sub>2</sub> ) ①	排出量 (千t-CO <sub>2</sub> ) ②	排出割合 (%) ③	増減率(1990年度比) (%) (②-①)÷①
エネルギー起源	産業部門	製造業	690.25	600.58	47.25	▲ 13.00
		建設業・鉱業	26.77	21.18	1.67	▲ 20.90
		農林水産業	70.37	52.75	4.15	▲ 25.00
		小計	787.39	674.50	53.07	▲ 58.90
	家庭部門		130.44	146.92	11.56	12.60
	業務部門(サービス業、事務所)		123.86	146.18	11.50	18.00
	運輸部門	自動車	232.17	273.63	21.53	17.90
		鉄道	8.65	8.47	0.67	▲ 2.00
		船舶	1.85	1.55	0.12	▲ 16.60
		小計	242.67	283.65	22.32	▲ 0.70
非エネルギー起源	廃棄物部門		8.23	19.58	1.54	137.90
合計			1293.0	1271.0	100.0	▲ 1.70

延岡市の部門別二酸化炭素排出割合（2008年）



延岡市の部門別二酸化炭素排出量の推移

<単位：千t-CO<sub>2</sub>>



	産業部門	家庭部門	業務部門	運輸部門	廃棄物部門	計
■ 基準年(1990)	787	130	124	243	8	1,293
■ 排出量(2007)	727	162	174	286	25	1,374
■ 排出量(2008)	675	147	146	284	20	1,271

■ 基準年(1990) ■ 排出量(2007) ■ 排出量(2008)

<課題>

- 二酸化炭素の排出を抑制するため、各主体が環境に著しく負荷を与えていることを自覚し、自主的に環境にやさしい行動、活動を行う必要があります。
- 国や県、その他各種機関、団体と連携しながら、効果的な地球温暖化対策を推進する必要があります。
- 各主体の地球温暖化対策を推進するため、積極的な関連情報の提供を図る必要があります。

## 2. エネルギー使用の合理化

2度にわたるオイルショックを経験したわが国では、日本経済の発展のため、国内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に加え、エネルギー使用効率を改善して従来のエネルギー使用実態そのものを合理化していくことになりました。このオイルショックを契機として、昭和45年（1970年）に「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、「省エネ法」という。）」が制定され、以後、昭和48年から平成18年（1973年～2006年）の33年間で日本のGDPが約2.3倍に増加する一方で産業部門のエネルギー使用量は変わらずに推移するなど、同法施行の趣旨は達成されたかのように思われました。

しかし、同じ33年間で運輸部門は約2.1倍に、民生部門は約2.5倍にエネルギー使用量が増加しており、また、平成9年（1997年）に採択された京都議定書により、日本の二酸化炭素排出量を平成2年（1990年）の排出量を基準に6%削減する目標を掲げたため、これらの部門での対策が必要になりました。

これを受けて、輸送分野やオフィスビルへの適用拡大及び工業分野への規制の強化が図られるとともに、平成21年（2009年）には省エネ法が改正され、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門における対策の強化が必要との判断から、オフィス、コンビニ等や住宅、建築物に係る省エネ対策が強化されエネルギー管理の単位が工場単位から事業者単位に変わるなど、エネルギー使用のさらなる合理化が求められているところです。

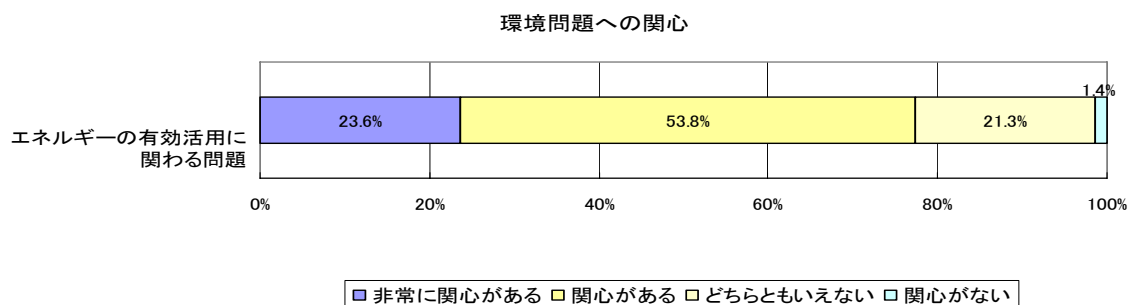
このような中、本市は省エネ法に基づく特定事業者として、エネルギー使用状況等の定期的な報告や中長期計画の提出など、エネルギー使用の合理化に関する様々な義務が課せられるようになりました。

本市では平成21年4月に運転を開始した新清掃工場（夢の杜）において一般廃棄物（ごみ）の焼却で発生した蒸気を、隣接するクリーンセンター事務所、ヘルストピア延岡及び延岡総合文化センターの給湯、冷暖房や妙田下水処理場の消化槽加温などに利用するほか、発電設備を設置し、隣接するクリーンセンター事務所、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザゲン丸館、ヘルストピア延岡、妙田下水処理場及び衛生センターへ給電しています。

また、妙田下水処理場においては、消化槽から発生するメタンガスを利用した発電を行ない、同施設で使用する電力の一部を賄っており、平成21年に完成した消防庁舎では、環境にやさしい自然エネルギーを利用した太陽光発電を行い、エネルギー使用の合理化を図っています。

さらに、平成21年9月には、延岡市バイオマスタウン構想を策定し、木質バイオマスや未利用バイオマスなど人や環境にやさしいバイオマスの利用促進を図っています。

市民アンケート調査によれば、エネルギーの有効活用に関する問題について、77.2%の市民が関心があると回答しています。



<課題>

- エネルギー使用の抑制や効率的な利用を促進することにより、エネルギー消費の少ない社会システムの構築に取り組む必要があります。
- 市有施設においては、改正省エネ法に基づき、より一層のエネルギー使用の合理化に努めるとともに、新エネルギー設備の積極的な導入を図る必要があります。

### 3. 二酸化炭素吸収源としての森林

京都議定書において、温室効果ガスを平成2年（1990年）レベルから6%削減するという目標を掲げていますが、その3分の2に相当する3.8%は、森林による二酸化炭素の吸収で達成する計画となっています。

しかしながら、その対象となる森林は、1990年以降、新たに造成された森林及び適切な森林経営が行われた森林に限るものとされており、また、新たに造成された森林については、社会活動を営んでいる土地や農地など別の土地利用から森林に転換した場合のみ認められるため、森林面積が国土の7割を占める日本にはほとんど対象地はなく、吸収源になり得るのは主に間伐等の適切な森林経営が行われた森林となっています。

本市の森林面積は73,337haで行政区域面積の84.5%を占めています。本市では、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、延岡市森林整備計画に基づき「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の機能区分に応じ、適切な森林施業に努めています。さらに、多様な木材需要に対応するための長伐期施業や市民が参加した森づくりなどが進められています。

経営形態別森林面積（H21.3.31現在）

経営形態		総面積	
		面積 (ha)	比率 (%)
国有林		9,429	13
私有林	延岡市有林	6,192	8
	県営林	3,752	5
	森林農地整備センター	5,996	8
	宮崎県林業公社	2,881	4
	その他	45,087	62
	私有林小計	63,908	87
総計		73,337	100

#### <課題>

○二酸化炭素吸収源対策として、森林の適正な保全整備に努める必要があります。



## 2-2. 自然環境

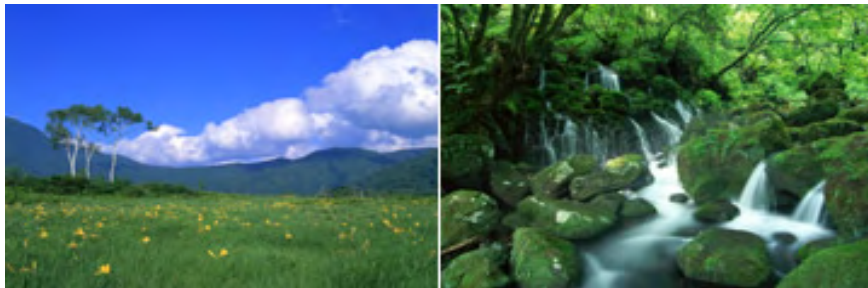
### 1. 生物多様性

生物多様性とは「すべての生物の間に違い（変異性）があることで、生態系の多様性、種の多様性、種間（遺伝子）の多様性を含む」（生物多様性条約より）と定義されています。

生態系の多様性とは、森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があることで、また、種の多様性とは、大型の動植物から細菌などの微生物にいたるまでいろいろな生き物がいることです。さらに、種間（遺伝子）の多様性とは、同じ種であっても個体間で、また、生息する地域によって体の形や行動などの特徴に少しずつ違いがあることです。

生物多様性は、私たち人間が生きていくうえで大きな恵と豊かさを与えてくれます。

雲の生成や雨を通じた水の循環、それに伴う気温・湿度の調整には植物の葉からの蒸散や森林、湿原などが水を蓄える働きが関係しています。さらに、豊かな土壌は生き物の死骸や植物が分解されることにより形成され、森から窒素・リンなどの栄養分が河川を通じて海までつながり、豊かな生態系を育むなど、人間のみならず、すべての生命が存立する基盤を支えています。



・酸素の供給 ・気温・湿度の調節

・水や栄養塩の循環 ・豊かな土壌

また、農作物は、害虫やそれらを食べる鳥、受粉を助ける昆虫、土壌中の微生物などの様々なつながりの中で育ち、海の幸である水産物も、プランクトンや海藻、貝、魚などがつながりあう海の生態系の恵です。

農産物の品種改良は、野生の種が持つ豊かな遺伝情報の中から、味がよい、病気に強いといった優れた性質を選び出すことによって行われます。



食べ物

・木材

・医薬品

・品種改良

（出典：環境省より）



しかしながら、近年では、人間活動や開発など人が引き起こす負の要因により、動植物そのものの個体数や生息・生育環境の減少、悪化などが生じています。また、人の働きかけにより多様な生態系を維持してきた里山や草原が利用されなくなった結果、その環境に特有の生きものが絶滅の危機に瀕しています。さらに、外来種や化学物質などを人が持ち込むことによる生態系の攪乱に加え、深刻化する地球温暖化問題が生物多様性に危機をもたらしています。

国際的にも、多くの野生動植物が急激なスピードで絶滅に向かい、生育環境の悪化や生態系の破壊に対する懸念が大きくなったことから、昭和 50 年（1975 年）に絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引を制限する「ワシントン条約」や、水鳥の生息に重要な湿地の保全に向けた「ラムサール条約」が発効されました。しかしながら、このような条約で特定の場所や生物を守るだけでは不十分であることが明らかとなり、平成 4 年（1992 年）、ブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて「国連気候変動枠組条約」とともに、「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」が採択され、翌年に発効しました。

この生物多様性条約では、生物の多様性を生態系、種、遺伝子というレベルでとらえ、次の 3 つを目的としています。

- ① 多様な生物をその生息環境と共に保全すること
- ② 生物多様性の構成要素（生物資源）を持続可能に利用すること
- ③ 遺伝子資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に分配すること

こうした中、平成 13 年（2001 年）国連の呼びかけにより、多くの国際機関や政府、企業、科学者などが参加し、生物多様性が人間の幸福や福利にどのように役立っているかという視点で生態系を総合評価するミレニアム生態系評価が始まり、平成 17 年（2005 年）にその成果が発表されました。

一方、日本では、平成 7 年（1995 年）に生物多様性の保全と持続可能な利用にかかわる日本の施策の目標と取組の方向性を定めた「生物多様性国家戦略」が策定され、生物多様性に関する国内外の様々な動きに対応するため、平成 14 年（2002 年）には「新・生物多様性国家戦略」として見直しが行われ、平成 19 年（2007 年）には「第三次生物多様性国家戦略」として新たな計画の下、生物多様性に関する取組がスタートしました。この「第三次生物多様性国家戦略」においては生物多様性から見た国土の望ましい姿を示し、過去 100 年の間に破壊してきた国土の生態系を 100 年かけて回復する「100 年計画」として提示するとともに、地方、民間の参画の必要性を強調し、それを踏まえた上で、今後取り組むべき施策の方向性を示しています。

また、平成 20 年（2008 年）には、生物多様性条約の国内実施に関する包括的な法律として「生物多様性基本法」が公布され、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を示すとともに、三次にわたり策定されてきた「生物多様性国家戦略」が法律に基づく戦略として位置づけられました。さらに、平成 22 年（2010 年）3 月には、生物多様性基本法

に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定されとともに、10月には日本が議長国となり、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されました。

このCOP10では、特に遺伝子資源のアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」と中長期目標（ビジョン）、短期目標（ミッション）及び20の個別目標などが「愛知目標」として採択されました。

中長期目標については、「自然との共生」を掲げ、「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し、すべての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」ことが合意され、また、短期目標については、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨の文言となりました。

そのほか、SATOYAMA イニシアティブを含む持続可能な利用、バイオ燃料、農業、森林、海洋等各生態系における生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る決定の採択が行われました。

## 2. 水辺環境

### (1) 河川

本市は、「水郷延岡」と呼ばれるように五ヶ瀬川水系を初めとする一級河川と、沖田川水系（沖田川、浜川）や小川、細見川を含む二級河川及びその他の中小河川など、多くの河川が延岡湾へ流れ込み、農業や漁業及び工業など広く市民生活を支えています。

五ヶ瀬川水系の一級河川は、川幅もあり比較的豊富な水量に恵まれ、上流域は「日本の自然100選」に選ばれた祝子川溪谷などを有する祖母傾国定公園や県立自然公園に囲まれ、河川周辺は希少な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を形成しています。

中流域は、兩岸をスギやヒノキなどの人工林に覆われ、比較的流れも緩やかで湾曲もあることから瀬や淵が多く点在し、アユやヨシノボリなど多種多様な魚類の生息する場となっています。

下流域から河口部にかけては、ヨシ群が広がりオオヨシキリやサギ類などの野鳥が営巣する場所となっています。

五ヶ瀬川水系北川流域の北川町や北浦町三川内地区では、ホタルが生息するきれいな川づくりを目的に地域住民をあげて環境美化活動が行われています。

沖田川、井替川は、護岸整備などにより兩岸にコンクリートなどの構造物が多く見受けられますが、カマキリ（アユカケ）などの貴重な魚類が確認されているほか、下流域にはハマボウの自生地が広がり、その植生を保全する取組が行われています。

友内川は、自然な河川環境を数多く残し、下流域には多くのヨシ群が広がりトンボや昆虫、野鳥などが多く見られ、アカメ（マルカ）、タナゴモドキなど絶滅が危惧されている魚類等も数多く生息しています。

特に、アカメ（マルカ）は、本河川を代表する希少な魚類であることから、「マルカをそだてる会」を結成するなど、地域住民、行政が一体となり河川環境を保全する取組が行われています。

### (2) 海岸

本市の海岸線は、北部、南部のリアス式海岸と中央部の砂浜で形成されています。日豊海岸国定公園に指定されている延岡市北部の沿岸部は、屈曲の多いリアス式海岸で、急崖が海に臨み、沖合には大小の島々が点在し風光明媚な自然景観を呈しています。

海岸沿いには、展望台や海水浴場、レクリエーション施設などが点在し、シーズンになると多くの市民や観光客で賑わっています。

北浦町の高島にはビロウが自生し、日本北限の自生地として国の天然記念物の指定を受けています。また、北浦湾や須怒江湾では、浅瀬の生態系を保全する取組として母藻の設置などによる藻場再生が行われています。さらに、島浦町周辺の海域では、オオスリバチサンゴの群生地が広がり、その群体は均整のとれたロゼット状（美しいバラの花弁状の配列）を成し、国内最大の群生地として学術的にも重要性が高く、観光資源的としても大き

な価値を有しています。また、その他数多くのサンゴ群が生息していることから、その生態系を保全するため保護区域の設定や背後地である砂浜の清掃などが実施されています。

市内沿岸の中央部は、延長約 7 km に渡って砂浜が分布し、ハマヒルガオやグンバイヒルガオなどの海岸砂丘草本群落帯が分布しています。また、毎年 5 月から 8 月の終わりにかけて、希少種であるアカウミガメが産卵のため上陸していますが、最近では、砂浜の浸食や海洋汚染などによりその個体数が減少しています。

南部の鯛名町から赤水町の海岸にかけては、ウバメガシ群落やアコウ群落など宮崎県レッドデータブックに記載されている希少植物群落が分布しています。

### (3) 湿地・ため池等

北川町にある家田・川坂湿原は、グンバイトンボやオグラコウホネ、ヌマゼリなど希少野生動植物が数多く生息・生育し、固有種や新種も数多く発見されていることから環境省による「日本の重要な湿地 500 選」に選定されています。また、平成 21 年 3 月には、宮崎県野生動植物の保護に関する条例に基づき県の重要生息地の指定を受け、地区住民を挙げて湿地の保全、再生などの取組が行われています。

市内の湾内には、数多くの干潟や塩沼地が見られ、南部に位置する妙見湾の塩沼地では、シバナやハマゼリなどの希少な塩沼地植物が生育し、干潟ではそこに生息する生き物を餌とする野鳥が数多く観察されるなど豊かな生態系を形成しています。その生態系を保全、再生する取り組みとして、カキ殻の除去や耕うん等が実施されています。

また、市内には農業団体が管理するため池や用水路が数多く点在し、トンボをはじめとする多くの野生動植物の生息・生育の場となっています。

#### <課題>

- 河川改修の際には、治水との調和を図りつつ各河川、流域の自然環境に配慮することが重要です。
- 湿地、藻場、干潟等は数多くの動植物を育む重要な生態系であることから、適切な保全、再生の取組を推進する必要があります。
- 野生動植物の生息・生育の場となっているため池や用水路の適正な維持管理を行う必要があります。
- 市民、事業者、行政が協力して、水辺環境を保全する取組を推進する必要があります。

### 3. 多様な生物を育む森林

本市の森林は、その半数がスギ・ヒノキを中心とする人工林で占められています。

その一方で、祖母傾国定公園に属する行藤山や大崩山には、タブ林、イチイガシ林、スダジイ林、コジイ林等の照葉樹林が分布しています。標高 800m 付近からはウラジロガシ、アカガシ、ミズナラなどの常緑広葉樹林やモミ、ツガなどの常緑針葉樹林がみられ、また、標高 1000m 以上からは、ブナなどの天然林が広がり、希少動植物や珍しい野鳥の生息の場となっています。

また、市内中心部には、城山、今山、愛宕山など広葉樹が点在する森林が残され、昆虫、野鳥など身近な生物とふれあうことができる憩いの場として、多くの市民に親しまれています。

本市では、森林環境税などを活用した針広混交林化や自然度の高い森林への誘導などが図られているほか、五ヶ瀬川流域の森林では、市内の企業や漁業者、市民ボランティアなどが参加した森づくりが行われています。

近年では、シカやイノシシなどによる林産物への被害が増加し、特にシカの食害は、植栽地の裸地化や森林荒廃を招き、野生動植物の生息・生育環境の悪化など生態系への影響が懸念されていることから、各機関と連携した有害獣対策を図っています。

#### <課題>

- 人工林については、成長段階に応じた除間伐など適切な保育管理を図るとともに、伐採後の更新に際しては、地形や土壌条件に応じた適切な樹木の選定が必要です。
- 市内中心部にある森林は、身近な生物にふれあえる場として保全する必要があります。

#### 4. 生物多様性と農林水産業

農林水産業は、私たちの生存に必要な食料や生活物資などを供給する活動であるとともに、多くの生きものにとって貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成、維持など生物多様性に大きく貢献しています。

特に、農山漁村地域を形成する里地、里山、里海は、生産活動など人の働きかけにより維持されている自然環境であり、人と自然が関わりながら多くの生き物が共生する豊かな生態系を育んでいます。

このように、多様な機能を有する農地や森林、沿岸域の環境を維持・発展させていくためには、生態系に配慮した環境にやさしい持続可能な農林水産業の推進が必要です。

本市の農業は、その多くが稲作を中心とする兼業農家で、ほとんどが経営耕作面積 50 アール未満の零細な規模であり、中山間地域においては、小さく狭い農地や急傾斜地が多いことも課題となっています。

こうした中、本市では、直売所等を活用した地産地消の推進をはじめ、安心、安全な農作物の供給や減農薬、減化学肥料による環境への負荷を低減するため、有機肥料栽培や家畜排せつ物の適正処理など環境保全型農業の推進を図っています。

また、農村地域の過疎化や農業従事者の高齢化、担い手の減少、さらには有害鳥獣被害による耕作放棄地、遊休農地の解消を図るため、放牧や制度事業を活用した耕作放棄地の再生、有害鳥獣の駆除などが実施されています。

一方、本市林業は、10ha 未満の零細な林家が半数を占め、近年、木材価格の低迷による経営意欲の低下から林業従事者の減少、後継者不足などの問題が深刻化しています。

この様な状況を解消するため、木材の流通促進による延岡産材の利用拡大や森林施業プランナーを活用した効率的な林業の推進、さらには、関係機関と連携した林業後継者の育成など林業振興を図るための取組を進めています。

また、まき網漁業や養殖業を中心とする水産業では、資源保護と水産動植物の生育環境を保全するため、禁漁区・禁漁期の設定や稚魚貝の放流、藻場、干潟、サンゴ礁が育む生態系を維持する取組などが実施されています。

##### <課題>

- 環境にやさしい農林水産業の振興を通して、多様な生態系を育む森林、藻場などを保全する必要があります。
- 林道や農道などの生産基盤整備に際しては、周辺の自然環境に配慮することが必要です。
- 人と自然が関わりながら多くの生き物が共生する、里地、里山、里海の環境を保全する必要があります。

## 5. 野生動植物

本市では平成 11 年度、旧市内に生息・生育する動植物の調査を実施し、その結果を平成 12 年 3 月、報告書並びにデータ集として発刊しました。その後、追加調査等を行い、平成 13 年 3 月に補足調査報告書（データ集を含む）を発刊しています。

さらに、北方町、北浦町、北川町との合併により市域が拡大したことや前回の調査から 5 年以上経過していることから、平成 18 年度より新市の区域で新たな調査を開始しました。

平成 22 年度中には調査を完了し、平成 23 年 3 月にその結果を報告書として発刊することとしています。

この調査は、専門家や愛好家の協力により、植物や哺乳類を初めとする 12 分野の野生動植物について生息・生育状況を調査し、保護の必要性がある生息地等について明らかにしています。

詳細な内容については、「延岡市環境基本計画自然環境調査 報告書」に記載しています。

### (1) 植物

#### ①植物群落

沿岸部のリアス式海岸や河口域、入江には、特異な塩沼地植生がみられ、砂丘海岸には、砂丘植物群落が帯状に分布しています。北部海岸では、マサキ、トベラを主体にした海岸風衝低木林が見られます。また、平野部では耕作地が多く、水田雑草群落や畑地雑草群落が見られますが、低湿地や池沼では、湿性植物群落や浮葉沈水植物群落が分布しています。

#### ②植物相

本市において宮崎県レッドデータブック（2010 年度改訂）掲載種が 204 種確認されています。また、宮崎県レッドデータブックには掲載されていないが、重要と思われる 27 種を合わせると 231 種が確認されています。

### (2) 動物

#### ①哺乳類

本市の哺乳相は、平地から標高 1643.3m の標高差があり、可愛岳、行藤山に見られるような陰岨地から大瀬川、五ヶ瀬川などの河川までの幅広い環境要素を持っているため、哺乳相も平野から山岳地帯に生息する種数は 14 種に達しています。

#### ②鳥類

本市の野鳥観察記録は 1990 年からの記録で現在 256 種が確認されています。

### ③サンゴ

島野浦の海中公園を中心に 60 を越えるオオスリバチサンゴの大型群体が密集した大群落を構成しています。本群落は国内最大の群生地として学術的に重要なものとなっています。

### ④魚類（淡水魚）

本市全体で 14 目 40 科 114 種の魚類が確認されています。

### ⑤昆虫

#### ・トンボ

宮崎県内で 97 種類のトンボが記録されていますが、本市では、この内 87 種が確認されています。

#### ・蛾

本市において、平成 18 年度からの調査で新たに 37 科、972 種にのぼる蛾類が記録されています。また、平成 12 年の調査と合わせると、43 科、1204 種が確認されています。

#### ・蝶

チョウ類は、在来種 98 種、偶産種 13 種の計 111 種が記録されています。

平成 13 年の「延岡市環境基本計画自然環境補足調査」から新たに在来種 7 種、偶産種 2 種の合計 9 種が記録されています。

#### ・甲虫類

本市では、830 種の甲虫類が確認されています。



### (3) 希少動植物

平成 18 年度から平成 22 年度にかけて本市が実施した動植物調査では、国や県のレッドデータブックに記載されている希少動植物が数多く確認されています。

分野	確認された主な希少動植物
植物	イモネヤガラ、オオバネム、オグラコウホネ、ツチビノキ、アキノハハコグサ、ヌマゼリ、ヤマホウズキなど
哺乳類	ニホンカモシカ、ユビナガコウモリ、ホンドモモンガ、ヤマネなど
鳥類	カンムリウミスズメ、コアジサシ、ミゾゴイ、ツクシガモ、ブッポウソウ、ヤイロチョウ、ウチヤマセンニュウなど
淡水魚	メダカ、カマキリ、アカメ、タナゴモドキ、チワラスボなど
両生類・爬虫類	アカウミガメ
トンボ	ベッコウトンボ、コバネアオイトトンボ、グンバイトンボ、ベニイトトンボなど
蛾	ベニイカリモンガ、サザナミシロアオシヤク、オオシモフリヨトウ、クロズウスキエダシヤクなど
蝶	クロシジミ、タイワンツバメシジミ、ウラギンスジヒョウモン、オオウラギンヒョウモンなど
甲虫類	マダラクワガタ、ヒメケシゲンゴロウ、イカリモンハンミョウ、ヘイケボタル、タマムシなど

### (4) 特定外来生物

平成 18 年度から平成 22 年度にかけて本市が実施した動植物調査では、次の特定外来生物が確認されています。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、海外から移入した生物に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを中心に対応しています。

分野	確認された特定外来生物
植物	オオキンケイギク、オオフサモ
鳥類	ガビチョウ、ソウシチョウ
淡水魚	カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス

<課題>

- レッドリスト掲載種に代表されるように数が減少し、絶滅が危惧される生物も多く存在していることから、これらを保護していく取組や体制づくりが重要となります。
- 生態系に攪乱を生じさせる外来生物などに対する取組を推進する必要があります。
- 野生動植物の保護のため「延岡市環境基本計画自然環境調査報告書」の有効活用を進める必要があります。

## 6. 自然とのふれあい

近年、都市化や工業化の進行に伴い、日常生活そのものが自然とのふれあいであった昔とは異なり、人と自然との関係は希薄化し、自然との接触の機会が少なくなっています。

このような中で、自然とのふれあいを増やすことは、私たち人間が多様な生態系を構成する一部であることを認識し、自然と共生することの大切さや生物多様性の保全による持続可能な社会を後世に伝えることの大切さを知ることに繋がります。

多様で特色ある自然環境に恵まれた本市では、この自然環境を活用した森林公園や河川敷を利用した緑地、海水浴場など様々な自然とふれあえる施設が市内各地に整備されています。

特に、祖母傾国定公園や県立自然公園、日豊海岸国定公園を中心とした一帯は、優れた自然と美しい景観に親しむことができる貴重な観光・レクリエーションの場となっています。

このような、海、山、川など本市の特徴的な自然を観光資源として活用した体験型観光などが実施されています。

むかばき青少年自然の家やリバーパル五ヶ瀬川では、周辺の自然環境を生かした野生動植物の観察会など、自然とふれあえる体験学習が実施されています。また、北方町の鹿川溪谷（キャンプ場）や北浦町の清流荘、北川町の祝子川溪谷（キャンプ場）では、清流や緑あふれる山々に囲まれた豊かな自然環境の中に宿泊施設が整備され、夏場には多くの観光客で賑わっています。

一方、市内北部に位置する日豊海岸には、下阿蘇ビーチなどの海水浴場が点在し、須美江家族旅行村では、水族館やビーチの森などの施設が整備され、海や山の緑が織りなす色彩豊かな自然や森の生き物とふれあえる様々なイベントなどが実施されています。

また、市内中心部には、城山や愛宕山、今山など身近な自然とふれあえる森林が広がり市民の散策の場となっています。

### <課題>

- 本市の特色ある自然環境を活かした自然とのふれあいの場を確保する必要があります。
- 情報提供を通じて、各主体が積極的に自然とふれあうことができる機会づくりを提供する必要があります。

## 2-3. 快適環境

### 1. 快適空間

#### (1) 水辺空間

本市では、初夏から秋にかけて「鮎漁」が行われ、特に秋の「鮎やな」は県内外から多くの観光客を集める貴重な観光資源でもあります。延岡市の秋の風物詩となっている五ヶ瀬川の鮎焼きの香りは、訪れた人に元気と安らぎをあたえる「かおり」漂う風景として、平成13年度に環境省の「かおり風景100選」に選定されています。近年では親水性に配慮した水辺空間の整備等も行われ、市民にやすらぎと潤いを与えています。

水辺を利用したリバーフェスタや川下り等各種イベントの開催により水への親しみも高まっており、平成7年度には国土交通省の「水の郷百選」に選定されています。

一方、日豊海岸国定公園の指定を受けている海岸地域は平成18年度に環境省「快水浴場百選」の「海の部特選」に選定された下阿蘇海水浴場をはじめ、キャンプ場、レクリエーションやスポーツの場として広く活用されるとともに、絶好の釣り場として多くの人々に親しまれています。

#### (2) みどり

本市は、中心市街地となっている平地以外の広大な面積が山林に覆われ、行政区域の84%を山林等の樹林地が占めています。また、都市計画区域における緑地面積は7,196.1haで、都市計画区域の7割を占めています。

また、市街地を形成する海岸線には保安林の松林が広がっています。

昭和48年、本市は緑化都市宣言を行い、「市の木」、「市の花木」、「市の花」を制定し、延岡市緑化美化推進協議会の協力のもと、市民の緑化意識の高揚に努めてきました。また、現在は、延岡市花と緑のまちづくり推進協議会を中心に公共空間や宅地の緑化推進に努めています。



市の木「くろがねもち」



市の花木「ふじ」



市の花「かんな」

### (3) 公園

本市の1人当たりの都市公園面積は13.22m<sup>2</sup>/人(平成22年4月現在)で、国の目標公園面積である10.0m<sup>2</sup>/人(平成12年度末)を上回っています。

農村地域においては、12ヶ所の農村公園が設置されており、地元により維持管理がなされています。

また、北浦町や浦城町、島浦町の漁村地域においては、計9ヶ所の漁港公園が整備されています。

さらに、自然公園としては日豊海岸国定公園、祖母傾国定公園、祖母傾県立公園の3つの公園があり、15,982.6haが指定されています。

公園の整備状況 (H22.4.1現在)

区分	細区分	種別	箇所数	面積 (ha)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	77	15.52
		近隣公園	5	10.48
		地区公園	1	4.80
	都市基幹公園	運動公園	1	46.80
	特殊公園	特殊公園	5	47.90
	都市緑地	都市緑地	19	26.38
	緑道	緑道	1	3.40
	計		109	155.28
農村公園			12	2.42
漁村公園			9	3.00
児童公園			13	0.97
自然公園			3	15,982.60
合計 (都市公園を含むすべての合計)			145	16,144.27

※都市公園については供用面積

### (4) 景観

本市は、海、山、川等、豊かな自然環境に恵まれています。市街地は、大崩山、行藤山を背景に、五ヶ瀬川、大瀬川等の一級河川が流れ、愛宕山、城山、今山等と織り成す構図は美しく、四季折々のすばらしい自然景観を呈しています。

戦災により歴史的な街並みが消失した経緯があるものの、時を告げる城山の鐘に象徴されるような城下町としてのたたずまいも残しており、水郷のべおかならではの橋の多い河

川景観や、巨大な煙突の工場群も本市の特徴のひとつとなっています。

また、愛宕山から見る夜の景観（夜景）は、誰もが楽しめる夜景地として、県内で唯一「夜景百選」に選定されています。

本市では、先人から受け継いだ伝統、風格ある景観を保全し、市民一人ひとりが誇りを感じる魅力あるまちづくりを進めるため、平成6年度には都市景観条例を制定し、景観行政を推進してきました。

平成16年に施行された「景観法」に基づく「景観行政団体」へ平成20年4月に移行したことにより、平成22年には新たに景観計画を策定し、良好な景観の創出に努めています。

#### <課題>

- 親水性に配慮した水辺空間の保全、創出に努める必要があります。
- 公共空間の緑化をはじめとし、市街地の大部分を占める民有地の緑化についても市民の自主性を尊重しながら、その活動を支援することが必要です。
- 周辺の自然環境やまちなみと調和した景観の形成に努めるとともに、市民による自主的な景観づくりや市民協働の意識づくりを図る必要があります。

## 2. 歴史・伝統文化

### (1) 歴史的景観

本市内には国史跡南方古墳群に代表される古墳群や延岡城跡をはじめとする史跡、行藤山、比叡山等の名勝地および社寺仏閣等が多く点在し、特色ある雰囲気醸成しています。中でも、本市のシンボリック的存在である延岡城跡、そして内藤記念館やカルチャープラザのべおかなど文化施設が集中する川中地区は、これまで歴史と文化の薫る場所として多くの市民に親しまれるとともに、文化活動や生涯学習の場として広く利用されてきました。また、中世及び近代の史跡も多く、大友宗麟ゆかりの地のほか、西南戦争の戦跡や宿陣跡などがあります。

### (2) 文化財

本市には国史跡南方古墳群など貴重な歴史的・文化的遺産が数多く所在し、保護の観点から埋蔵文化財の発掘調査や各種文化財の保存、調査活動を行うとともに、郷土芸能などの無形民俗文化財について、「延岡市郷土芸能大会」「城山かぐらまつり」等を開催するなど、関係団体等とも連携し保存と伝承に努めています。

享保年間（1716～1736年）に建設された五ヶ瀬川の岩熊井堰は、文化財として本市の農業土木の歴史を伝えるだけでなく、現在も市内の農家に農業用水を提供しています。

延岡市の文化財

指定区分	指定内容	指定数	備考
国指定	史跡	1	南方古墳群（現存 38 基）
	名勝	1	比叡山および矢筈岳
	天然記念物	4	カモンシカ、祝子川のモウソウキンメイ竹林、高島のビロウ自生地、古江のキンモクセイ
県指定	史跡	4	延岡古墳群、北方村古墳、南州翁寓居跡、南浦箱式石棺群
	有形文化財	6	石造六地藏幢、内藤家旧蔵能狂言面、僧胤康関係資料ほか
	無形民俗文化財	1	伊形花笠踊り
	名勝	2	那智の滝、行藤山
	天然記念物	1	アカウミガメ及びその産卵地
市指定	史跡	4	小峰窯跡、沖田貝塚、延岡城跡、佐伯次郎惟治戦没地
	有形文化財	8	光久寺の梵鐘、延岡城下図屏風、夏田家文書、常夜灯ほか
	無形民俗文化財	4	行藤白太鼓踊り、三川内神楽、深瀬亥の子行事、家田の虫追い行事
	名勝	1	土々呂の観音滝
	天然記念物	4	ヤッコウソウ自生地（熊野江町）、行藤のキンモクセイ、市振神社のヤッコウソウ、三川内神社の桜

### (3) 伝統文化

市内各地に引き継がれる神楽をはじめ、伊形花笠踊り（伊形町）、行滕臼太鼓踊り（行滕町）、櫛伝馬踊り（大武町）、笠下臼太鼓踊り、打扇地藏祭り（以上北方町）、歌糸棒踊り、市振もじり踊り（以上北浦町）、家田虫追い行事、長井初摺り唄（以上北川町）などの郷土芸能やのぼり猿、紅溪石硯等の伝統工芸が伝承されてきました。

また、文化団体やグループ・サークルの育成をとおして伝統文化の振興を図るとともに、延岡総合文化センター、野口記念館、内藤記念館、カルチャープラザ等、文化活動の拠点となる施設の整備充実に努めてきました。さらに、市民が参画して開催される「のべおか天下一薪能」や「城山かぐらまつり」などは市内外からも多くの人が訪れ高い評価を得ています。

#### <課題>

- 歴史文化遺産の有効活用を図るとともに、展示機能の充実や歴史的建造物の保存整備を図る必要があります。
- 伝統的行事や郷土芸能などの伝承活動を促進するとともに、多くの市民が歴史、文化を活かした行事に参加できるよう情報発信に努め、伝統文化の振興を図る必要があります。



## 2-4. 生活環境

### 1. 大気環境

#### (1) 大気

二酸化硫黄は平成20年度1時間値が0.1ppmを超えた時間数、および日平均値が0.04ppmを超えた日数は全測定地点・局とも無く、環境基準を大きく下回っています。

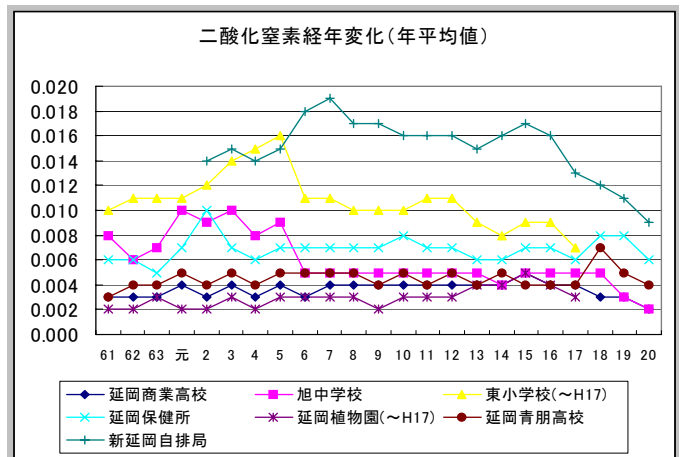
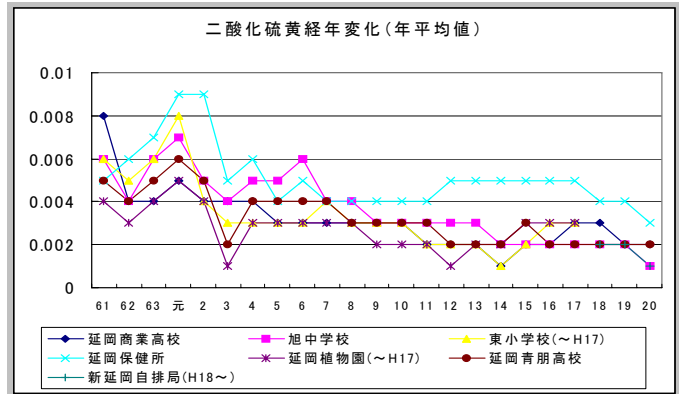
経年的にも低い値が続いており良好な状態が保たれています。

二酸化窒素は平成20年度の測定結果では、新延岡自動車排出ガス測定局においてやや高い値ですが、全測定地点・局で環境基準を下回り、良好な状態が続いています。

光化学オキシダントは、市内3地点で測定を行っており、大陸からの影響を受けていると考えられ、環境基準を満足できない状態が続いていますが、注意報発令までは至っていません。

浮遊粒子状物質は市内3地点で測定を行っていますが、環境基準を満足しており良好な状態が続いています。

一酸化炭素は新延岡自動車排出ガス測定局で測定を行っていますが、環境基準を満足しており経年的にも良好な状態が続いています。



#### <課題>

- 大気環境については、光化学オキシダントを除けば環境基準を達成していることから、この状態を維持するため、県と協力して引き続き大気の測定監視を継続することが必要です。
- 光化学オキシダントについては、県と協力した取組を行うとともに、注意報発令時には、市民への情報提供の徹底を図る必要があります。
- 自動車排ガス対策については、公共交通機関や低排出ガス車の利用促進を図る必要があります。
- 大気環境に負荷を与える野外焼却に関しては、ルールやマナーに対する周知徹底を図る必要があります。

## (2) 騒音・振動

公害に関する苦情の中で騒音に関するものは例年上位を占めており、平成 20 年度の騒音に関する苦情受理件数は 17 件でした。

製造事業所や建築・土木事業、商店・飲食店に係わるものが主ですが、最近では、居住系地域での建設作業現場に関係した苦情や家庭等からの近隣騒音に加え、低周波騒音等の新しいタイプの苦情が寄せられるようになってきました。

自動車騒音については、平成 11 年度より県が測定を行っており、延岡市内でも国道 10 号線や県道稲葉崎平原線に面する計 2 地点において測定を行っています。平成 20 年度国道 10 号線沿いの測定地点において環境基準達成率は 100%でしたが、県道稲葉崎平原線沿いの測定地点での環境基準達成率は、昼間 99.4%、夜間 99.3%となっています。

振動についての苦情は例年少なく、平成 20 年度は 1 件でした。

### <課題>

- 騒音・振動に関する苦情に対しては、騒音規制法、振動規制法及び延岡市生活環境保護条例の適正な運用を図るとともに、生活マナーの向上のための意識啓発等を図る必要があります。

## (3) 悪臭

悪臭を構成する物質は多種多様であり、事業場等の事業活動に起因するものから畜産業・家庭生活など広範囲にわたっています。平成 20 年度の悪臭苦情受理件数は 27 件であり、家庭排水や農地の施肥に利用する堆肥、畜産施設等が主な発生源となっています。

### <課題>

- 悪臭防止法に基づき、工場や事業場などの固定発生源対策に努めるとともに、生活排水や堆肥の悪臭に関し関係機関と連携した取組が必要です。
- 畜産施設からの悪臭対策について、今後さらに指導を徹底するとともに、きめ細やかな対策を講じていく必要があります。

## 2. 水環境

### (1) 水質

環境基準の類型指定がなされている河川・海域 32 地点を中心に、環境水質定点を設定して調査を行っています。

類型指定がなされている河川の BOD については平成 20 年度はすべての地点で環境基準を満足し、経年的にも良好な水質を保っています。

多くの河川では大腸菌群数が環境基準を満足していませんが、自然的要因が大きいと思われる。

海域では、延岡新港など、市内各 10 地点において調査を実施しています。海域の水質汚濁の指標である COD は、延岡湾でここ数年環境基準の前後で推移しており、平成 20 年度は 2 地点で基準を超過しています。

その他の地点ではすべて環境基準を満たしています。

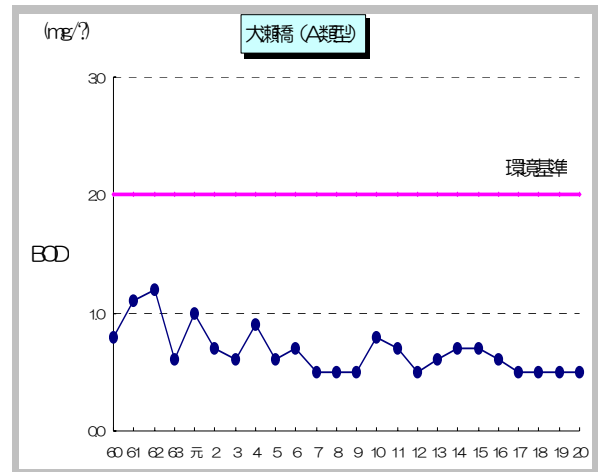
窒素、リンについて環境基準や排出基準が設定された河川、海域の指定水域はありませんが、経年的な変化を見るため、平成 20 年度現在、河川 12 地点、海域 10 地点で測定を行っています。浜川中橋や笹目橋の測定地点において高い値が出ていますが、全体的に総窒素、総リンとも良好な状態です。

### (2) 排水処理対策

生活排水対策総合基本計画に基づき、下水道（公共・特環）、農業集落排水、漁業集落排水、合併浄化槽により総合的な排水処理対策を実施しています。この中で、下水道事業における平成 20 年度末の事業認可面積は 2,130ha であり、下水道人口普及率及び下水道水洗化率は、それぞれ 70.8%、88.8%となっています。

また、下水道（公共・特環）、集落排水処理施設、合併浄化槽を含めた汚水処理人口普及率および汚水処理水洗化率は、それぞれ 89.7%、90.5%となっています。

一方、生活排水処理施設未普及世帯の対策として、公共水域に排出される汚泥負荷量をできるだけ少なくするため、五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会を中心に流域の関係市町村と連携を図りながら住民の意識啓発に取り組んでいます。



資料 延岡市の環境 平成 20 年度版

#### <課題>

- 河川、海域については、良好な水質を維持していることから、河川や海域に流入する全ての水系の水質に配慮しつつ、引き続き測定、監視を続ける必要があります。
- 第2次延岡市生活排水対策総合基本計画に基づき、計画的な公共下水道や合併浄化槽などの施設整備に努めるとともに、適正な維持管理に対する意識啓発を促進する必要があります。また、生活排水処理施設未普及世帯については、各河川流域の関係市町村と連携を図りながら、引き続き水質保全に対する意識啓発に努める必要があります。
- 県と協力して引き続き工場・事業場の排水の監視、指導に取り組む必要があります。

### 3. 地下水、土壌、地盤環境

平成22年4月に改正土壌汚染対策法が施行され、土壌汚染の規制強化や搬出土壌の適正処理の確保などが新たに定められました。

本市では、土壌汚染対策法に基づく汚染区域の指定はありません。

地下水汚染については、平成10年に市内工場において有機塩素系化合物による汚染が判明しました。この地下水汚染問題では、これまでに概況調査、定期モニタリング調査および汚染範囲を調査する汚染井戸調査を実施しています。また、並行して企業による浄化対策も実施されています。

地盤沈下については、法令に基づく地下水の採取に関する規制区域はなく、苦情の報告もありません。

#### <課題>

- 健全な土壌環境を維持するための施策を推進することが必要です。
- 地下水汚染区域内に対しては、引き続き浄化対策を進めるとともに、県と協力して監視を続けることが必要です。

## 4. その他の環境汚染対策

### (1) 化学物質

化学物質は、科学技術の進歩により私たちの身のまわりに数多く使用され、われわれの生活にはなくてはならないものとなっています。

このように非常に有用な化学物質も、適切な管理が行われず事故が起きたときなどは、深刻な環境汚染を引き起こすとともに、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。

このような中、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定され、化学物質そのものの有害性だけでなく、環境中への排出量を把握する仕組みも構築されています。

本市では、大気及び河川のダイオキシン類を測定していますが、測定を開始した平成12年から今日まで環境基準を満足する結果となっています。

また、ごみ処理施設のダイオキシン類等の対策として、新清掃工場が平成21年度より稼働していますが、新施設の排出保証値は、ダイオキシン類で法規制の0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nに上乗せした0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下の性能を有する施設となっています。

カネミ油症事件の原因ともなったPCB（ポリ塩化ビフェニル）も、環境中への残留性が高く、蓄積しやすい性質を持つことから長期保管に対する安全性が問題となっていますが、本市では、県の処理計画に基づき順次処理を進めているところです。

また、アスベストについても大気中への飛散による健康被害が懸念されていますが、飛散対策や定期的な監視を実施するなど適切な対応を行っています。

### (2) その他の環境リスク対策

本市では、大規模な事業所や周辺の地域住民の健康被害の防止と良好な生活環境を保全するため工場・事業場と公害防止協定を締結し、公害の未然防止を図っています。

公害防止協定では、最善の公害の防止措置を講ずることを目的に定期的な報告や施設増設時の事前協議などを義務づけています。

平成20年度末において公害防止協定を締結している事業所は17ヶ所です。

#### <課題>

- 事業者や市民に化学物質に関する正しい理解と適正使用、管理を促進するため、化学物質に関する情報の収集及び提供を図る必要があります。
- ダイオキシン類について引き続き監視を行うとともに、PCB廃棄物やアスベストについては、適切な情報提供を通じて適正処理を促進するための意識啓発を図る必要があります。
- 地域住民の健康や生活環境を保全するため、積極的な協定の締結を推進するとともに、協定締結事業者への適切な指導を行う必要があります。

## 5. 廃棄物の適正処理

### (1) 一般廃棄物

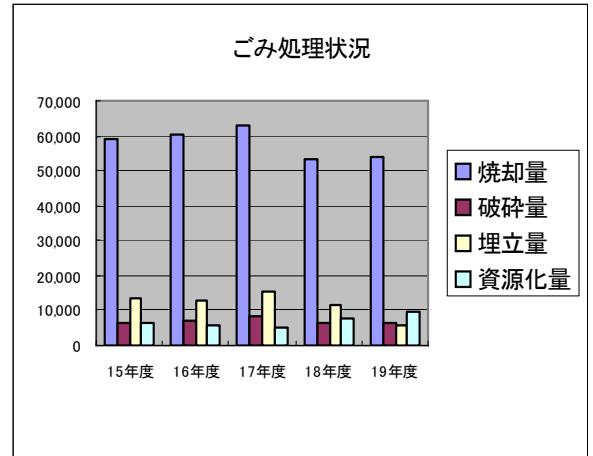
#### ① ごみ処理状況

本市ではこれまでに年々増加し多様化するごみ問題に対応するため、分別収集を段階的に進め、燃やすごみ・燃やさないごみの収集業務や清掃工場の運転業務の委託をはじめとする収集運搬・処理体制の再編等に努めてきました。

また、資源物を中間処理するリサイクルプラザ「ゲン丸館」やリサイクルセンター(民間委託)などをはじめ、平成21年4月に稼動した新清掃工場(夢の杜)など中間処理体制の充実を図るとともに、新最終処分場の早期整備を行います。

加えて、県北地域の環境保全を考慮し、平成10年8月から、合併前の北方町、北川町、北浦町のごみを、さらに高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町の3町で構成される西臼杵郡衛生組合については、平成11年4月から粗大ごみを、平成14年4月からは可燃物も受入れ、広域ごみ処理を開始しています。

平成20年度のごみ処理量は65,480 t(資源物含む)でした。



#### ② し尿処理

し尿は、その全てを延岡市衛生センターで処理しており、平成20年度の処理量は5,526 k lでした。

#### ③ 浄化槽汚泥処理

浄化槽汚泥は、その全てを延岡市衛生センターで処理しており、平成20年度の処理量は27,145 k lでした。

#### ④ ごみ処理の広域化

ダイオキシン類削減対策として、国、県において、ごみ処理の広域化が推進されており、県北地域の環境保全及びごみ処理コスト軽減の観点から、現在、西臼杵郡衛生組合の燃やすごみについて広域処理を実施しています。



## (2) 産業廃棄物

### ①ごみ排出量

宮崎県北部地域における産業廃棄物排出量の合計は 515,419t/年であり、そのうち多量に排出されているものは、汚泥の 172,001t/年 (33.4%)、がれき類の 153,315t/年 (29.7%)、ばいじんの 48,600t/年 (9.4%) となっています (いずれも平成 20 年度)。

### ②処理状況

産業廃棄物最終処分場の設置状況は、平成 22 年 4 月 1 日現在で、安定型 (施設数 2、面積 115,465m<sup>2</sup>、容積 2,090,886m<sup>3</sup>)、管理型 (施設数 1、面積 51,000m<sup>2</sup>、容積 530,000m<sup>3</sup>) となっています。

#### <課題>

- 環境学習や講習会等を通じ、ごみの適正処理に対する市民意識の高揚と市民、事業者、行政の相互協力体制の確立を図る必要があります。
- 不法投棄などの不適切なごみ処理に対して、関係機関が連携協力した取組が必要です。
- ごみ処理施設の延命化を図るため、施設の適正な維持管理に努める必要があります。

## 6. 排出抑制、リサイクル等

### (1) 排出抑制等

本市では、地球環境の保全と限られた資源の有効活用を図るため平成21年4月から指定袋制によるごみ処理有料化を開始し、あわせて廃プラスチック類のうち包装類を新たに資源回収品目に追加するなどしてごみ減量化を推進しています。

また、各家庭でできるごみ減量化として、ごみ減量10ヶ条を定め、各地区自治会の講習会やイベントを通じた普及啓発を図るとともに、ごみ処理施設を利用した環境学習の実施などにより排出抑制に対する意識啓発を図っています。

さらに、市内各地の自治会や子ども会などの各種団体が実施する資源品の集団回収や家庭生ごみ処理機等への助成を行っています。

### (2) リサイクル

リサイクルは資源の有効活用、ごみの減量化にとって重要であり、市でも様々な形でリサイクル関連事業を推進しています。平成20年度についてみると、総資源化量は総計10,483tとなっています。

公共事業での取組としては、アスファルトガラやコンクリートガラを中間処理した再生材を土木構造物等の基礎材などに利用しています。

また、新清掃工場ではサーマルリサイクルとして一般廃棄物（ごみ）の焼却で発生した蒸気を隣接するクリーンセンター事務所・ヘルストピア延岡・延岡総合文化センターの給湯や冷暖房及び下水処理場の消化槽加温に利用するほか、発電設備を設置し、隣接するクリーンセンター事務所・粗大ごみ処理施設・リサイクルプラザゲン丸館・ヘルストピア延岡・下水処理場・衛生センターの各施設へ給電し、余剰電力については電力会社へ売電しています。

さらに、下水処理場では、発生した汚泥を脱水し、それをコンポスト化するため業者へ委託しています。

#### <課題>

- 持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物の排出抑制や再利用、リサイクル等を推進することにより資源の有効活用を図ることが重要です。
- リサイクルや再利用を促進するため、市民、事業者、各種団体が行うリサイクルや再利用等の取り組みを支援する必要があります。
- 環境学習や講習会等を通じ、ごみ減量化に対する市民意識の向上と市民、事業者、行政の相互協力体制の確立を図る必要があります。



## 2-5. 環境学習・環境保全活動

### 1. 環境学習・環境保全活動

私たちを取り巻く環境は、地球温暖化、廃棄物の増加、身近な生き物の減少など、様々な問題を抱えています。この環境問題を解決し、持続可能な社会づくりを行うためには、人間の活動と環境との関わりについて正しい理解と認識を持ち、市民、事業者、行政の各主体が、自ら進んで環境に配慮し、主体的に環境学習・環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。

このような中、様々な主体の自発的な取組を支援し、その基盤となる環境教育等の推進を図る目的で、平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されました。

この法律では、一人ひとりが環境についての正しい理解や環境保全活動に取り組む意欲を高め、環境教育等を進めるための様々な事項を定めています。

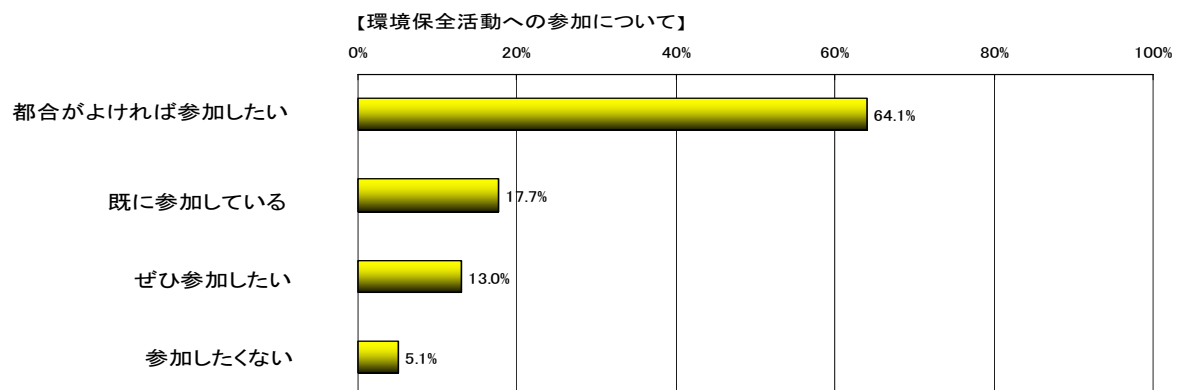
本市では、クリーンセンターを利用した見学会やごみ収集体験、小学校高学年を対象に不法投棄問題に関して学習する環境子ども会議、身近な水辺環境への関心を高めるための水辺環境調査、森林を利用した森林・林業体験、さらには、生涯学習活動における環境教育など、事業者や各種団体の協力のもと様々な環境教育、環境学習が行われています。

環境保全活動では、北方町で実施される干支の町ロードクリーン作戦など地域の自治会による周辺道路の清掃、公園、河川などの美化活動や地域の特色ある自然環境を保全するための取組が行われています。

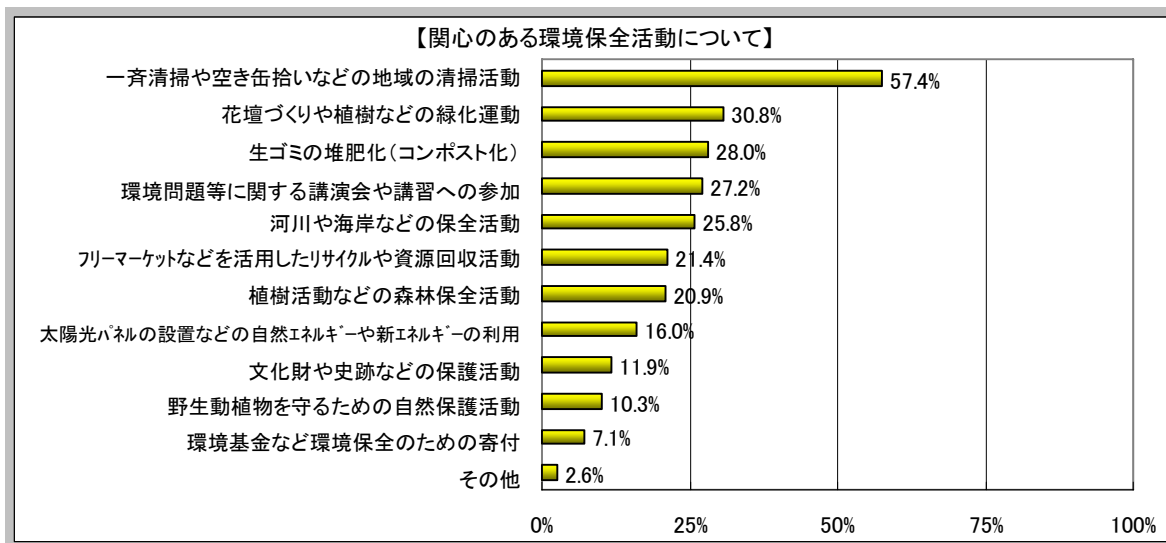
環境学習をはじめ、これらの市民協働の取組を推進するため、自治会や各種団体が行う環境保全活動、環境学習に対し支援を行っています。

また、毎年、開催される延岡アースデイでは、河津桜<sup>かわづざくら</sup>やハマボウの植栽、企業と市民が一体となった森づくり、不法投棄の撤去作業や水辺の美化活動など市民、事業者、行政、各種団体が連携、協力した環境保全活動が実施されています。

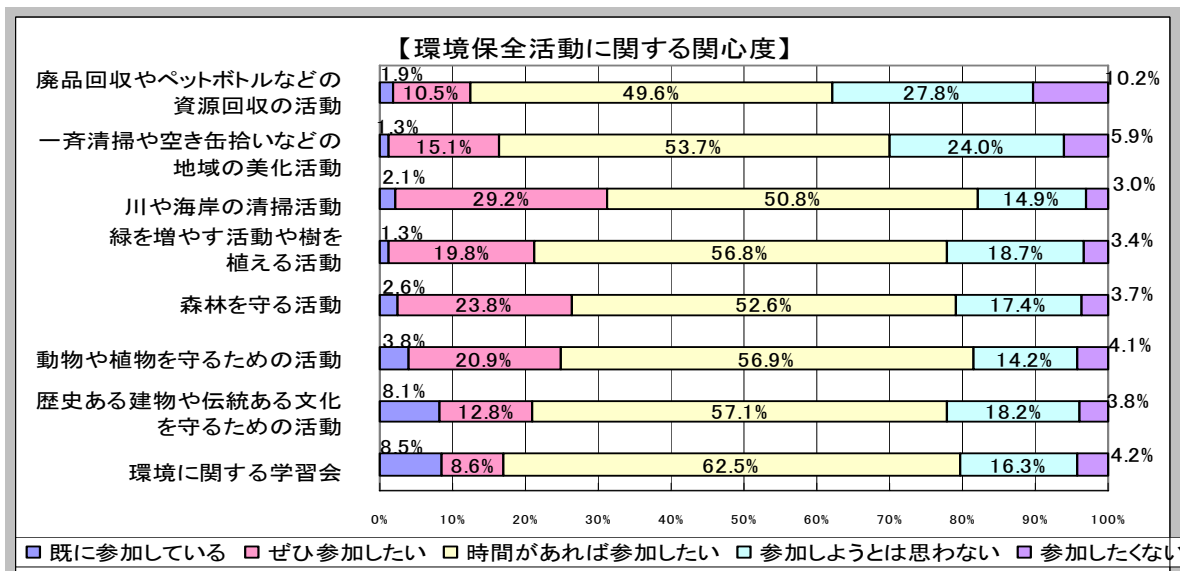
市民のアンケート調査によれば、環境保全活動に関して「既に参加している」、「ぜひ参加したい」を併せると30.7%にとどまっています。今後、保全活動に関する情報の提供などを通じた普及啓発が必要です。



また、環境保全活動に「参加している」または「ぜひ参加したい」と回答した市民のうち、関心のある環境保全活動として、「一斉清掃や空き缶拾いなどの地域の清掃活動」が57.4%と身近に参加できる環境保全活動への関心が高くなっています。



一方、中学生のアンケート結果によれば、「既に参加している」または「ぜひ参加したい」環境保全活動として「川や海岸の清掃活動」が31.3%となっています。次いで「森林を守る活動」、「動物や植物を守るための活動」という順になっています。



**<課題>**

- 学校や職場、地域での環境学習・環境保全活動を促進するため、各主体、各種団体が連携した取組が必要です。
- 環境学習や環境保全活動を推進するための人材の育成・確保を図る必要があります。

## 第3章 計画の目標

1. 基本理念
2. めざす環境像
3. 基本目標
4. 施策の体系

## 1. 基本理念

この計画の基本理念は、延岡市環境基本条例に掲げられている基本理念とします。

### <基本理念>

- 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、公害の防止並びに資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。
- 環境の保全は、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共存する都市の実現を目的として行われなければならない。
- 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境にもかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## 2. めざす環境像

### めざす環境像

## 自然が創る豊かなまちを未来につなぐ「環境都市」のべおか

自然が与えてくれる豊かな恵を、全ての市民が等しく享受すると共に、人と自然の共生が将来にわたり確保され、持続可能に発展する豊かなまちを次の世代に引き継ぐため、延岡市がめざす環境像を上記のとおり定めます。

### 3. 基本目標

よりよい環境を次の世代に引き継ぐためには、ふるさとの山、川、海をいつくしみ、一人ひとりが身のまわりのことから環境にやさしい暮らしを実践することが重要です。また、地球環境の保全の取組を進め、より一層の発展が可能な社会を実現する必要があることから、本計画がめざす環境像を実現するために、次の5つの基本目標を定めます。

#### 基本目標

##### 地球環境

##### ①地球の未来を考え地球温暖化防止に貢献するまち

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を削減するための取組を市民、事業者、行政がそれぞれの責任や役割に応じ連携、協力しながら着実に推進することで、かけがえのない地球の未来を考え地球温暖化の防止に貢献するまちを目指します。

##### 自然環境

##### ②生物多様性に富んだ豊かな恵を継承するまち

河川や海岸、森林など多くの生き物が生息する多様な自然環境の保全に取り組みます。また、野生動植物の保護、環境に配慮した農林水産業、自然とのふれあいを推進することで、生物多様性に富んだ豊かな恵を次の世代に継承するまちを目指します。

##### 快適環境

##### ③水と緑にあふれ歴史と文化が薫る快適なまち

市街地における快適な環境（アメニティ）を創出するため、水辺や緑など自然と調和した生活空間や優れた景観の保全創出に取り組みます。また、歴史・文化的環境を活かしたまちづくりを推進することで水と緑にあふれ歴史と文化が薫る快適なまちを目指します。

##### 生活環境

##### ④安心して健やかに暮らせる環境にやさしいまち

全ての市民が安心して健やかに暮らせる環境にやさしいまちを創るため、大気汚染や水質汚濁、騒音振動などの身近な生活環境に関わる問題を未然に防止するとともに、廃棄物の適正処理やリサイクル等を推進し、循環を基調とする社会の形成を目指します。

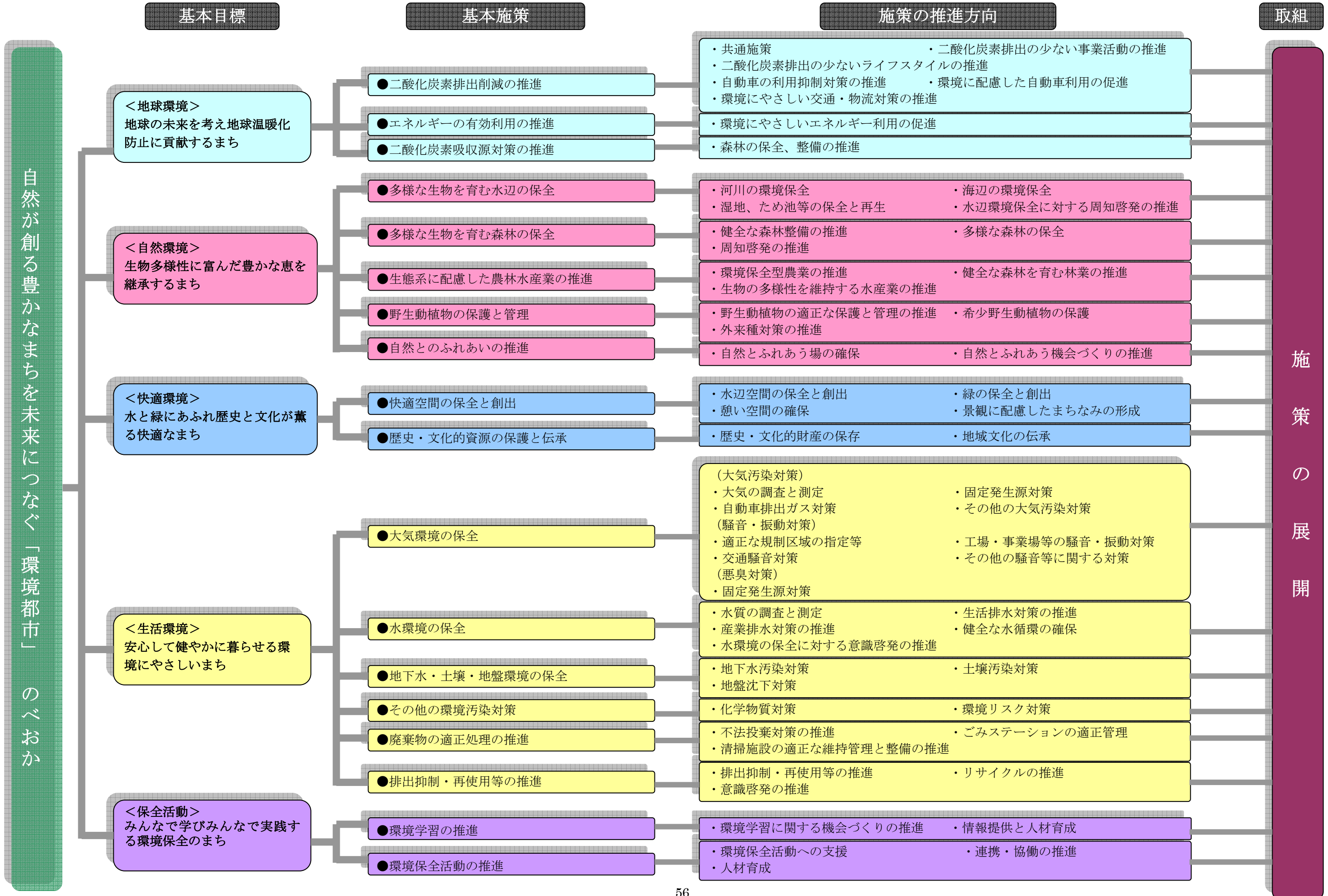
##### 保全活動

##### ⑤みんなで学びみんなで実践する環境保全のまち

市民一人ひとりが環境学習を通して、環境との関わりを正しく理解し、自ら進んで環境問題や環境に配慮した行動に取り組めるよう支援します。また、環境に対して市民、事業者、行政それぞれが果たすべき責任と役割において、環境保全活動を推進し、みんなで学びみんなで実践する環境保全のまちを目指します。



# 4. 施策の体系



## 第4章 施策の展開

1. 地球の未来を考え地球温暖化防止に貢献するまち
2. 生物多様性に富んだ豊かな恵を継承するまち
3. 水と緑にあふれ歴史と文化が薫る快適なまち
4. 安心して健やかに暮らせる環境にやさしいまち
5. みんなで学びみんな実践する環境保全のまち

# 1. 地球の未来を考え地球温暖化防止に貢献するまち

## 1-1. 二酸化炭素排出削減の推進

### ①施策の推進方向

- 国や県が行う地球温暖化防止活動に対する情報提供や環境にやさしいグリーン購入などの促進により、各主体が積極的かつ自主的に地球温暖化を防止するための取組を推進します。
- 二酸化炭素排出の少ない事業活動への転換を図るため、環境マネジメントシステムの普及や省エネ機器・設備の導入、建物の省エネ化などを促進します。  
また、市自らが行う事務事業について、率先して省エネ活動や資源の効率的利用に努めます。
- 日常生活における環境への負荷を低減するため、省エネ行動や住宅の省エネ化の普及を図り、二酸化炭素排出の少ないライフスタイルを促進します。
- エコドライブなど環境に配慮した自動車利用をはじめ、環境にやさしい低公害車の普及促進を図ります。また、道路交通網の整備を進めることにより、交通の円滑化や公共交通機関の利用促進など、二酸化炭素排出の少ない交通対策を推進します。

### ②具体的な取組

#### ○共通施策

具体的な取組	取組の内容	担当課
地球温暖化防止啓発活動の周知・徹底	・国や県が実施する地球温暖化防止に関するキャンペーンなどについて、ホームページや広報紙等により周知徹底を図り、普及啓発を推進します。	生活環境課
地球温暖化防止アドバイザー派遣事業の活用	・企業や学校、地域で行う地球温暖化防止活動を推進するため、宮崎県地球温暖化防止活動推進センターの地球温暖化防止アドバイザー派遣事業の活用を図ります。	生活環境課
グリーン購入等の普及促進	・エコ製品やリサイクル製品など環境にやさしい製品の情報提供を図り、グリーン購入等に対する普及促進を図ります。	生活環境課
宮崎県地球温暖化対策実行計画との連携	・宮崎県が策定する地球温暖化対策実行計画との連携により、温室効果ガスの排出抑制を推進します。	生活環境課



○共通施策

具体的な取組	取組の内容	担当課
延岡市地球温暖化対策実行計画の策定	・延岡市全域における、温室効果ガスの排出状況を把握し、より効果的な地球温暖化対策を推進するため、延岡市地球温暖化対策実行計画を策定します。	生活環境課
地球温暖化対策に関する地域協議会の設置の検討	・延岡市全域において、地球温暖化対策を効率的かつ効果的に推進するため、地球温暖化対策に関する地域協議会等の設置を検討します。	生活環境課

○二酸化炭素排出の少ない事業活動の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
延岡市環境保全率先実行計画の推進	・延岡市環境保全率先実行計画に基づき、市の事務事業における省エネやごみの排出抑制、資源化を推進します。	生活環境課
環境マネジメントシステムの普及促進	・情報提供や個別相談などを通じ I S O 14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの普及促進を図ります。	生活環境課 工業振興課
事業所への省エネ機器・設備の導入促進	・助成制度などの情報提供により、事業所への省エネ機器やエネルギー効率の高い設備の導入促進を図ります。	工業振興課
	・市有施設における計画的な省エネ機器の更新に努めます。	関係課
工場・事業所における建物の省エネ化の促進	・利用効果の周知啓発などにより、工場や事業所の新築、改築時には省エネ効果の高い断熱材の使用や空調の省エネルギー化を促進します。	生活環境課
地産地消の推進	・安心安全な食料を提供するとともに、輸送に関する環境負荷を低減するため、直売所等を活用した地産地消を推進します。	総合農政課 農林畜産課 水産課 北方町総合支所農林課 北浦町総合支所水産農林課 北川町総合支所農林課

○二酸化炭素排出の少ない事業活動の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
延岡市環境マネジメントシステムの運用による取り組みの推進	・市の事務事業において、公共事業などの環境に著しく負荷を与える事業や環境保全性の高い事業について、延岡市環境マネジメントシステムを運用し、環境にやさしい事務事業を推進します。	生活環境課

○二酸化炭素排出の少ないライフスタイルの推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
家庭における省エネ行動の促進	・節水や節電など家庭でできる省エネ活動について、宮崎県地球温暖化防止活動推進員や関係団体と協力して、イベントやホームページ等により普及啓発を推進します。	生活環境課
	・家庭における省エネ活動の状況を把握し、環境にやさしい行動を実践するため、関係団体と協力して環境家計簿の普及促進を図ります。	
家庭への省エネ家電の普及促進	・省エネラベリング制度や省エネルギー型製品販売事業者評価制度等の省エネルギー情報の積極的な提供により、家庭への省エネ家電等の普及促進を図ります。	生活環境課
省エネ住宅の普及促進	・住まいづくり in 延岡などにおいて、住宅の品質確保や長期優良住宅に対する周知を図ることで省エネ住宅の普及を促進します。	建築住宅課 建築指導課
	・公営住宅等の建設や改善の際には、省エネ性能に優れた施設の設計に努めます。	
	・延岡市住まいづくり協議会と協力して、太陽光発電等の自然エネルギーの利用及びリサイクル材の活用などの省エネ、省資源化に配慮した住宅の普及促進を図ります。	建築住宅課 建築指導課

○自動車の利用抑制対策の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
公共交通機関の利用促進	・ 中心市街地プロジェクトに基づいて延岡駅周辺の整備を進め、鉄道やバスなど、公共交通機関の利便性を高めます。	商業観光課
	・ 公共交通機関の利用促進のため、鉄道、路線バス等市民の利便性に配慮した運行について関係機関に要望します。	企画課
	・ 路線図や時刻表の作成など延岡市バス利用促進協議会と連携し、バス利用の普及促進に努めます。	
	・ 公共交通空白地域におけるコミュニティバス等の効率的な運行を推進します。	
自転車等の利用促進	・ 新たに道路の拡幅を行う場合、自転車歩行者道を整備することにより、自転車や歩行者が利用しやすい自歩道環境の整備を推進します。	土木課 都市計画課
コンパクトシティの形成	・ 徒歩や自転車による移動性を重視するため関係機関と連携しながら、中心市街地の活性化を図り、都市機能や商業機能が集中したコンパクトシティの形成に努めます。	商業観光課 企画課

○環境に配慮した自動車利用の促進

具体的な取組	取組の内容	担当課
エコドライブの普及促進	・ パンフレットの配布や講習会の開催などによりエコドライブの普及促進を図ります。	生活環境課
低公害車の導入促進	・ 助成制度や税制の優遇措置等の情報提供などにより環境にやさしい低公害車の導入促進を図ります。	生活環境課
	・ 市で使用する公用車について率先して低公害車の導入を図ります。	管財課

○環境にやさしい交通・物流対策の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
交通の分散と円滑化の推進	・高速道路の整備に伴い、交通の円滑化を図るため、高速道路と連絡する都市計画道路などの整備を促進します。	土木課 都市計画課
	・交通災害や交通渋滞等を解消するため、関係機関と連携して信号機や標識など交通安全施設の効率的な設置を促進します	土木課 地域交通安全推進室
鉄道貨物などモーダルシフトへの促進	・関係機関や国、県、近隣市町村と連携協力して、細島港、延岡駅など物流ネットワークの拠点となる施設の利便性向上を図り、モーダルシフトを促進します。	企画課 工業振興課 商業観光課

③各主体の取組

**市民の取組**

(省エネ行動)

- 市や各種団体、関係機関が実施する地球温暖化対策に協力しましょう。
- 市のホームページや情報誌などにより、地球温暖化対策に関する積極的な情報収集に努めましょう。
- 日用品を購入する際は、エコ製品やリサイクル製品など環境にやさしいグリーン購入に努めましょう。
- クールビズやウォームビズの実践に努めるとともに、冷暖房は、必要なときだけ使用し、適切な温度管理に努めましょう。
- 照明やテレビなど家電製品は、こまめに電源を切るなど待機電力の削減に努めましょう。
- 炊事や洗濯、お風呂などの際には、節水を心がけるようにしましょう。
- 家庭における省エネ状況を把握するため、環境家計簿の導入に努めましょう。

(住宅の省エネ化)

- 家電製品を購入する際は、省エネラベルを確認するなど省エネ効果の高い製品購入に努めましょう。
- 住宅の新築や改築の際には、省エネ効果の高い断熱材などの使用に努めましょう。

(自動車利用の抑制等)

- 近距離移動の際には、徒歩や自転車などを積極的に利用しましょう。
- 外出の時には、公共交通機関を利用するなどして自家用車の使用抑制に努めましょう。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃料効率に配慮したエコドライブに努めましょう。

- 自動車を購入する際は、環境にやさしい低公害車の購入に努めましょう。

### 事業者の取組

(省エネ活動)

- 市や各種団体、関係機関が実施する地球温暖化対策に協力しましょう。
- 市のホームページや情報誌などにより、地球温暖化対策に関する積極的な情報収集に努めましょう。
- 事務用品の購入の際には、エコ製品やリサイクル製品等、環境にやさしいグリーン購入に努めるとともに、修理、詰め替え等により使える間は使えるようにしましょう。
- クールビズやウォームビズの実践に努めるとともに、事務所や事業所などで使用する冷暖房は、必要なときだけ使用し、適切な温度管理に努めましょう。
- 環境にやさしい事業活動を推進するため、ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの積極的導入に努めましょう。
- 事務所で使用するOA機器や照明は、こまめに電源を切るようにしましょう。

(オフィス・事務所の省エネ化)

- 設備の設置や更新の際には、エネルギー効率の高い設備の導入に努めましょう。
- 事業所や工場などを新築、改築する際は、省エネ効果の高い断熱材などの使用に努めましょう。

(自動車利用の抑制等)

- 通勤や営業の際には、可能な限り公共機関を利用しましょう。
- 事業活動で自動車を利用するときは、アイドリングストップなど燃料効率に配慮したエコドライブに努めましょう。
- 事業活動で使用する自動車を購入する際は、環境にやさしい低公害車の購入に努めましょう。

#### ④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	担当課
延岡市における二酸化炭素排出量削減率 (対 1990 年度比)	%	1.7		生活環境課
市の事務事業における温室効果ガス削減率 (対 H16, 17 年度平均)	%	24.6		生活環境課

延岡市における二酸化炭素排出量削減率は平成 20 年度値

## 1-2. エネルギーの有効利用の推進

### ①施策の推進方向

- エネルギー利用に起因した二酸化炭素排出を削減するため、太陽光、太陽熱を利用した自然エネルギーの利用や木質バイオマスなど環境にやさしいエネルギーの利用を促進します。また、市有施設で発生したエネルギー資源の有効利用を推進します。

### ②具体的な取組

#### ○環境にやさしいエネルギー利用の促進

具体的な取組	取組の内容	担当課
太陽光、太陽熱エネルギーの利用促進	・国や県の助成制度などの情報提供により、一般家庭や事業所における太陽光、太陽熱など環境にやさしいエネルギーの利用促進を図ります。	企画課 生活環境課
新エネルギー利用に関する情報収集と提供	・新エネルギーの利活用について、積極的な情報収集を行うとともに、収集した情報の提供に努めます。	企画課 生活環境課
木質バイオマスの利用促進	・延岡市バイオマスタウン構想に基づき、林地残材等の木質バイオマス利用を促進します。	農林畜産課
市有施設におけるエネルギーの有効活用の促進	・改正省エネ法に基づき、市有施設におけるエネルギー使用の合理化に関する新たな対策の検討を行います。	生活環境課 教育委員会
	・公用・公共施設の新設、改良時には、太陽光、太陽熱など環境にやさしいエネルギーの導入に努めます。	関係課
	・下水処理場で発生したメタンガスの有効利用を図るため、施設の改善などを検討し効率的な消化ガス発電を推進します。	下水道課
	・清掃工場における一般廃棄物の焼却熱の有効利用を図るため、引き続き廃熱エネルギーの利用を推進します。	清掃工場
家庭用廃油の有効利用の調査研究	・家庭廃食用油について、回収方法や製品の精製工程の確保、製品の利用先など廃油を有効利用するための調査研究を行います。	生活環境課 資源対策課

### ③各主体の取組


#### 市民の取組

- 住宅の新築や改築の際には、太陽光や太陽熱など環境にやさしいエネルギーの導入に努めましょう。

#### 事業者の取組

- 事務所や工場の新築や改築の際には、太陽光や太陽熱など環境にやさしいエネルギーの導入に努めましょう。
- 事業活動で使用する燃料などについては、木質バイオマスなどのクリーンエネルギーの利用に努めましょう。

### ④環境指標

環境指標		単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
太陽光発電量		kwh	2,541,986		生活環境課
市有施設におけるエネルギー使用原単位削減率	市長部局	%	—	7	生活環境課
	教育長部局	%	—	7	教育委員会総務課

※H21年度原単位（エネルギーの使用量を原油換算（k l）したものを施設の延べ床面積若しくは敷地面積で除した単位）

原単位（H21年度実績）

市長部局 0.004081kl/m<sup>2</sup>

教育長部局 算出中

※太陽光発電使用量は、九州電力（株）延岡支社から提供された太陽光発電の余剰電力買電量



### 1-3. 二酸化炭素吸収源対策の推進

#### ①施策の推進方向

- 豊富な森林資源を二酸化炭素の吸収源対策として活用するため、森林の適正な管理を図るとともに、企業や各種団体が行う森づくりを促進します。また、オフセット・クレジット（J-VER）を活用した新たな吸収源対策に取り組むとともに、林業体験学習の推進や緑の募金などに対する周知啓発を図ることにより、吸収源対策としての森林保全の重要性についての理解促進に努めます。

#### ②具体的な取組

##### ○森林の保全、整備の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
森林の適正管理	・各種補助事業などの活用や森林組合等への施業委託を図ることにより、適切な保育事業の実施を推進します。	農林畜産課
	・伐採後の更新の際には、地形や土壌条件に応じた更新に努めるとともに、針広混交林等の多様な森林整備を図ります。	
	・森林の持つ多面的機能を発揮するため、市有林における長伐期施業を図ります。	
オフセット・クレジットに関する取組	・市有林において二酸化炭素吸収量をクレジット化するオフセット・クレジット（J-VER）に取り組みます。	農林畜産課
企業、各種団体が行う森づくりへの支援	・周辺自治体や各種団体と協力して、森づくりに関する必要な情報を収集するとともに、その情報を提供することにより、企業や各種団体が行う森づくりを支援します。	農林畜産課 企画課 生活環境課
緑の少年団の育成	・森林や都市緑化の重要性についての理解を促進するため、小中学生を対象とした緑の少年団の育成を推進します。	農林畜産課
林業体験プログラムの充実	・森林整備の重要性について市民に理解を促すため、林業研究グループなどが行う林業体験プログラムの充実を図ります。	北方町総合支所農林課 北浦町総合支所水産農林課 北川町総合支所農林課
緑の募金に対する普及啓発の推進	・ボランティア団体の育成や市民の自発的な緑化を促進するため、緑の募金に対する普及啓発を推進します。	農林畜産課



### ③各主体の取組

#### 市民の取組

- 企業や各種団体が行う森づくりに積極的に参加し、二酸化炭素の吸収源としての森林保全について理解を深めましょう。
- 私有林の適正管理に努めましょう。

#### 事業者の取組

- 二酸化炭素の吸収源としての森林の役割を理解し、森づくりや森林保全活動に積極的に参加しましょう。
- 市が行う森林保全活動や森林整備に関する施策に協力しましょう。

### ④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
森林の整備（除間伐）面積	ha	1,123	1,300	農林畜産課

## 2. 生物多様性に富んだ豊かな恵を継承するまち

### 2-1. 多様な生物を育む水辺の保全

#### ①施策の推進方向

- 多様な生物が生息・生育する河川本来の機能を維持するため、良好な河川環境の保全を推進します。
- アカウミガメの産卵の場となっている砂浜の浸食防止や里海としての干潟、藻場、サンゴ礁の機能維持と回復を図ることにより、多様な生物を育む健全な海岸の自然環境を保全します。
- 多くの生き物が生息し多様な生態系を育む湿地やため池等の保全、再生を推進します。
- 各主体が自主的に行う河川美化などの環境保全活動をとおして、多様な生物が生息・生育する良好な水辺の保全に関する周知啓発を推進します。

#### ②具体的な取組

##### ○河川的环境保全

具体的な取組	取組の内容	担当課
多自然川づくりの推進	・河川整備の際は、国や県と協力して多自然型工法の活用などにより各河川や流域の生態系に配慮した川づくりを推進します。	土木課
環境に配慮した河川整備の推進	・地域の意見や要望を反映させた河川整備計画に基づき、環境に配慮した河川の整備・保全を促進します。	土木課 生活環境課

##### ○海辺的环境保全

具体的な取組	取組の内容	担当課
砂浜の浸食防止	・県や関係機関と協力してアカウミガメの産卵の場となっている長浜海岸、新浜海岸、方財海岸の浸食防止を図ります。	土木課 生活環境課 文化課
自然海岸の保全	・関係機関と連携して護岸整備等が行われていない自然海岸や砂浜を保全するとともに、開発工事に際しては、環境にやさしい仕様、工法を検討し、周辺の自然環境や生態系に配慮した施工に努めます。	生活環境課 土木課

○海辺の環境保全

具体的な取組	取組の内容	担当課
里海の保全	・漁業者等が取り組む環境、生態系保全活動を支援することにより、水質浄化機能や多様な生態系を有する干潟、藻場、サンゴ礁の保全再生を推進します。	水産課 北浦町総合支所水産農林課

○湿地、ため池等の保全と再生

具体的な取組	取組の内容	担当課
湿地の保全	・家田・川坂湿原や妙見湾、浦城湾の塩沼地は、多様な生態系を有する重要な湿地であることから県や関係機関、地域住民と連携協力した保全、再生を推進します。	生活環境課 北川町総合支所市民生活課
ため池等の環境保全	・ため池や用水路などは多様な動植物の生息・生育の場となっていることから、農業団体等と協力して、適正な維持管理に努めます。	農山村整備課

○水辺環境保全に対する周知啓発の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
水質測定と監視	・国や県と協力して、河川、海域の水質測定と監視を行い水辺環境に生息・生育する生物に影響を与えない良好な水質保全に努めます。	生活環境課
関係機関との協力による周知啓発の推進	・五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会及びそれを構成する各種団体や関係市町村と協力して河川浄化に関する周知啓発を推進します。	生活環境課 下水道課
水辺環境調査の推進	・水辺環境の保全について普及啓発を図るため、小中学生等を対象にした水辺環境調査を推進します。	生活環境課 各総合支所市民生活課
河川、海岸美化活動への支援・協力	・河川美化活動など、地域住民、各種団体が河川や海岸美化活動に対する支援、協力をを行います。	生活環境課 各総合支所市民生活課

### ③各主体の取組

#### 市民の取組

- 水辺が多く、動植物の生息・生育環境として重要であることを理解し、水辺の自然環境を守りましょう。
- 行政、地域、団体が行う水辺の自然に親しむイベントや美化活動などに積極的に参加しましょう。

#### 事業者の取組

- 開発工事の際には、水辺に生息する動植物や自然環境に配慮しましょう。
- 行政、地域、団体が行う水辺の自然に親しむイベントや美化活動などに積極的に参加しましょう。

### ④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
水辺環境調査の参加団体数	団体	5	10	生活環境課

## 2-2. 多様な生物を育む森林の保全

### ①施策の推進方向

- 各種制度を活用した適切な育林や植栽未済地の解消、針広混交林等への誘導を図ることにより、動植物の生息・生育環境が維持できる多様な森林づくりを推進します。
- 動植物の生息・生育域として身近な里山などの森林の保全を図ります。
- 緑の少年団の育成や林業体験などを促進することにより、森林保全の重要性についての周知啓発を推進します。

### ②具体的な取組

#### ○健全な森林整備の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
各種制度を活用した育林の推進	・森林環境税や各種補助制度、森林農地整備センター（旧緑資源機構）などの分収林制度を活用して適切な育林を推進します。	農林畜産課
針広混交林等への誘導	・伐採後の更新の際には、地形や土壌条件に応じた更新に努めるとともに、可能な限り針広混交林等への誘導を図ります。	農林畜産課
植栽未済地の解消	・植栽未済地の植栽については、木材生産との調和を図りながら、適切な樹種選定に努めます。	農林畜産課
適切な育林の推進	・森林組合等への施業委託を推進することにより、除間伐など適切な育林を推進します。	農林畜産課
有害獣対策の推進	・有害獣による森林の被害を防止するため適切な有害獣対策を推進します。	農林畜産課 北方町総合支所農林課 北浦町総合支所水産農林課 北川町総合支所農林課
企業、各種団体が行う森づくりへの支援（再掲）	・周辺自治体や各種団体と協力して、森づくりに関する必要な情報を収集するとともに、その情報を提供することにより、企業や各種団体が行う森づくりを支援します。	農林畜産課 企画課 生活環境課
定住自立圏構想に基づく森林づくりの推進	・定住自立圏構想に基づき、五ヶ瀬川流域の関係自治体と協力して、生物多様性の回復・維持、森林再生を促進するため、住民や企業、団体が行う森林づくり活動を支援します。	生活環境課

○多様な森林の保全

具体的な取組	取組の内容	担当課
身近な森林の保全	・市内中心部にある愛宕山、岡富山は、身近な動植物とふれあえる森林として保全を図ります。	農林畜産課 生活環境課
松林の保全	・各種団体と連携して病害虫駆除を推進することにより松林の保全を図ります。	農林畜産課

○周知啓発の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
緑の少年団の育成 (再掲)	・森林や都市緑化の重要性についての理解を促進するため、小中学生を対象とした緑の少年団の育成を推進します。	農林畜産課
林業体験プログラムの 充実 (再掲)	・森林整備の重要性について市民に理解を促すため、林業研究グループなどが行う林業体験プログラムの充実を図ります。	北方町総合支所農林課 北浦町総合支所水産農林課 北川町総合支所農林課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 森林の重要性を理解し、行政、地域、団体が行う森林保全活動や体験学習に積極的に参加しましょう。
- 各種制度を活用して、私有林の適正な管理に努めましょう。

**事業者の取組**

- 森林の重要性を理解し、行政、地域、団体が行う森林保全活動や体験学習に積極的に参加しましょう。
- 開発工事に際しては、森林に生息・生育する動植物や自然環境に配慮しましょう。
- 森林の公益的機能を理解し、健全な森林整備に努めましょう。

④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
緑の少年団数	団	10	12	農林畜産課
植栽未済地の面積	ha	254	150	農林畜産課

## 2-3. 生態系に配慮した農林水産業の推進

### ①施策の推進方向

- 多様な生態系を育む農地やその周辺の環境、さらには、農村地域の優良な里地を保全するため、耕作放棄地等の解消や減農薬、減化学肥料栽培を促進し、環境にやさしい環境保全型農業を推進します。
- 森林施業プランナーの活用や延岡産材の利用促進などにより、健全な森林を育む林業を推進するとともに、山村地域の里山の保全を図ります。
- 水産資源の保護に重要な役割を果たす里海の保全や漁業者自らが行う森林保全活動を支援することにより、生物の多様性を維持する水産業を推進します。

### ②具体的な取組

#### ○環境保全型農業の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
家畜排せつ物の適正処理の推進	・ 畜産施設からの排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、県や関係機関と連携して適正処理を推進します。	農林畜産課
環境にやさしい農業の推進	・ 農地やその周辺の生態系を保全するため、講習会等を通じて減農薬、減化学肥料栽培など環境にやさしい農業の普及促進を図ります。	総合農政課 農林畜産課
里地の保全	・ 中山間地域等直接支払制度等の活用により、中山間地域の農地保全を推進します。	総合農政課 農林畜産課
	・ 里地の生活環境と生態系を保全するため、進入防止ネットの設置や駆除班の編制など適正な有害鳥獣の駆除活動に対する支援をおこないます。	北方町総合支所農林課 北浦町総合支所水産農林課 北川町総合支所農林課
耕作放棄地等の解消促進	・ 遊休地や耕作放棄地の一部を放牧地、市民農園として利用することにより、耕作放棄地等の解消を促進します。	農業委員会 総合農政課 農林畜産課

○環境保全型農業の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
農業基盤整備における生態系への配慮	・農道や用水路などの農業基盤整備に際しては、環境にやさしい仕様、工法を検討するとともに、周辺の自然環境や生態系に配慮した施工を推進します。	農山村整備課
地産地消の推進(再掲)	・安心安全な食料を提供するとともに、輸送に関する環境負荷を低減するため、直売所等を活用した地産地消を推進します。	総合農政課 農林畜産課 北方町総合支所農林課 北浦町総合支所水産農林課 北川町総合支所農林課

○健全な森林を育む林業の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
延岡産木材の流通促進	・延岡産材を活かした家づくりや公共工事での利用を図ることで延岡産木材の流通促進を図ります。	農林畜産課
森林施業プランナーの活用	・効率的な森林施業を実施するため、森林施業に関する総合的な提案書を作成する森林施業プランナーの活用を推進します。	農林畜産課
里山の保全	・国の制度事業などの活用により人と自然が共生する良好な里山環境の保全を推進します。	農林畜産課 北方町総合支所農林課 北浦町総合支所水産農林課 北川町総合支所農林課
	・里山の森林を保全するため、林業研究グループへの活動支援等を通じて、林業後継者の育成を推進します。	
有害獣対策の推進(再掲)	・有害獣による森林の被害を防止するため適切な有害獣対策を推進します。	農林畜産課 北方町総合支所農林課 北浦町総合支所水産農林課 北川町総合支所農林課
林業基盤整備における生態系への配慮	・林道や作業道などの林業基盤整備に際しては、環境にやさしい仕様、工法を検討するとともに、周辺の自然環境や生態系に配慮した施工を推進します。	農山村整備課



○生物の多様性を維持する水産業の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
漁民の森づくりに対する支援	・持続可能な漁場環境を維持するため、関係機関と協力して漁民の森づくりを支援します。	水産課 北浦町総合支所水産農林課
地産地消の推進(再掲)	・安心安全な食料を提供するとともに、輸送に関する環境負荷を低減するため、直売所等を活用した地産地消を推進します。	水産課 北浦町総合支所水産農林課
里海の保全(再掲)	・漁業者等が取り組む環境・生態系保全活動を支援することにより、水質浄化機能や多様な生態系を有する干潟、藻場、サンゴ礁の保全再生を推進します。	水産課 北浦町総合支所水産農林課
放流事業の推進	・水産資源の持続的な利用と種の保全を目的とした、放流事業を推進します。	水産課 北浦町総合支所水産農林課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 家庭菜園において、減農薬や減化学肥料栽培に努めましょう。
- 市民農園等を積極的に利用し、農地が持つ多面的機能を理解しましょう。
- 農産物や水産物を購入する際は、地元で生産されたものを選択し、地産地消に努めましょう。
- 住宅の新築や改築の際は、延岡産材の利用に努めましょう。
- 森林施業プランナーを活用した効率的な林業施業に努めましょう。
- 作業道の開設の際には、周辺の自然環境や生態系に配慮した施工を心がけましょう。
- 干潟や藻場、サンゴ礁の多様な機能を理解し、これらの生態系を保全するための美化活動に積極的に参加しましょう。

**事業者の取組**

- 減農薬・減化学肥料栽培に努め、環境にやさしい農業を行いましょう。
- 農業、林業、漁業の基盤整備に際しては、環境に配慮した施工に努めましょう。
- 事業活動で必要な木材製品は、地元産を使用するなど延岡産材の流通拡大に協力しましょう。
- 森林施業プランナーを活用した効率的な林業施業に努めましょう。
- 豊かな水産資源が持続するような利用に努めましょう。
- 漁場環境の保全に配慮した漁業に努めましょう。

## ④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
家畜排せつ物の搬入率	%	12	14	農林畜産課
耕作放棄地解消面積	ha	26.2	80.0	総合農政課
漁民の森づくり参加人数	人	—	50	水産課

## 2-4. 野生動植物の保護と管理

### ①施策の推進方向

- 野生動植物に関する定期的な情報収集や生息・生育環境に配慮することにより野生動植物の適正な保護と管理を推進します。
- 希少野生動植物が生息・生育する重要な地域について、啓発看板の設置や車両の進入禁止など必要な措置に努めるとともに、関係団体や専門家と連携して適切な情報収集や定期的な監視を行うことにより希少野生動植物の保護を推進します。
- 生態系に影響を与えるおそれがある外来種に関する情報提供を図るなど、適切な外来種対策を推進します。

### ②具体的な取組

○野生動植物の適正な保護と管理の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
定期的な自然環境モニタリング調査の実施	・野生動植物の生息・生育環境を把握し、適切な自然環境の保全に活用するため定期的な自然環境モニタリング調査を実施します。	生活環境課
野生動植物マップの作成及び活用	・市が発注する公共工事において、動植物に配慮するための指針として動植物マップを作成するとともに、その他の活用を図ります。	生活環境課
公共工事における環境配慮の推進	・延岡市公共工事環境配慮指針に基づき、市が発注する工事において、環境に配慮した仕様、工法を採用するとともに、生態系や周辺環境に配慮した工事の実施を図ります。	関係課
関係団体と協力した野生動植物の保護等	・「植物愛好会」、「野鳥の会」、「昆虫同好会」などの団体と連携し、野生動植物に関する情報収集や保護活動に努めます。	生活環境課
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適正な運用	・関係機関と連携して、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の適正な運用を図ります。	農林畜産課 北方町総合支所農林課 北浦町総合支所水産農林課 北川町総合支所農林課

○野生動植物の適正な保護と管理の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
有害獣対策の推進 (再掲)	・有害獣による森林の被害を防止するため適切な有害獣対策を推進します。	農林畜産課 北方町総合支所農林課 北浦町総合支所水産農林課 北川町総合支所農林課
保護区域指定に関する調査研究	・自然環境モニタリングなどの調査結果を基に、有害鳥獣対策に配慮しながら、関係機関と連携して、新たな鳥獣保護区域の指定について調査研究を行います。	生活環境課

○希少野生動植物の保護

具体的な取組	取組の内容	担当課
希少野生動植物保護のための指針づくりの検討	・希少動植物やその生息・生育環境を保護するための新たな指針づくりを検討します。	生活環境課
希少野生動植物の保護に関する周知啓発	・ハマボウやオオスリバチサンゴなどの希少動植物に関する情報の提供により、希少動植物の保護や生息・生育環境の保全に対する意識啓発を図ります。	生活環境課
希少野生動植物の定期的な情報収集と監視	・県の野生動植物保護監視員や専門家などと連携して希少野生動植物に関する情報収集と定期的な監視を実施します。	生活環境課 文化課
	・環境情報を最新に保つため、市民からの情報提供を図る窓口を設け、希少野生動植物に関する情報収集に努めます。	
重要生息地の保全	・自然環境モニタリングの結果を基に、希少野生動植物の保護を目的とした重要な生息・生育地を選定し、啓発看板や車両の進入禁止など保護に必要な措置に努めます。	生活環境課 文化課

○外来種対策の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
外来種に関する周知啓発	・ペットで飼育されている外来種や国内移入種等の適切な取り扱いについて広報等により周知を図ります。	生活環境課
	・特定外来生物や要注意外来生物による生態系への影響を防止するため、広報などを通じて外来種に関する情報について周知啓発を図ります。	生活環境課
特定外来生物等の防除に対する体制整備の検討	・希少動植物の生育、生息域として保護する必要がある地域における生態系を保全するため、適切な防除についての体制整備を検討します。	生活環境課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 野生動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- 野生動植物の観察会などに積極的に参加し、保護意識の向上に努めましょう。
- 地域の自然環境に対して理解を深め、希少な野生動植物の生息・生育環境を守りましょう。
- 野生動植物の情報提供を通じて、自然環境モニタリング調査に協力しましょう。
- 外来種のペットや植物は、野生化しないようルールやマナーを守って飼いましょう。
- 生態系に影響を与える特定外来種について、適切な情報提供及び防除に努めましょう。

**事業者の取組**

- 開発工事の際には、野生動植物の生息・生育環境に配慮しましょう。
- 野生動植物の観察会などに積極的に参加し、保護意識の向上に努めましょう。
- 外来種のペットや植物を販売するときは、適切なルールやマナーについての周知を図りましょう。
- 動植物の保護などに関する法令等の理解に努め、法令等を遵守した事業活動に努めましょう。
- 野生動植物の情報提供に努めるとともに、自然環境モニタリング調査に協力しましょう。

## ④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
自然観察会の実施回数	回	2	2	生活環境課
アカウミガメの産卵率	%	74.6	85.0	文化課
公共工事配慮指針該当項目チェック率（自然環境保全）	%	100	100	生活環境課

## 2-5. 自然とのふれあいの推進

### ①施策の推進方向

- 体験学習に関する情報提供やレクリエーション施設への支援、農林水産業体験学習などを推進することにより、自然とふれあう場の確保を図ります。
- 本市の豊かな自然環境を活用した自然とふれあう機会づくりを推進するとともに、それを支える人材の育成に努めます。

### ②具体的な取組

#### ○自然とふれあう場の確保

具体的な取組	取組の内容	担当課
むかばき青少年自然の家、リバーパル五ヶ瀬川の活用	・むかばき青少年自然の家やリバーパル五ヶ瀬川で実施される自然体験学習などの情報提供を図ることにより自然とのふれあいを推進します。	社会教育課
森林とふれあう場の整備	・愛宕山や北浦町末越地区、北方町上鹿川地区、北川町鏡山を森林とのふれあいの場として延岡市森林整備計画書に基づき適切な森林整備を促進します。	農林畜産課 北方町総合支所農林課 北浦町総合支所農林水産課 北川町総合支所農林課
レクリエーション施設における自然とのふれあいの推進	・優れた自然環境を活かした、ETOランド速日の峰、須美江家族旅行村、下阿蘇浜木綿村など観光レジャー施設として情報発信することにより自然とのふれあいを推進します。	北方町総合支所地域振興課 北浦町総合支所地域振興課 商業観光課

#### ○自然とふれあう機会づくりの推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
農山漁村地域との交流の推進	・農林水産業の体験学習をとおして、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあいを推進します。	総合農政課 農林畜産課 水産課
自然体験型観光の推進	・海、山、川など地域の豊かな自然環境を活かしたツーリズムや体験型観光を推進するとともに、積極的な情報提供を図ることにより、市民の利用を促進します。	商業観光課 各総合支所地域振興課

○自然とふれあう機会づくりの推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
学校における自然とのふれあいの推進	・地域の特色ある自然環境や自然とふれあえる場の情報提供等により、学校教育における子どもと自然とのふれあいを推進します。	学校教育課
生涯学習における自然とのふれあいの推進	・学習プログラムの充実や積極的な情報提供を図ることにより、生涯学習における自然とのふれあいを促進します。	社会教育課
環境保全アドバイザー制度の活用	・環境保全に関する専門的知識を有した、宮崎県の環境保全アドバイザー派遣制度を活用して、企業、地域等における環境学習を推進するとともに、指導者の育成に努めます。	生活環境課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 農林水産業体験をとおして、農山漁村地域の豊かな自然について理解を深めましょう。
- 地域や各種団体が行う自然観察会や自然体験活動に積極的に参加し、環境保全に対する意識向上に努めましょう。
- 自然とふれあう場では、ごみを捨てたり草木を傷つけたりしないようルールやマナーを守りましょう。

**事業者の取組**

- 地域や各種団体が行う自然とふれあう活動について、積極的に参加するとともに支援に努めましょう。
- 観察会や体験学習など、自然とふれあう機会づくりに努めましょう。
- 自然保護に関する研修会、講習会の開催や参加により、自然とふれあう人材の育成に努めましょう。

④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
施設利用者数 (ETO ランド、須美江家族旅行村、浜木綿村)	人	263,862		商業観光課





### 3. 水と緑にあふれ歴史と文化が薫る快適なまち

#### 3-1. 快適空間の保全と創出

##### ①施策の推進方向

- 快適な水辺空間の保全と創出を図るため、河川整備や既設公園における親水性の確保を目的とした施設整備に努めるとともに、水辺空間を活用したイベントや環境学習などへの支援、協力を努めます。
- 緑の保全と創出を推進するため、緑化推進の拠点となる延岡植物園の整備を推進するとともに、花と緑のまちづくり推進協議会の育成と支援、みどりの相談業務などの市民協働の緑化を推進します。また、記念樹木の配布や街路樹・公園樹木の新植、更新などにより宅地、市街地の緑化を推進します。
- 市街地の快適なオープンスペースを確保するとともに、憩いの場としての公園の整備、維持管理を推進します。また、公園愛護会の育成と支援を図ることにより、市民協働による快適な公園の維持に努めます。
- 市街地における良好な景観を保全、創出するため、延岡市都市景観条例及び延岡市景観計画に基づいた施策を推進することにより、周辺のまちなみと調和した景観の形成に努めます。また、景観に関する表彰制度を活用することにより、景観への関心を高め、意識の向上を図ります。

##### ②具体的な取組

###### ○水辺空間の保全と創出

具体的な取組	取組の内容	担当課
河川整備における親水性の確保	・河川改修にあたっては、国や県と連携して、安全性や利便性に配慮しつつ、緩傾斜護岸等の採用や市民が水辺に親しむことができる階段、スロープなど親水性を高めるための施設整備に努めます。	土木課 都市計画課
親水性に配慮した河川敷緑地の維持管理	・市内の河川敷緑地において、河川敷・堤防の草刈りの適時実施や階段、スロープなど親水施設の適切な維持管理に努めます。	都市計画課
水辺の利用促進	・水辺とのふれあいを促進するため、水辺を活用して実施されるイカダ下りやリバーフェスタなどのイベント及び各種団体が行う環境学習などへの支援、協力を努めます。	生活環境課

○緑の保全と創出

具体的な取組	取組の内容	担当課
延岡植物園の整備	・市内の緑化推進の拠点として、延岡植物園の整備を推進します。	都市計画課
宅地の緑化推進	・住宅の新築、改築時に記念樹木を配布するなど、宅地の緑化に努めます。	都市計画課
市街地の緑化推進	・街路樹・公園樹木の新植、更新により市街地の緑地保全を図ります。	都市計画課
公有地の緑化推進	・公共施設、都市計画道路の整備、改良時において緑化を推進します。	土木課 都市計画課
市民協働の緑化推進	・市民と協働して花苗と花種子の配布やみどりの相談業務、フラワーフェスタ等の実施に取り組みます。	都市計画課
	・市民協働による市内の緑化を進めるため花と緑のまちづくり推進協議会の育成と支援を図ります。	
保存樹木の管理	・市内各地にある保存樹木に関して、適切な維持管理に努めます。	都市計画課
緑の募金に対する普及啓発の推進（再掲）	・ボランティア団体の育成や市民の自発的な緑化を促進するため、緑の募金に関する普及啓発を推進します。	農林畜産課

○憩い空間の確保

具体的な取組	取組の内容	担当課
城山公園等の整備	・市街地における緑の空間である城山・愛宕山・今山公園等については、市民の交流や憩いの場として整備充実に努めます。	都市計画課
石田公園等の整備	・石田公園や井替川防災ステーション等の整備を図り、市民の憩いの場の充実に努めます。	都市計画課
既設公園等の維持管理	・既設公園においては、遊具や植栽等の計画的な整備改良に努めます。	都市計画課

○憩い空間の確保

具体的な取組	取組の内容	担当課
公園緑地愛護会の育成と支援	・市民協働による公園管理を推進するため、公園緑地愛護会の育成と支援を図ります。	都市計画課

○景観に配慮したまちなみの形成

具体的な取組	取組の内容	担当課
周辺のまちなみと調和した景観の創出	・延岡市景観計画に基づき、建築物や工作物について、周辺のまちなみや自然景観と調和した色彩、形態への誘導を図ります。	都市計画課
景観形成重点地区等の指定	・景観形成重点地区に位置づけられていない地域であっても、良好な景観資源を有し、それを核に景観形成を進めるとして合意が得られた場合、景観形成重点地区として指定を行います。	都市計画課
住環境の整備	・建築協定や地区計画制度を活用することにより、住環境の整備を図ります。	都市計画課 建築指導課
市民参加による良好な景観づくりに関する意識啓発	・延岡市景観賞や延岡市景観絵画コンクールの表彰等をとおして、景観への関心を高め、意識の向上を図ります。	都市計画課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 水辺の保全に対する理解を深めるため、水辺と親しむイベントや環境学習に積極的に参加しましょう。
- 生垣の設置や庭の植樹などにより、宅地の緑化に努めましょう。
- 市街地の緑化を推進する植樹活動などのボランティアに、積極的に参加しましょう。
- 公園を利用する際は、ごみは持ち帰るなど敷地の環境美化に努めましょう。
- 市が行う良好な住環境を促進するための施策について、その趣旨を理解し協力しましょう。
- 住宅を新築する際は、周辺の環境と調和した景観づくりに努めましょう。

### 事業者の取組

- 水辺の保全に対する理解を深めるため、水辺と親しむイベントや環境学習に積極的に参加しましょう。
- 工場や事業所敷地の積極的な緑化に努めましょう。
- 市街地の緑化を推進する植樹活動などのボランティアに、積極的に参加しましょう。
- 工場や事業所の建設や開発の際には、周辺の環境と調和した景観づくりに努めましょう。
- 屋外広告などは、周辺の景観を損ねないよう適正な場所に設置しましょう。
- 市が行う良好な住環境を促進するための施策について、その趣旨を理解し協力しましょう。

#### ④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
景観形成重点地区数	箇所	2	3	都市計画課

### 3-2. 歴史・文化的資源の保護と伝承

#### ①施策の推進方向

- 優れた歴史・文化的財産の保存を図るため、延岡城跡の保存整備を推進するとともに、埋蔵文化財の発掘調査、指定文化財の保護管理を推進します。
- 市民生活に潤いを与える郷土の歴史や文化に対する理解と関心を促進するため、歴史的、文化的イベントを開催するなど、伝統文化に対する保存伝承を推進します。

#### ②具体的な取組

##### ○歴史・文化的財産の保存

具体的な取組	取組の内容	担当課
延岡城跡の保存整備の推進	・延岡城跡について、延岡城跡保存整備計画に基づいた保存整備を推進するとともに、まちづくりや観光に積極的に活用します。	文化課 都市計画課 商業観光課
国、県指定による保存の推進	・南方古墳群をはじめ国、県の指定を受けている史跡の保存に努めるとともに、国、県、市指定の拡充を図り、史跡等の保存を推進します。	文化課
文化財調査の推進	・関係機関と連携して指定文化財の資料調査や埋蔵文化財の発掘調査を推進します。	文化課
文化財の保存	・市内出土遺物の保存や指定文化財の保護管理を推進します。	文化課
	・文化財の展示機能の充実を図るため、内藤記念館の整備について検討します。	文化課
文化財の保護啓発	・古文書入門講座や延岡の歴史を読み解く会等の講座や研修会をとおして、歴史文化財の保護啓発を促進します。	文化課
	・歴史・文化に関するボランティア活動や史跡見学会を通して、郷土の歴史や文化に対する理解や関心を促します。	

○地域文化の伝承

具体的な取組	取組の内容	担当課
地域固有の伝統文化の保存伝承の促進	・郷土芸能大会や城山かぐらまつりなどの開催により、地域固有の伝統文化の保存伝承を促進するとともに、次世代を担う青少年の育成に努めます。	文化課
歴史文化的行事の促進	・のべおか天下一薪能など歴史や文化への理解を促進する市民協働イベントの支援に努めます。	文化課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 地域の歴史や文化に関心を持ち、歴史的、文化的資源の保存に協力しましょう。
- 地域で行われる伝統行事や郷土芸能に積極的に参加し、保存伝承に努めましょう。
- 歴史、文化に関する学習活動に積極的に参加し、本市の歴史、文化に関する理解に努めましょう。

**事業者の取組**

- 開発工事などの際には、埋蔵文化財に留意し、必要に応じて調査に協力しましょう。
- 地域で行われる伝統行事や郷土芸能に対する理解に努め、積極的に保存伝承に協力しましょう。

④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
指定文化財の指定件数（累計）	件	97	100	文化課
歴史・文化に関する講座、研修の参加人数	人	3,300	3,500	文化課

## 4. 安心して健やかに暮らせる環境にやさしいまち

### 4-1. 大気環境の保全

#### (1) 大気汚染対策

##### ① 施策の推進方向

- 良好な大気を保全するため、県と協力して大気の測定と監視を引き続き実施するとともに、大気汚染防止法に基づき、工場・事業場などの固定発生源対策を推進します。
- 都市活動に起因する大気への負荷低減を図るため、公共交通機関の利用促進をはじめ、環境にやさしい自動車の利用促進などの自動車排ガス対策を推進します。
- 環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、県と連携して情報収集を行うとともに、市民への迅速な情報提供に努め、健康被害を防止します。
- 家庭ごみや事業系ごみの適正処理についてのルールやマナーの周知徹底を図り、野外焼却対策を推進します。
- 地球規模で進行するオゾン層破壊や酸性雨問題の解決に貢献するため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づくオゾン破壊物質の適正処理についての普及啓発の推進、酸性雨に対するモニタリングを継続して行います。

##### ② 具体的な取組

###### ○ 大気の調査と測定

具体的な取組	取組の内容	担当課
大気の測定と監視	・ 県と連携して大気汚染物質の常時測定と監視を引き続き実施します。	生活環境課

###### ○ 固定発生源対策

体的な取組	取組の内容	担当課
工場・事業場への指導	・ 大気汚染防止法に基づき、県と連携して工場や事業場などの固定発生源対策を推進するとともに、必要に応じて指導に努めます。	生活環境課
	・ 大気汚染に関わる発生源対策を実施する場合、公的機関や民間の資金融資制度の周知斡旋を行います。	



○自動車排出ガス対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
公共交通機関の利用促進（再掲）	・ 中心市街地プロジェクトに基づいて延岡駅周辺の整備を進め、鉄道やバスなど、公共交通機関の利便性を高めます。	商業観光課
	・ 公共交通機関の利用促進のため、鉄道、路線バス等市民の利便性に配慮した運行について関係機関に要望します。	企画課
	・ 路線図や時刻表の作成など延岡市バス利用促進協議会と連携し、バス利用の普及促進に努めます。	
	・ 公共交通空白地域におけるコミュニティバス等の効率的な運行を推進します。	
自転車等の利用促進（再掲）	・ 新たに道路の拡幅を行う場合、自転車歩行者道を整備することにより、自転車や歩行者が利用しやすい自歩道環境の整備を推進します。	土木課 都市計画課
エコドライブの普及促進（再掲）	・ パンフレットの配布や講習会の開催などによりエコドライブの普及促進を図ります。	生活環境課
低公害車の導入促進（再掲）	・ 助成制度や税制の優遇措置等の情報提供などにより環境にやさしい低公害車の導入促進を図ります。	生活環境課
	・ 市で使用する公用車について率先して低公害車の導入を図ります。	管財課

○その他の大気汚染対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
光化学オキシダントに関する監視と情報提供	・ 県と連携して市内各地点における常時測定と監視を引き続き行い、注意報発令時には迅速に市民に周知するなど健康被害の防止に努めます。	生活環境課 各総合支所市民生活課

○その他の大気汚染対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
野外焼却対策の推進	・ 野外焼却における環境への負荷を低減するため、県と協力してルールやマナーについて普及啓発を行い、意識の徹底を図ります。	生活環境課 各総合支所市民生活課
オゾン層保護対策	・ カーエアコンや家電製品（エアコン、冷蔵庫、冷凍庫）からのオゾン層破壊物質の大気放出を防止するため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づく適正処理について普及啓発を図ります。	生活環境課 各総合支所市民生活課 資源対策課
酸性雨対策	・ 県と連携して酸性雨のモニタリングを継続して実施します。	生活環境課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 自動車の急発進や急加速の抑制、アイドリングストップなどのエコドライブに努めましょう。
- 自動車を購入する際は、環境にやさしい低公害車の購入に努めましょう。
- 外出するときは、なるべく自家用車の利用を控え自転車の利用やバス、電車などの公共交通機関の利用に努めましょう。
- 家庭ごみは適正に処理を行い野外での焼却はやめましょう。
- ベランダや庭先などの緑化に努めましょう。
- 家電製品や自動車は、法律に基づき適正に処理しましょう。

**事業者の取組**

- 事業場からのばい煙等の大気汚染物質の発生抑制に努めましょう。
- 事業活動で自動車を利用するときは、アイドリングストップなど燃料効率に配慮したエコドライブに努めましょう。
- 事業活動において自動車を購入する際は、環境にやさしい低公害車の購入に努めましょう。

- 通勤や出張などの際には、自動車の利用を控え自転車の利用やバス、電車など公共交通機関の利用に努めましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。
- 事業所で発生するごみは適正に処理を行い野外での焼却はやめましょう。

④環境指標

環境指標		単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
観測所における大気汚染に係る環境基準達成率	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) 観測所 5箇所	%	100	100	生活環境課
	一酸化炭素 (CO) 観測所 1箇所		100	100	
	浮遊粒子状物質 (SPM) 観測所 3箇所		100	100	
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 観測所 5箇所		100	100	
光化学オキシダント注意報発令日		日	0	0	
野焼きの苦情件数		件	59		

## (2) 騒音・振動対策

### ①施策の推進方向

- 住宅地の良好な生活環境を維持するため、騒音・振動に関する適正な区域指定に努めます。また、騒音・振動規制法及び延岡市生活環境保護条例の適正な運用により、工場・事業場、建設業者、深夜営業店等に対する騒音・振動対策を推進します。
- 国や県と連携して低騒音舗装や緑地帯の設置などにより自動車交通騒音対策を推進します。
- 法律の規制を受けない小規模事業所や家庭からの騒音については、生活マナー向上の普及啓発を図ることにより、発生抑制に努めます。また、低周波や電磁波については、国や県の動向に注意しながら情報収集に努めます。

### ②具体的な取組

#### ○適正な規制区域の指定等

具体的な取組	取組の内容	担当課
適正な規制区域の指定、変更	・騒音・振動規制法に基づき、適正な規制区域の指定に努めるとともに、地域住民の生活環境に配慮した区域の指定を行います。	生活環境課

#### ○工場・事業場等の騒音・振動対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
工場・事業場等への指導	・騒音・振動規制法及び延岡市生活環境保護条例の適正な運用により、工場・事業場、建設工事から発生する騒音・振動を防止するとともに、必要に応じて、適切な防音対策の実施を指導します。	生活環境課
	・騒音・振動に関わる発生源対策を実施する場合、公的機関や民間の資金融資制度の周知斡旋を行います。	
深夜営業店舗等への指導	・延岡市生活環境保護条例の適正な運用により、深夜営業店等におけるカラオケや音響機器からの騒音を防止するとともに、必要に応じて適切な防音対策の実施を指導します。	生活環境課

○交通騒音対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
自動車騒音対策	・自動車騒音対策について、県や国と連携して低騒音舗装や緑地帯の設置などの道路対策を促進します。	生活環境課

○その他の騒音等に関する対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
近隣騒音対策	・法律の規制を受けない小規模事業所騒音や家庭から発生する冷暖房機器、楽器、ペットの鳴き声などの生活騒音について、マナー向上のための普及啓発に努めます。	生活環境課
低周波、電磁波	・低周波音や電磁波などは、国や県の動向に注意しながら情報収集に努めます。	生活環境課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 周辺住民に迷惑となる騒音を発生させないようにしましょう。
- 自動車を運転する際は、急発進や急停車、空吹かしなどをしないようエコドライブに努めましょう。
- 自動車を駐停車する際は、エンジンを切るなどして無駄なアイドリングはやめましょう。
- 飼い犬が無駄に吠えないよう、飼い主は適切にしつけを行いましょ。

**事業者の取組**

- 騒音・振動規制法や延岡市生活環境条例を順守し、工場・事業場から発生する騒音を抑制しましょう。
- 建設工事の際は、低騒音・低振動型機械の使用により騒音・振動の発生を抑制するとともに、周辺住民への事前周知に努めましょう。
- 深夜営業等を行う場合は、延岡市環境基本条例を順守し、近隣に迷惑をかけないように配慮しましょう。

④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
騒音・振動に関する苦情件数	件	29		生活環境課
自動車騒音環境基準達成率	%	100	100	

### (3) 悪臭対策

#### ①施策の推進方向

- 悪臭防止法に基づき、工場・事業場からの悪臭物質の発生の防止を図ります。また、浄化槽の設置や適正な維持管理についての普及啓発により、生活排水からの悪臭発生の抑制に努めます。
- 畜産施設からの悪臭については、関係機関と連携して指導の徹底を図ります。

#### ②具体的な取組

##### ○固定発生源対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
工場・事業場への指導	・悪臭防止法に基づき、工場や事業場からの悪臭物質の発生を防止するとともに、必要に応じて指導を行います。	生活環境課
	・悪臭に関わる発生源対策を実施する場合、公的機関や民間の資金融資制度の周知斡旋を行います。	
生活排水からの悪臭対策	・生活雑排水からの悪臭を防止するため、下水道等への接続を促進するとともに、合併浄化槽の設置や適正な維持管理について普及啓発を図ります。	生活環境課 下水道課
畜産事業者への指導	・畜産施設からの悪臭について、県や関係機関と連携したきめ細やかな対策を講じるとともに、指導の徹底を図ります。	生活環境課 農林畜産課

#### ③各主体の取組

##### 市民の取組

- 浄化槽からの悪臭を防止するため、浄化槽法に基づいた適正な維持管理を行いましょう。
- 近隣の迷惑となるような悪臭を発生させないように配慮しまししょう。

##### 事業者の取組

- 悪臭防止法及び延岡市生活環境条例を順守し、工場・事業場から発生する悪臭を抑制しまししょう。
- 近隣の迷惑となるような悪臭を発生させないように配慮しまししょう。
- 堆肥などの有機肥料を利用する際は、早めに鍬込むなど近隣に迷惑をかけないよう配慮しまししょう。

④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
悪臭測定における環境基準達成率 (アンモニア)	%	100	100	生活環境課
悪臭に関する苦情件数	件	31		



## 4-2. 水環境の保全

### ①施策の推進方向

- 良好な水質を保全するため、引き続き、河川、海域の水質測定と監視を行います。また、延岡市生活排水対策総合基本計画に基づいた生活排水処理施設の整備を進めるとともに、合併浄化槽の適正な維持管理についての普及啓発などにより生活排水対策を推進します。
- 水質汚濁防止法や下水道法に基づき、県と協力して工場・事業場の排水対策を推進します。また、減農薬、減化学肥料栽培など環境にやさしい農業を推進することにより、汚濁負荷の低減を図ります。
- 雨水の有効利用に関する啓発、水源かん養機能を有する森林の適正な管理を促進することにより、健全な水循環の確保を図ります。
- 関係機関と連携して河川浄化に関する周知啓発に努めるとともに、水質保全に関する環境学習、各主体が自主的に行う河川美化活動への支援、協力を行うことにより、良好な水環境保全に対する意識啓発を図ります。

### ②具体的な取組

#### ○水質の調査と測定

具体的な取組	取組の内容	担当課
水質測定と監視(再掲)	・国や県と協力して、河川、海域の水質測定と監視を行い水辺環境に生息・生育する生物に影響を与えない良好な水質保全に努めます。	生活環境課

#### ○生活排水対策の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
公共下水道の計画的な整備	・延岡市生活排水対策総合基本計画に基づき、公共下水道の計画的な整備に努めます。	下水道課
合併浄化槽の普及促進	・延岡市生活排水対策総合基本計画に基づき、合併浄化槽の施設整備に努めるとともに、設置費に対する助成を実施することにより普及促進を図ります。	生活環境課 各総合支所市民生活課
合併浄化槽の適正管理に関する普及啓発	・合併浄化槽の適正な維持管理についての意識啓発を図るため、効果的な普及啓発を推進します。	生活環境課 各総合支所市民生活課

○生活排水対策の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
公共下水道水洗化の促進	・未水洗化世帯に対し、下水道展における普及啓発や戸別訪問、水洗化融資資金の斡旋などにより、公共下水道への接続を推進します。	下水道課

○産業排水対策の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
工場・事業場への指導	・県と連携して水質汚濁物質の排出源となる工場・事業場（畜産業を含む）からの排水を監視するとともに、必要に応じて指導に努めます。	生活環境課 農林畜産課
	・発生源対策を実施する場合、公的機関や民間の資金融資制度の周知斡旋を行います。	
公共下水道施設の機能保全	・公共下水道を利用して下水を排除する事業場等について、除外施設の設置など必要に応じて下水道施設の機能を保全するための指導を行います。	下水道課
環境にやさしい農業の推進（再掲）	・農地やその周辺の生態系を保全するため、講習会等を通じて減農薬、減化学肥料栽培など環境にやさしい農業の普及促進を図ります。	総合農政課 農林畜産課
河川への土砂流入対策	・開発等に際して、周辺の水環境への配慮を促すとともに、河川への土砂流入を防止するために必要な対策を講じるよう、関係機関と連携して指導を行います。	生活環境課 土木課 区画整理課 建築指導課 農山村整備課

○健全な水循環の確保

具体的な取組	取組の内容	担当課
雨水の有効利用に関する啓発	・健全な水循環の確保を図るため、市有施設や事業所敷地内、住宅敷地における雨水の有効利用について啓発を行います。	建築指導課 下水道課

○健全な水循環の確保

具体的な取組	取組の内容	担当課
水源かん養機能としての森林保全	・延岡市森林整備計画書に基づき、水源かん養機能の高い森林は水土保全林に位置づけ、適切な森林管理を促します。	農林畜産課

○水環境の保全に対する意識啓発の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
関係機関との協力による周知啓発の推進 (再掲)	・五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会及びそれを構成する各種団体や関係市町村と協力して河川浄化に関する周知啓発を推進します。	生活環境課 下水道課
水辺環境調査の推進 (再掲)	・水辺環境の保全について普及啓発を図るため、小中学生等を対象にした水辺環境調査を推進します。	生活環境課 各総合支所市民生活課
河川、海岸美化活動への支援・協力 (再掲)	・河川美化活動など、地域住民、各種団体が行う河川や海岸美化活動に対する支援、協力を行います。	生活環境課 各総合支所市民生活課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 公共下水道の整備された区域では、速やかに公共下水道に接続しましょう。
- 公共下水道の認可区域外では、合併浄化槽を設置しましょう。
- 合併浄化槽の設置者は、浄化槽法に基づき適正な維持管理を行いましょ。
- 調理くずや食べ残したものは、台所の排水口に流さないようにしましょう。
- 合成洗剤や石けんは、使いすぎないように適切に使用しましょう。
- 廃食用油は、台所の排水口に捨てずに適正に処理を行いましょ。
- 地域や各種団体、企業等が行う河川や海岸の環境美化活動に積極的に参加しましょ。

**事業者の取組**

- 水質汚濁防止法を順守し、工場・事業場から排出する汚濁負荷を低減しましょ。
- 公共下水道を利用する事業場等は、下水道法に基づき適正な排水を行いましょ。
- 家畜排せつ物は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、適正に処理を行いましょ。
- 減農薬・減化学肥料栽培などにより、公共用水域の負荷低減に努めましょ。
- 開発工事に際しては、土砂が河川に流入しないよう環境に配慮した施工を行いましょ。

- 事業場等における雨水の有効活用に努めましょう。
- 地域や各種団体、行政が行う河川や海岸の美化活動に積極的に参加するとともに、率先して美化活動を実施しましょう。

④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
河川のBOD環境基準達成率	%	100	100	生活環境課
海域のCOD環境基準達成率		100	100	
生活排水処理施設普及率		算出中		生活環境課
水洗化率				下水道課

#### 4-3. 地下水・土壌・地盤環境の保全

##### ①施策の推進方向

- 地下水の汚染を防止するため、県と協力して引き続き地下水の測定と監視を実施するとともに、地下水汚染地域の浄化対策を推進します。
- 健全な土壌環境を維持するため、県と協力して土壌汚染対策法に基づく、土壌汚染の防止対策に努めます。また、環境にやさしい農業の実施や多量の農薬散布を行うゴルフ場への指導により土壌環境への負荷低減を図ります。
- 地盤沈下などを未然に防止するため、必要な情報収集と適切な情報提供を行います。

##### ②具体的な取組

###### ○地下水汚染対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
地下水質の測定と監視	・ 県と協力して地下水の水質測定と監視を継続して実施するとともに、汚染地域においては、企業が行う浄化対策について指導します。	生活環境課

###### ○土壌汚染対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
工事業者等への指導	・ 土壌汚染対策法に基づき、県と協力して汚染区域の把握に努めるとともに、必要に応じて対策の指導に努めます。	生活環境課
環境にやさしい農業の推進（再掲）	・ 農地やその周辺の生態系を保全するため、講習会等を通じて減農薬、減化学肥料栽培など環境にやさしい農業の普及促進を図ります。	総合農政課 農林畜産課
ゴルフ場への指導	・ ゴルフ場における農薬や化学肥料の適正な使用を促進するため、公害防止協定等に基づく使用状況報告書等の提出や水質検査など定期的な監視測定を行います。	生活環境課

○地盤沈下対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
情報収集と提供	・地盤沈下に関する必要な情報収集と適切な情報提供を行います。	生活環境課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 飲用井戸の利用者は、適正な維持管理に努めましょう。
- 家庭において除草剤などを使用する際は、土壌環境に配慮しましょう。

**事業者の取組**

- 有害化学物質を適正に管理、使用しましょう。
- 土壌汚染対策法に基づき、適正な土壌汚染対策に努めましょう。
- 減農薬・減化学肥料栽培など環境にやさしい農業の実施により、地下水や土壌環境への負荷低減に努めましょう。
- ゴルフ場など農薬や化学肥料を多く使用する事業場は、適正な使用に努めましょう。

④環境指標

環境指標		単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
地下水質環境基準達成率	PH、水銀	%	100	100	生活環境課
	有機塩素化合物	%	94.5	100	

#### 4-4. その他の環境汚染対策

##### ①施策の推進方向

- 化学物質による環境や健康への被害を防止するため、県と協力して「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」に基づく工場・事業場への指導を行います。また、化学物質に関する正しい理解を促すため、適切な情報収集及び提供を行うとともに、ダイオキシン類の定期的な測定やアスベスト、PCBなどの適正処理に関する情報提供を図ります。
- 環境事故や健康被害を未然に防止するため、公害防止協定の積極的な締結や適正な運用を図ることにより、環境リスク対策を推進します。

##### ②具体的な取組

###### ○化学物質対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
工場・事業場への指導	・化学物質の拡散を防止するため、県と協力して「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」に基づき特定有害化学物質を所有する工場・事業場に対し、適正管理について指導を行います。	生活環境課
化学物質に関する情報収集と提供	・化学物質に関する正しい理解を促すため、必要な情報収集に努めるとともに、その情報を積極的にホームページなどで提供します。	生活環境課
市有施設における化学物質の適正管理と使用	・清掃工場や下水処理場などで使用する化学物質について、延岡市環境マネジメントシステムの運用により適正な管理と使用を図ります。	清掃工場 下水道課
ダイオキシン類等の監視測定	・水や大気中のダイオキシン類を監視するため、定期的な測定を実施します。	生活環境課 清掃工場
野外焼却対策の推進（再掲）	・野外焼却における環境への負荷を低減するため、県と協力してルールやマナーについて普及啓発を行い、意識の徹底を図ります。	生活環境課 各総合支所市民生活課
アスベスト、PCB 処理に関する情報提供	・アスベストやPCBの適正処理についてホームページなどを利用して情報提供を行います。	生活環境課

○環境リスク対策

具体的な取組	取組の内容	担当課
公害防止協定の締結の推進	・工場・事業場周辺の生活環境の保全や健康被害を防止するため、積極的に公害防止協定の締結を推進します。	生活環境課 工業振興課
公害防止協定締結事業者への指導	・公害防止協定締結事業者に対し、協定内容の順守や公害発生施設の新設等に際しての事前協議など必要に応じて適切な指導助言に努めます。	生活環境課
環境事故に対する情報把握と提供	・工場・事業場において発生した環境事故に対し、関係機関と連携して関連情報の収集に努めるとともに、積極的な情報提供を図ります。	生活環境課 防災推進室 消防本部
関係機関との連携	・公共用水域への油流出対策を推進するため、五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会や新港・土々呂地区保安防災連絡協議会等との連携を図ります。	生活環境課 防災推進室 消防本部

③各主体の取組

**市民の取組**

- 化学物質についての正しい知識の修得と正確な情報収集に努めましょう。
- 家庭ごみは、適正に処理を行い、野外での焼却はやめましょう。
- 化学物質を使用する際は、適正に使用し環境負荷の低減に努めましょう。

**事業者の取組**

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づき、化学物質の適正な使用と管理に努めましょう。
- アスベストやPCB廃棄物は、法律に基づき適正に処理を行いましょ。
- 事業活動で発生した廃棄物は、適正に処理を行い、野外での焼却や不法投棄はやめましょ。
- 有害化学物質を含まない環境にやさしい原材料を使用ましょ。
- 自社の事業活動における環境への負荷を把握し、積極的な負荷低減や周辺環境に配慮した事業活動に努めましょ。



④環境指標

環境指標		単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
ダイオキシン類環境 基準達成率	大気	%	100	100	生活環境課
	公共用水域		100	100	

#### 4-5. 廃棄物の適正処理の推進

##### ①施策の推進方向

- 環境に負荷を与える不法投棄を防止するため、延岡地区不法投棄対策協議会と連携した啓発活動や環境教育を通じた啓発を図るとともに、監視体制の強化などにより不法投棄対策を推進します。
- ごみ集積の拠点となるごみステーションの適正な管理を図るため、クリーンステーション指導員の育成やごみステーションの設置費等の助成を推進します。
- 地域住民との対話や周辺環境への配慮を十分行いながら、清掃工場をはじめとする清掃施設の安全で安定的な運転管理に努め、適正な廃棄物処理に取り組むとともに、新最終処分場の建設を推進します。

##### ②具体的な取組

###### ○不法投棄対策の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
不法投棄対策の推進	・夜間パトロールの実施や啓発看板の設置、街灯の設置など不法投棄防止のための対策を推進します。	資源対策課
環境子ども会議の推進	・児童を対象に不法投棄箇所の視察やディスカッションなどを通じて不法投棄に関して学習する環境子ども会議を推進します。	生活環境課
普及啓発の推進	・延岡地区不法投棄対策協議会と連携して不法投棄防止に関する啓発活動を推進します。	資源対策課 生活環境課
	・不法投棄の現状や撤去活動などの情報提供を通じて、不法投棄防止に関する普及啓発を推進します。	

###### ○ごみステーションの適正管理

具体的な取組	取組の内容	担当課
クリーンステーション指導員の育成	・各自治会等のクリーンステーション指導員に対してごみの分別と排出方法に関する講習会等を実施し、クリーンステーション指導員の育成を図ります。	資源対策課

○ごみステーションの適正管理

具体的な取組	取組の内容	担当課
ごみステーションの維持管理及び整備促進	・ごみ収集の拠点となるごみステーションの管理を行う各自治会等に対し助成を行い、ごみステーションの維持管理及び整備促進を図ります。	資源対策課

○清掃施設の適正な維持管理と整備の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
新最終処分場の整備	・廃棄物の適正な処理を推進するため、新最終処分場の建設を進めます。	新最終処分場建設室
清掃施設の適正な維持管理	・清掃工場の適正な維持管理に努めます。また、粗大ごみ処理施設及び川島埋立場の延命化を図ります。	清掃工場
清掃施設周辺の環境配慮	・清掃施設立地地域との共存共栄を目指し、より効率的なごみ処理施設の運営を図るため、地元住民に対する積極的な情報発信を引き続き行います。また、新最終処分場建設にあたっては、周辺環境に配慮した施設建設と運営を図ります。	資源対策課 清掃工場 新最終処分場建設室

③各主体の取組

**市民の取組**

- ごみを出すときは、決められた方法で分別し、違反ごみを出さないようにしましょう。
- ごみは、分別に従って指定ごみ袋に入れ、決められた曜日、場所、時間に出すようにしましょう。
- ごみは決められた方法で処分を行い不法投棄はやめましょう。
- ごみのポイ捨てはやめましょう。

**事業者の取組**

- 事業系一般廃棄物は、決められたルールにより適正に排出しましょう。
- 産業廃棄物は、法律に基づき適正に処分を行い不法投棄はやめましょう。

④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
不法投棄に関する年間のパトロール回数	回	121	80	資源対策課
ごみステーションにおける違反ごみ率（対平成20年度比）	%	-	▲50	資源対策課
環境子ども会議参加学校数	校	1		生活環境課

#### 4-6. 排出抑制・再使用等の推進

##### ①施策の推進方向

- 循環型社会の形成を図るため、ごみの排出抑制やリサイクルの推進を目的としたごみ処理有料化を引き続き実施します。また、家庭用生ごみ処理機等に対する助成をはじめ、マイバッグ持参の促進、資源物の集団回収への助成など、各主体が自主的に行う排出抑制等に関する取組を支援します。さらに、延岡市環境保全率先実行計画の推進により、市自ら率先してごみの排出抑制に努めるとともに、各種団体や周辺自治体と連携協力した取組を進めることにより、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減及び廃棄物処理施設の持続可能な利用に努めます。
- 資源のリサイクル化を推進するため、市内各事業所や学校等から排出されるOA古紙、給食残渣等の資源化を図るとともに、各種団体が行う資源品回収の促進、リサイクル制度の適正な運用などにより、資源の有効利用を図ります。また、廃棄物の処理工程で発生した焼却灰や廃熱、金属などの資源化を推進します。
- 各主体のごみ減量化に対する意識啓発を図るため、イベントや出前講座による啓発、環境学習や功労者への表彰を通じた意識の向上、廃棄物の発生量等に関する情報の提供などを推進します。

##### ②具体的な取組

###### ○排出抑制・再使用等の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
ごみ処理有料化の継続実施	・ごみ減量化と資源の有効活用を図るため、ごみ処理有料化を継続します。	資源対策課
マイバッグ運動の推進	・レジ袋削減を促進するため、関係機関や小売店等、地域の団体と連携してマイバッグの持参について啓発を図ります。	資源対策課
家庭用生ごみ処理機等に対する助成	・家庭からの生ごみの抑制と有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理機等の購入者に対する助成を引き続き実施します。	資源対策課
延岡市環境保全率先実行計画の推進（再掲）	・延岡市環境保全率先実行計画に基づき、市の事務事業における省エネやごみの排出抑制、資源化を推進します。	生活環境課
フリーマーケットの利用促進	・資源の有効利用を図るため市民や市民団体が開催するフリーマーケットに関する情報提供を通じて、フリーマーケットの利用促進を図ります。	生活環境課

○排出抑制・再使用等の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
発生抑制、再使用推進のための連携強化	・ごみの減量化や再資源化を推進するため「延岡市ごみ減量化対策懇話会」やこれを構成する各種団体との連携強化を図ります。	資源対策課
広域的な取組の推進	・発生抑制や再使用の取組について周辺の関係自治体と連携して推進を図ります。	資源対策課

○リサイクルの推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
オフィス町内会事業の推進	・企業や官公庁等の事業所から排出される使用済み OA 古紙の再生利用を図るため、市外の再生紙工場と協力してトイレトペーパーとして利用する取組を継続します。	資源対策課
事業系生ごみの資源化の推進	・市内小中学校から排出される給食残渣や魚腸骨等の事業所から出される生ごみについて、民間機関と連携協力して資源化を推進します。	資源対策課 農林畜産課
資源物集団回収への助成	・効率的な資源回収を図るため市内の子ども会や高齢者クラブ等の団体が実施する資源物の集団回収に対して引き続き支援を行います。	資源対策課
資源回収品目の拡大に関する調査研究	・リサイクルの推進を図るため、資源として利用可能な廃棄物について調査研究を行います。	資源対策課
廃家電のリサイクルに関する普及啓発	・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき適正処理が行われるよう、関係団体や小売店と協力して普及啓発を推進します。	資源対策課
家畜排せつ物の有効利用の促進	・延岡市バイオマスタウン構想に基づき、家畜排せつ物の有効利用を図ります。	農林畜産課

○リサイクルの推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
建設リサイクルの推進	・公共工事における建設リサイクルを推進するため、延岡市公共工事環境配慮指針に基づいて建設副産物の再利用に努めます。	関係課
清掃工場から発生した資源の有効利用	・ごみの焼却により発生した焼却灰の一部をセメントの原材料として活用します。	清掃工場
	・ごみ処理工程で発生した金属類の回収を行い、資源物として再利用します。	
	・清掃工場から発生する一般廃棄物の焼却熱の有効利用を図るため、引き続き廃熱エネルギーの利用を推進します。	
下水道汚泥の資源化の推進	・下水処理場において発生した脱水汚泥の再利用を推進します。	下水道課

○意識啓発の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
多量排出事業者への啓発促進	・多量排出事業者については、個別にごみの排出抑制やごみ減量化、資源化、再利用についての啓発を図ります。	資源対策課
ごみ処理施設を利用した環境教育の推進	・小学生高学年を対象とした「夏休みごみ体験ツアー」や各自治会、各種団体を対象とした施設見学会など清掃工場やリサイクルプラザを活用した環境学習を推進します。	資源対策課 清掃工場
ごみ処理に関する情報提供	・地元ケーブルテレビの市政だよりコーナーや市の広報誌、インターネットなどあらゆる媒体を活用してごみ処理量などに関する情報提供を推進します。	資源対策課 清掃工場

○意識啓発の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
市民、事業者等への啓発促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「リフレッシュのべおか出前講座」や各自治会等での説明会、「のぼりざるフェスタ」などの各種イベントを通じて、ごみ減量化の啓発を図るとともに、家庭で出来るごみ減量化方策「ごみ減量の十か条」の普及啓発を図ります。</li> </ul>	資源対策課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量に関して特に顕著な功績のあった市民や団体に対して、環境衛生週間を利用して表彰を行い、広くその活動を紹介することで市民や事業者、各種団体へのごみ減量化意識の向上を図ります。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校によるごみ減量化に関するポスターコンクールなどにより、ごみ減量化に対する意識向上を図ります。</li> </ul>	

③各主体の取組

**市民の取組**

- ごみの分別は、決められた方法で行いましょう。
- ごみを出すときは、決められた指定ごみ袋に入れて出しましょう。
- 家庭から出る生ごみは、生ごみ処理機等を活用し有効利用に努めましょう。
- 買い物をするときは、簡易包装商品の購入に努めるとともに、マイバッグを持参するなどしてレジ袋の利用を控えましょう。
- 不要なものでも使えるものは、廃棄せずにフリーマーケットに出すなど再利用に努めましょう。
- 地域や各種団体が行う、資源の集団回収に協力しましょう。
- 家電リサイクル法に基づき、冷蔵庫やテレビ等は適正に処分を行いましょう。
- 商品は、ごみにならないよう必要なものを必要な量だけ購入するようにしましょう。
- 商品を購入する際は、リサイクル製品などのグリーン購入に努めましょう。
- ごみ問題に対する正しい知識を持つため、積極的に環境学習に参加しましょう。

**事業者の取組**

- 事業所から発生するごみの減量化やリサイクルに努めましょう。
- 商品の簡易包装に努めるとともに、レジ袋削減に協力しましょう。
- 事業活動で発生したOA古紙は、燃えるごみとして出さずに分別回収してリサイクルしま



しょう。

- 地域や各種団体が行う、資源の集団回収に協力しましょう。
- 事業所で使用する商品を購入する際は、リサイクル製品などのグリーン購入に努めましょう。
- 小売店などでは、店頭での資源回収に努めましょう。
- 建設工事で使用する資材などは、リサイクル製品を使用するとともに、発生した建設副産物の再利用に努めましょう。
- ごみ問題に対する正しい知識を持つため、積極的に環境学習に参加しましょう。

#### ④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
ごみの総排出量(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ)	t	56,155	44,924	資源対策課
資源排出量(資源物:収集・搬入)	t	5,046	6,307	資源対策課
一人一日あたりのごみ排出量	g	720	595	資源対策課

※現況の数値は平成20年度の実績値

## 5. みんなで学びみんなで実践する環境保全のまち

### 5-1. 環境学習の推進

#### ①施策の推進方向

- 環境学習への取組を促進するため、講師派遣や教材、題材などの情報提供を通じて生涯学習活動や学校における環境教育を推進するとともに、市民や事業者、各種団体と連携した環境学習を推進します。また、地域や企業等で行う環境学習を推進するため、県の制度の活用や出前講座の充実を図ります。
- 図書館における関連図書の実質や環境情報の積極的な提供により各主体が自主的に行う環境学習を推進します。また、地域の優れた人材の発掘や講習会、研修会等の積極的な情報提供を図ることにより環境学習に関する人材の育成に努めます。

#### ②具体的な取組

○環境学習に関する機会づくりの推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
生涯学習活動における環境学習の推進	・生涯学習活動に関するプログラムやメニューの充実に努め、生涯学習活動における環境学習を推進します。	社会教育課
	・講師派遣や教材の提供などにより、家庭教育学級や女性学級、市民大学等における環境学習を推進します。	
学校における環境教育の推進	・学習に関する題材や教材の情報提供により、小中学校の総合的な学習の時間等における、環境学習を推進します。	学校教育課
	・優れた取組を行っている学校の事例等の紹介などにより、学校における環境学習を推進します。	
	・生徒や児童の省エネ活動や環境美化への関心を促すため、グリーンカーテンなど学校施設の緑化を推進します。	
環境子ども会議の推進（再掲）	・児童を対象に不法投棄箇所の視察やディスカッションなどを通じて不法投棄に関して学習する環境子ども会議を推進します。	生活環境課

○環境学習に関する機会づくりの推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
市民、企業、各種団体と連携した環境学習の推進	・生涯学習活動で開催する講座やセミナーにおいて、企業や団体が行う環境学習を積極的に採用し、市民、企業や各種団体が連携した環境学習を推進します。	社会教育課
地球温暖化防止アドバイザー派遣事業の活用（再掲）	・企業や学校、地域で行う地球温暖化防止活動を推進するため、宮崎県地球温暖化防止活動推進センターの地球温暖化防止アドバイザー派遣事業の活用を図ります。	生活環境課
出前講座の推進	・地域や職場、学校が実施する環境学習への取組を促進するため、積極的に講師派遣を行うなど、環境学習に関する出前講座を推進します。	生活環境課
子どもエコクラブ活動への支援	・子どもエコクラブの参加を積極的に促進するとともに、情報や機材等の提供により子どもエコクラブの活動を支援します。	生活環境課
ごみ処理施設を利用した環境教育の推進（再掲）	・小学生高学年を対象とした「夏休みごみ体験ツアー」や各自治会、各種団体を対象とした施設見学会など清掃工場やリサイクルプラザを活用した環境学習を推進します。	資源対策課 清掃工場

○情報提供と人材育成

具体的な取組	取組の内容	担当課
図書館における環境関連書籍の充実	・市立図書館において、環境学習に関する関連図書や資料等の充実に努めます。	図書館
環境情報に関するホームページの充実	・各主体の環境学習に対する取組を推進するため、環境学習の場として利活用できる施設や環境学習等に役立つ環境情報を収集、整理し、ホームページなどで提供します。	生活環境課

○情報提供と人材育成

具体的な取組	取組の内容	担当課
地域人材の活用	・地域の豊かな自然とのふれあいや農林水産業などの体験学習等を推進するため、地域で優れた人材等の発掘、活用に努めます。	社会教育課
環境保全アドバイザー制度の活用（再掲）	・環境保全に関する専門的知識を有した、宮崎県の環境保全アドバイザー派遣制度を活用して、企業、地域等における環境学習を推進するとともに、指導者の育成に努めます。	生活環境課
指導者の育成	・国や県、各種機関が開催する指導者養成講座や研修会等の情報提供に努め、指導者の育成を図ります。	生活環境課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 生涯学習活動における、環境に関する講座、セミナーに積極的に参加するとともに、得た知識を地域活動に役立てましょう。
- 学校や地域が主催する環境学習の機会を活用して、環境学習に取り組みましょう。
- 市や各種団体、企業が提供する環境情報を収集し、環境に対する正しい知識や保全意識の向上に努めましょう。
- 市が実施する出前講座を積極的に活用しましょう。
- 子どもエコクラブの活動に積極的に参加しましょう。

**事業者の取組**

- 職場や学校等で環境学習を実施する際は、市が実施する出前講座や県の制度を積極的に活用しましょう。
- 生涯学習活動における、環境に関する講座、セミナーに積極的に参加しましょう。
- 積極的な環境学習の企画、立案に努めましょう。
- 地域や各種団体が行う環境学習において講師派遣や資材提供などに協力しましょう。
- 国や県、関係機関が行う環境学習に関する指導者養成講座等に積極的に参加しましょう。

## ④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
生涯学習活動における環境学習の実 施学級数	件	60	60	社会教育課
体験活動講座の参加者数	人	2,494	2,505	
出前講座の実施回数	回	3		生活環境課

## 5-2. 環境保全活動の推進

### ①施策の推進方向

- 市民、事業者、地域等が自主的に行う環境保全活動を支援します。
- 市民、事業者、各種保全団体等との連携・協働した環境保全活動を推進するため、地域や事業者等の活動事例の紹介やイベントなどの情報提供を推進します。
- 環境保全活動の人材育成を図るため、顕彰制度等を活用して活動意識の高揚を図り、地域や団体でのリーダーとなる人材の育成を推進します。

### ②具体的な取組

#### ○環境保全活動への支援

具体的な取組	取組の内容	担当課
河川、海岸美化活動への支援・協力（再掲）	・河川美化活動など、地域住民、各種団体が行う河川や海岸美化活動に対する支援、協力を行います。	生活環境課 各総合支所市民生活課
公園緑地愛護会の育成と支援（再掲）	・市民協働による公園管理を推進するため、公園緑地愛護会の育成と支援を図ります。	都市計画課
沿道美化に対する支援	・道路愛護を目的に各自治会等で実施する市道の草刈りや沿道の美化活動などに対する支援を図ります。	土木課 各総合支所建設課
学校におけるボランティア活動への支援	・情報提供や機材等の貸し出しにより、小中学校や高等学校、大学が行う環境美化などのボランティア活動を支援します。	学校教育課 生活環境課
まちづくりに対する支援	・地域の特色あるまちづくりを支援するため、地域で行う保全活動等に対する支援を実施します。	企画課 市民協働・男女参画課 各総合支所地域振興課

#### ○連携・協働の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
地域や企業の環境保全活動の事例紹介	・地域や企業の環境保全活動の取組を推進するため、メディアなどを通じて取り組み事例等の積極的な紹介に努めます。	生活環境課

○連携・協働の推進

具体的な取組	取組の内容	担当課
環境保全団体に関する情報収集と提供	・市民や企業、環境保全団体との連携を図るため、環境保全活動を行う団体に関する情報収集に努めるとともに、その活動内容等をホームページなどで紹介します。	生活環境課
イベントを通じた環境保全意識の啓発	・環境月間におけるイベントの充実やクリーンアップ宮崎、延岡アースデイにおける参加促進を図ることにより、市民や企業の環境保全意識の向上に努めます。	生活環境課 企画課
活動拠点機能の充実	・協働によるまちづくりを推進するため、活動、参加しやすい自治公民館など活動拠点機能の充実を図ります。	社会教育課
協議会等の設立に関する調査研究	・各環境保全団体等の連携を図り、環境保全活動の輪を広げるため、各団体の代表で構成する協議会等の設置に関する調査研究を行います。	生活環境課

○人材育成

具体的な取組	取組の内容	担当課
地域リーダーの育成	・各種講習会や研修などを通じて、地域コミュニティや環境学習等における環境保全活動のリーダーの養成に努めます。	社会教育課
表彰制度の活用及び創設	・環境保全活動に貢献のある市民や団体、企業等の情報収集に努め、県等へ推薦により顕彰するとともに、市独自の顕彰制度を検討します。	生活環境課

③各主体の取組

**市民の取組**

- 地域で行われる環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- 環境保全に関する研修会や講習会に参加し、そこで得た情報を地域で行われる環境保全活動に活用しましょう。
- 市が主催する環境保全を目的とするイベントなどに積極的に参加しましょう。

### 事業者の取組

- 地域が行う環境美化活動に積極的に参加するとともに、資材の提供などにより協力しましょう。
- 環境保全に関する研修会や講習会に参加し、そこで得た情報を地域や事業所が行う環境保全活動に活用しましょう。
- 市が主催する環境保全を目的とするイベントに積極的に参加しましょう。

#### ④環境指標

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
クリーンアップ宮崎参加人数(全体)	人	2,350	5,000	生活環境課
延岡アースデイ参加人数(全体)	人	算出中		



## 第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の推進方法
3. 計画の進行管理

## 1. 計画の推進体制

### 1. 市民、事業者、行政によるフォーラム、懇談会など

環境の総合的・個別的な課題あるいは地域的な課題について、関連する地域の住民、事業者、専門家等の意見を聞き、施策に反映させます。フォーラムや懇談会などは必要に応じて開催し、事務局が意見を取りまとめます。また、フォーラムや懇談会とは別にインターネット等を通じて多くの市民の意見を収集できるようにします。

### 2. 環境施策推進本部

環境基本計画を推進するための市役所内組織です。計画の見直し、関連する様々な施策の調整と進行管理を行います。また各種事業に対し、環境対策費を盛り込むための予算等の措置を検討します。

### 3. 延岡市環境マネジメントシステムの推進体制

本体制の最高責任者である環境管理統括者を市長とし、副環境管理統括者を副市長、教育長として、その下に環境マネジメントシステムの推進及び管理を中心になって行う環境管理責任者として市民環境部長を充てています。また、課室長が各課室の環境施策推進員となり自らが率先し、環境保全に関する取組や環境負荷の低減に向けた取組を推進します。

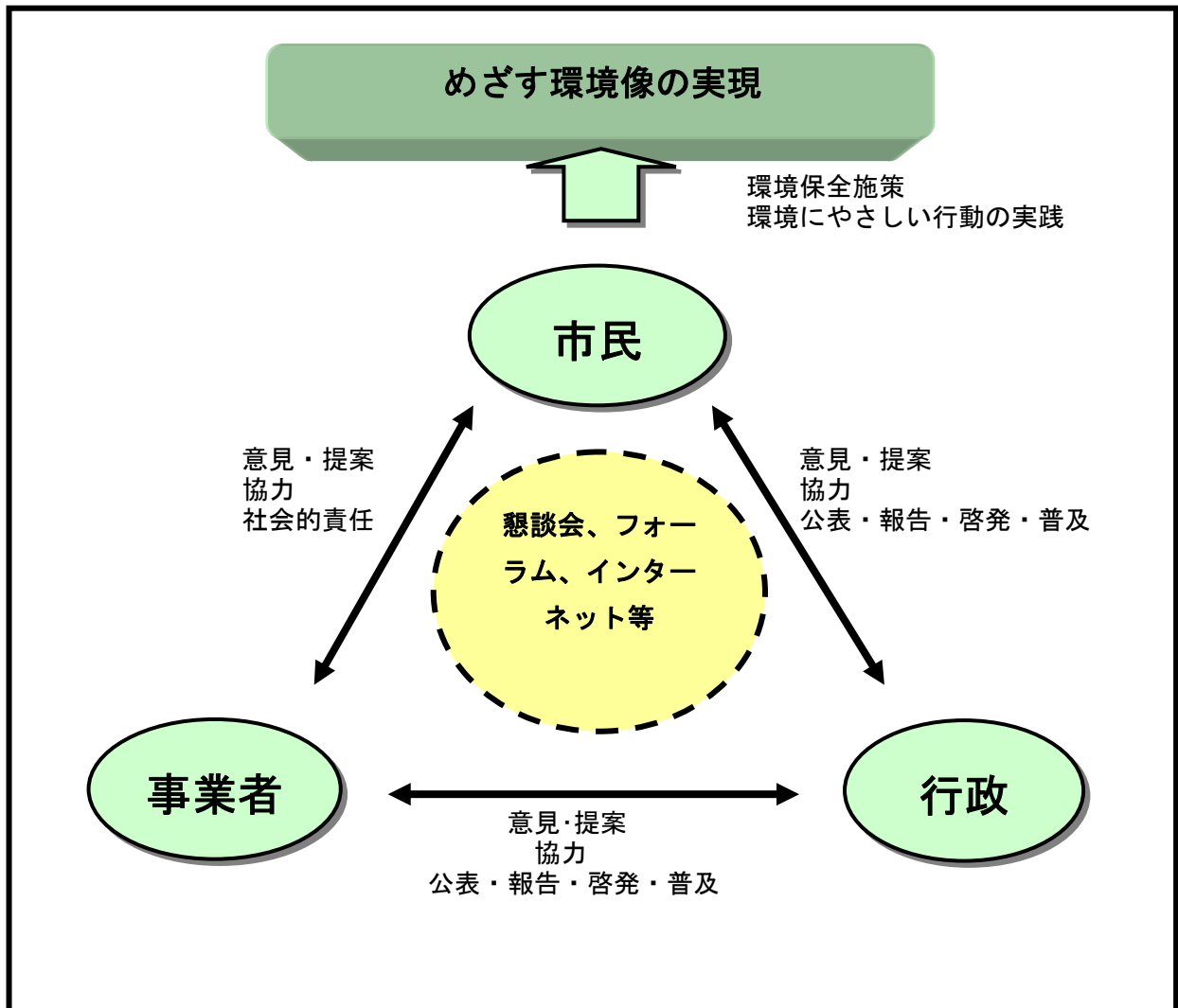
### 4. 環境審議会

環境審議会は学識経験者、市民代表者等で構成されています。基本計画案について審議するとともに計画の推進段階において意見を聴きます。

### 5. 事務局（市民環境部 生活環境課）

環境基本計画に関わる事務作業を行う事務局で、環境関係の部課に置きます。

# < 推進体制 >



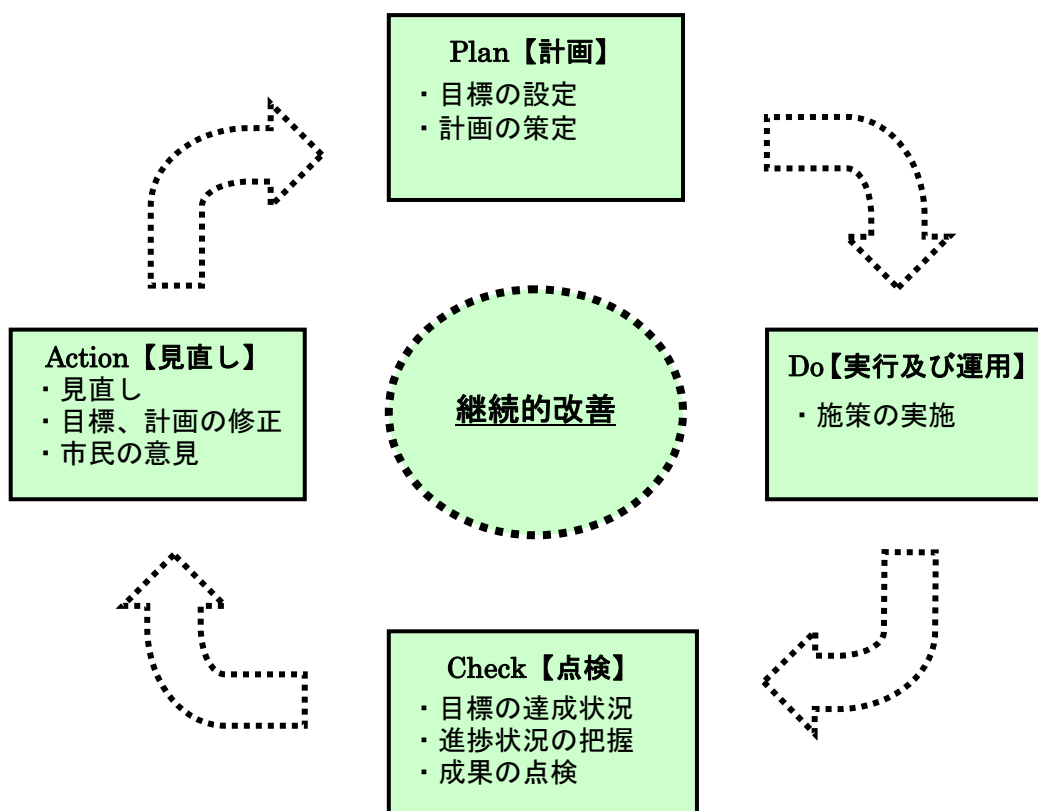
## 2. 計画の推進方法

### 1. 計画の進行管理

施策の実行状況、目標の達成状況について指標を基にその達成状況を把握し、必要に応じて計画の見直し、修正等を行います。

計画推進にあたっては、次のような ISO14001 の基本的な考え方を取り入れ、環境の継続的改善を図ります。

#### <環境マネジメントシステムの考え方>



### 2. 情報公開

市は施策の実行状況、目標の達成状況、計画見直し等基本計画の推進状況についての情報を公開します。

### 3. 協力と連携

計画策定にあたっては市民や事業者の参加・協力が不可欠であることから、市は広報、インターネットのホームページ等を通じて、基本計画の周知を図り、施策への協力を呼びかけます。

また、計画の推進にあたっては関連情報を公開すると共に、フォーラムや懇話会あるいはインターネットなどを通じて寄せられた市民や事業者の意見を計画の見直し、修正等に反映させます。




### 3. 計画の進行管理

計画の進行状況を把握し、施策の方向性を確認していくために指標を用います。指標により計画を管理することで計画の見直し等の作業を円滑にします。

指標は数値的に把握可能なものはできるだけ数値化し、数値化困難なものについては定性的に用います。これにより計画の達成状況を把握します。

#### <環境指標一覧>

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
延岡市における二酸化炭素排出量削減率(対1990年度比)	%	1.7		生活環境課
市の事務事業における温室効果ガス削減率(対H16,17年度平均)	%	24.6		生活環境課
太陽光発電量	kwh	2,541,986		生活環境課
市有施設におけるエネルギー使用原単位削減率	市長部局	%	7	生活環境課
	教育長部局	%	7	教育委員会総務課
森林の整備(除間伐)面積	ha	1,123	1,300	農林畜産課
水辺環境調査の参加団体数	団体	5	10	生活環境課
緑の少年団数	団	10	12	農林畜産課
植栽未済地の面積	ha	254	150	農林畜産課
家畜排せつ物の搬入率	%	12	14	農林畜産課
耕作放棄地解消面積	ha	26.2	80.0	総合農政課
漁民の森づくり参加人数	人	—	50	水産課
自然観察会の実施回数	回	2	2	生活環境課
アカウミガメの産卵率	%	74.6	85.0	文化課
公共工事配慮指針実施率 (自然環境保全)	%	100	100	生活環境課
施設利用者数(ETOランド、須美江家族旅行村、浜木綿村)	人	263,862		商業観光課
景観形成重点地区数	箇所	2	3	都市計画課
指定文化財の指定件数(累計)	件	97	100	文化課

環境指標		単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
歴史・文化に関する講座、研修の参加人数		人	3,300	3,500	文化課
観測所における大気汚染に係る環境基準達成率	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) 観測所 5箇所	%	100	100	生活環境課
	一酸化炭素 (CO) 観測所 1箇所		100	100	
	浮遊粒子状物質 (SPM) 観測所 3箇所		100	100	
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 観測所 5箇所		100	100	
光化学オキシダント注意報発令日		日	0	0	
野焼きの苦情件数		件	59		
騒音・振動に関する苦情件数		件	29		生活環境課
自動車騒音環境基準達成率		%	100	100	
悪臭測定における環境基準達成率 (アンモニア)		%	100	100	生活環境課
悪臭に関する苦情件数		件	31		
河川のBOD環境基準達成率		%	100	100	生活環境課
海域のCOD環境基準達成率			100	100	
生活排水処理施設普及率			算出中	算出中	生活環境課
水洗化率			算出中	算出中	下水道課
地下水質環境基準達成率	PH、水銀	%	100	100	生活環境課
	有機塩素化合物	%	94.5	100	
ダイオキシン類環境基準達成率	大気	%	100	100	生活環境課
	公共用水域		100	100	
不法投棄に関する年間のパトロール回数		回	121	80	資源対策課
ごみステーションにおける違反ごみ率 (対平成20年度比)		%	-	▲50	資源対策課

環境指標	単位	現況 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)	担当課
環境子ども会議参加学校数	校	1		生活環境課
ごみの総排出量(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ)	t	56,155	44,924	資源対策課
資源排出量(資源物:収集・搬入)	t	5,046	6,307	資源対策課
一人一日当たりのごみ排出量	g	720	595	資源対策課
生涯学習活動における環境学習の実施学級数	件	60	60	社会教育課
体験活動講座の参加者数	人	2,494	2,505	
出前講座の実施回数	回	3		生活環境課
クリーンアップ宮崎参加人数(全体)	人	2,350	5,000	生活環境課
延岡アースデイ参加人数(全体)	人	算定中		

# 用語解説



## あ行

### ●ISO14001

1996年に国際標準化機構（ISO）が制定した「環境マネジメントシステム（EMS：International Organization Standardization）」の国際規格。ISO14001の認証を取得し、この環境マネジメントシステムを構築・運用し、継続的改善を図ることで、環境負荷を低減し、事故による環境への影響を低減することが可能となる。

### ●アイドリング

駐車時や停車時に自動車のエンジンを空転させること。アイドリングストップとは、駐車時や停車時に自動車のエンジンを止めること。

### ●IPCC

気候変動に関する政府間パネル。国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が共催する国際機関として1988年に設立。各国政府関係者のほか、多数の科学者が参加し、気候変動の原因や影響について、最新の科学的・技術的・社会的な知見を集約し、評価や助言を行っている。

### ●アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、「いしわた」と呼ばれている。柔らかく化学変化を起こしにくく、不燃性、絶縁性を有するため、建材、配管等の充填剤などに幅広く利用されていた。しかし、その粉じんが長期暴露した場合の発ガン性が指摘されており、昭和50年には吹き付けアスベストの使用は原則禁止された。その後、スレート材、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されているほか、アスベストを使用した建築物の解体、改造、補修工事の際には事前に届出及び作業基準の順守が義務づけられた。

### ●硫黄酸化物（SOX）

重油や石炭等の化石燃料に含まれている硫黄分が燃焼により酸化されて発生するガスをいいます。代表的なものは二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>）であり二酸化硫黄については環境基準が設定されています。人体に対する影響は、呼吸器官に対して慢性的あるいは急性的な障害を引き起こします。測定方法は、大気中の二酸化硫黄を過酸化水素水を含む吸収液に通すことにより硫酸が生じ、吸収液の導電率が変化することを利用した方法が一般的で環境基準に規定されている方法です。またアルカリろ紙法や二酸化鉛法等の簡易な方法もあります。

### ●一酸化炭素（CO）

主に自動車排気ガスに含まれている無色無臭の気体で血液中のヘモグロビンと結合し、酸欠による頭痛、めまい等の症状が現れます。炭素又は炭素化合物の不完全燃焼によって発生します。

### ●一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保するため基本的事項を定めた計画。

### ●ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に良好よく働くことができる」というイメージをわかりやすく表現した。秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、暖かい食事を摂る、などがその工夫例。

### ●エコアクション21

中小企業などにおいても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

### ●エネルギー使用の合理化に関する法律

昭和54年6月22日法律第49号。内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

### ●オイルショック

1973年の第4次中東戦争を機にアラブ産油国が原油の減産と大幅な値上げを行い、石油輸入国に失業・インフレ・貿易収支の悪化という深刻な打撃を与えた第1次オイルショックと1979年のイラン革命に伴って産油量が減り、産油価格が急騰した第2次オイルショックがある。この二度の事件は、石油輸入国にエネルギーの節約と代替エネルギーの開発を促した。

### ●オープンスペース

都市の中や建物などのない広場などの空間をいう。公園、河川空間など公共、私有を問わず公開性が確保され、立ち入ることができ、また、眺望性があり、都市の屋外空間の価値を見出すために作られた空間。都市内での遊びやレクリエーションなどの場として重要視されている。

### ●汚水処理人口普及率

生活排水処理施設がどの程度普及しているかを示す全国統一的な基準。行政区域内人口のうち、公共下水道や合併浄化槽、農業集落排水施設などの供用を行っている区域内の人口の割合。

### ●汚水処理水洗化率

現在の公共下水道や合併浄化槽、農業集落排水施設などの処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水等を生活排水処理施設に接続している人口の割合。

## ●オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

## ●汚泥負荷量

水環境に流入する陸地から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質をいい、総量規制や廃水処理設備の設計の際に用いられる。一般的には汚泥物質の時間あるいは日排出量で計算する。

## ●オフセット・クレジット（J-VER）

国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量について、環境省が運営するオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会が、排出削減・吸収の信頼性を審査し、カーボン・オフセットに用いることのできる市場流通可能なクレジット（J-VER : Japan Verified Emission Reduction）として認証する制度。

## ●温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が地球温暖化の原因となる温室効果ガスとして排出削減対象となっている。温室効果ガスのうち二酸化炭素が排出の大部分を占める。

# か行

## ●外来生物（外来種）

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布していない地域に持ち込まれ定着した生物種を指す。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与える物を特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

## ●化石エネルギー

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料を使用したエネルギーのことで、主なものに石炭、石油、天然ガスなどがある。その燃焼に伴い、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などが発生する。

## ●河川整備計画

河川法第16条の2に基づき河川の特性和地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するために定めた計画。

## ●家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする法律。

### ●カネミ油症事件

1968年、福岡県北九州市にあるカネミ倉庫で作られた食用油（こめ油）を摂取した人々に皮膚障害や内臓疾患などが現れた健康被害事件。油の製造過程で混入したポリ塩化ビフェニル（PCB）が、加熱されて生じたダイオキシン類が主な原因とされる。

### ●環境・生態系保全活動

藻場、干潟等は水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能を持っていますが、近年、その規模の減少や機能低下が進行しているため、藻場・干潟の維持管理等、環境保全を行う活動。

### ●環境家計簿

日常生活の中で環境に関する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもので、毎日使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみなどの量に二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を出す係数を掛けて、その家庭での二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量を計算するもの。環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識を持って、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができる。

### ●環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。許容限度又は受認限度という性格のものではなく、より積極的に維持されることが望ましい基準とし、行政上の目標として環境基本法第16条第1項に定められており、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、土壌の汚染について定められています。

### ●環境基本計画

環境保全に関する多様な施策を、有機的連携を保ちつつ、全ての主体の公平な分担の下、長期的な観点から総合的かつ計画的に推進するため、環境保全に関する施策の基本的な方向を定めたもの。

### ●環境基本法

基本法、自然環境保全法の枠組みを拡大して、平成5年11月環境基本法が公布、施行されました。この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

### ●環境子ども会議

児童を対象に不法投棄の実態調査を通じて、私たちが住むまちや地域において、不法投棄のない快適なまちを作っていくために何をしたらよいか等を討論する会議。不法投棄に関する環境学習を通じて地域における環境保全に対する意識啓発を図るねらいがある。

### ●環境と開発に関する国連会議

1992年にブラジルで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。

### ●環境マネジメントシステム

経営管理システムの一つで、事業者等が自主的に環境に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、仕組みをいう。

### ●環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）。

### ●規制基準

工場等から排出される悪臭物質及び発生する騒音等についての遵守されるべき基準。悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法に規定されています。

### ●京都議定書

1997年（平成9年）12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された議定書。条約締約国の先進国に対し、2008年～2012年の第1約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減するという法的拘束力のある数値目標が決定され、2005年（平成17年）2月に米国、オーストラリア抜きで議定書が発効された。

### ●京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、平成17年4月に閣議決定され、平成20年3月に改定された、京都議定書による我が国の6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。

### ●クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

### ●クリーンアップ宮崎

環境問題に対する県民意識の高揚を図るとともに、美しい郷土づくりを推進するため、県下一斉の環境美化活動として始まったものであり、毎年11月第2日曜日を県下統一実施日として行われている環境美化運動。

### ●クリーンエネルギー

石油、石炭等の化石燃料や原子力エネルギーの利用は、温室効果ガスの排出や廃棄物の処理等の点で環境へ負荷を与えるため、こうした負荷をできるだけ低減するための新たなエネルギー源をクリーンエネルギーという。太陽熱利用、太陽光発電、風力発電等がある。

### ●グリーンカーテン

緑のカーテンともいう。植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法の一つ。植物は、主につる植物が用いられ、支柱に絡ませたり外壁やネットに這わせて栽培する。

### ●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、価格、機能、利便性、デザインという要素のみならず、環境のことを考慮して環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選んで購入すること。

### ●景観

海・山・川・田園などの自然や、建物・道路・公園等の人工物といった視覚で捉えた形あるものだけでなく、これまで生まれてきた文化や歴史のあるまちのたたずまいといった見る人が感じる印象も含めた幅広いもの。

### ●景観行政団体

景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体のこと。政令指定都市、中核市にはあっては、それぞれの地域を直轄する地方自治体が、その他の地域においては、基本的に都道府県がその役割を負う。景観形成団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。

### ●景観計画

景観法の基本となる仕組みで、地域が景観行政を進めるための基本的な計画。景観の形成に関する方針、景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針などを定めている。

### ●景観形成重点地区

景観計画区域のうち、景観形成上、特に必要と考えられ、重点的・先導的に景観形成を推進する地区。

### ●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的に平成16年6月に成立し、公布された法律。

### ●下水道人口普及率

行政区域内人口のうち、公共下水道の供用を行っている区域内の人口の割合。

### ●下水道水洗化率

現在の公共下水道の処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して下水道に接続している人口の割合。

### ●下水道法

下水道を整備し、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全を図ることを目的に昭和33年に公布された法律。

### ●建設副産物

建設発生土など建設工事に伴い副次的に得られる物品の総称である。具体的には、建設現場に持ち込んで加工した資材の残りや、現場内で発生した物の中で工事中あるいは工事終了後その現場では使用の見込みがないものをいう。土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材

### ●建築協定

建築物に関して法律上認められた最低基準とは別に、個々の住宅地又は商店街の特性に応じて環境・利便の維持増進を図るため、土地の所有者等（土地の所有者及び借地権を有する者）の合意により、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備に関する特別の基準を定めて締結される建築基準法上の協定。市町村が条例により区域を限定しその締結可能性を認めることにより、締結が可能となる。

### ●公園緑地愛護会

自分たちが利用する公園は自分たちで維持管理をするという趣旨の下、身近な街区公園などの清掃、草刈り、遊具の点検などの日常の維持管理を行う地域住民を中心に活動する自治会や団体。延岡市は公園緑地などの面積などにより報奨金を支払っている。

### ●公害防止協定

公害の発生源となっている企業と地方自治体との間で締結される公害防止の観点から、法律、条例による規制等を補完するものとして、締結した協定。

### ●光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

### ●五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会

五ヶ瀬川並びにこれに流入する河川及び水路等の水質について、関係機関の連絡調整を密にし、五ヶ瀬川水系の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保持することを目的に国、県の関係機関及び流域の関係市町村により組織された協議会

### ●国連気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を研究的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。

### ●子どもエコクラブ

幼児から高校生までを対象とし、子どもたちが興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる環境学習・環境保全活動を行うため、環境省が平成7年に発足させたクラブ。

### ●コミュニティバス

交通空白地域の住民の足を確保するため、自治体が運営主体となり、バス会社等に運行を委託するなどして運行するバス。巡回バス、福祉バスなどがそれにあたる。

### ●コンパクトシティ

徒歩や自転車による移動を重視し、中心部に様々な機能を集約し、コンパクトな規模に収めた都市形態。コンパクトシティの実現に向けて移動そのものの需要抑制や自動車依存からの脱却、土地利用の効率化等を図ることにより、環境負荷の低い都市の実現が期待される。

### ●コンポスト化

下水汚泥、ごみ、家畜ふん尿、木くずなどの有機物を微生物により発酵させ堆肥化し、肥料や土壌改良材として農業用などに再利用することをいう。

## さ行

### ●サーマルリサイクル

廃棄物を焼却して得られる熱エネルギーを回収すること。サーマルリカバリー（熱回収）ともいう。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房などに利用されている。

### ●里海

人の手が加わることにより、生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域とそれに接する陸域のこと。陸域の里地里山に対して使用されることが多い。環境省では2007年に策定した21世紀環境立国戦略に里海の創生支援を盛り込むとともに、2008年度から「里海創生支援事業」を開始し、藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出、封鎖性水域の水質汚濁対策、持続的な資源管理など総合的な取組を推進している。

### ●里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて、環境が形成されてきた地域である、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

### ●SATOYAMA イニシアティブ

人と自然との共生を目指し、世界的な規模で生物多様性の保全と持続可能な利用・管理を促進するための取組。日本の里地里山のような人間の営みにより形成・維持されてきた農地や人工林、二次林などの二次的な自然地域を対象とし、環境省が国際機関などとともに提唱している。



## ●酸性雨

工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が雨に溶け込んで酸性が強くなった雨をいう。一般的に清浄な状態での雨水は、炭酸ガスにより pH5.6 付近の弱酸性を示し、pH5.6 以下の雨を酸性雨と定義している。西欧諸国では酸性雨によって森林が枯れたり、湖沼の魚が死滅したりする等の被害が顕在化しているところもある。

## ●G8 洞爺湖サミット

北海道の洞爺湖で開催され、日本が議長国を努めた主要8カ国先進国首脳会議（サミット）。

日本、ドイツ、イギリス、アメリカ合衆国、フランス、イタリア、カナダ、ロシアの主要8ヶ国及びEU議長国の政府首脳及び欧州委員会委員長が年1回集まり国際的な経済、政治的課題について討議する会議。

## ●COD

（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand）

水中の汚濁物を分解するために必要な酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表わしたもの。CODの数値が高い程汚染が進んでいることを意味している。海域、湖沼の重要な汚濁指標となっている。

## ●事務系一般廃棄物

商店、事務所、工場などから排出される廃棄物のうち、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」により指定された19種類の産業廃棄物以外の廃棄物を言う。産業活動によって発生するが、一般廃棄物に分類され、その処理は、市町村があたっている。

## ●自然エネルギー

太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料に比べ二酸化炭素などの排出なども少なくクリーンなエネルギー資源として注目されている。

## ●循環型社会

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルが高まる中、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方に代わる資源、エネルギーの循環的利用がなされる社会をイメージした言葉として提示された概念。

## ●省エネラベリング制度

法律に基づき定められたエネルギー効率の目標値を冷蔵・冷凍庫、TV、空調、照明器具において達成しているかどうか各商品に表示する制度。製品ごとにエネルギー効率の目標値をクリアすると緑色、未達の場合はオレンジ色のラベルがカタログに標記される。

## ●省エネルギー型製品販売事業者評価制度

省エネルギー型製品の積極的な販売、省エネルギーに関する適切な情報提供を行っている家電等販売店を「省エネ型製品普及推進優良店」として、評価、公表し消費者へ広く情報提供していく制度。

### ●消化ガス発電

下水処理場の汚泥処理で発生するメタンガスを燃料とする発電設備。この設備により発電された電力は処理場内で使用され省電力化に貢献している。

### ●浄化槽法

浄化槽によるし尿等の適正な処理を図ることを目的とする法律。適正で健全な浄化槽行政を進展させていくためには、浄化槽の製造、設置、管理にわたる一連の過程を一元化する制度的な措置が必要であるとの認識の下に制定された。

### ●使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。

### ●除外施設

下水による障害を除去するための施設のことで、公共下水道を使用する者が設置する汚水の水質浄化施設をいう。

### ●新エネルギー

「新エネルギー利用などの促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や太陽熱、雪氷熱利用が該当する。

### ●針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じり合って生育する森林

### ●振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係わる要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

### ●森林環境税

地方自治体が自ら森林整備事業を行い、その費用負担を幅広く住民に求める目的で、法定外目的税として導入し、徴収する税。

### ●森林整備計画書

地域が講じる森林施策の方向性を示すととともに、森林所有者が行う伐採、造林等の森林施業の指針となるものとして策定された計画。

### ●森林施業プランナー

小規模に分かれている林地を取りまとめ、団地化して広い面積を確保し、路網整備や高性能林業機械を用いて効率的な森林整備を行う集約化施業を推進するため、森林所有者に対し森林整備の内容やかかる費用、木材の販売収入などの収支を提案・説明する役割を担う人材のこと。

### ●森林農地整備センター

農林水産省所管の独立行政法人森林総合研究所の一部局である。前身は行政独立法人緑資源機構。

### ●森林の公益的機能（多面的機能）

森林の持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の機能のこと。

### ●水源かん養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能。

### ●水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

### ●水土保持林

良質で安全な水を供給する水源かん養の働き、山崩れや土砂流出などの山地災害を防止する働きなど、安全で安心な市民生活を守る働きを重視する森林として、森林整備計画で区分された森林。

### ●生活排水処理施設

家庭などから排水されるし尿などを処理する施設。公共下水道や合併浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設などがこれに該当する。

### ●生活排水対策総合基本計画

河川などの公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道や合併浄化槽などの生活排水処理施設の整備や維持管理、市民への啓発活動等を実施するにあたり、相互に連携してより効果的・効率的な生活排水対策を推進するための基本となる事項を定めた計画。

### ●生態系

川、海、草原、森林などあるまとまりを持った自然環境と、そこに生息するすべての生物で構成される空間。

### ●生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定し平成 20 年度に制定された法律。

### ●生物多様性国家戦略

生物多様性条約第 6 条に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。

### ●騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

## た行

### ●ダイオキシン類対策特別措置法

平成 11 年 7 月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日接種量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

### ●大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的に制定された法律。

### ●多自然型工法

国土交通省が所管する河川整備事業のひとつで、1990 年に創設され、治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、または、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめるとする自然環境に配慮した河川工事のこと。

### ●脱水汚泥

下水道などの汚泥を固形物として扱うことができる程度まで脱水した汚泥のこと。

### ●暖傾斜護岸

河岸または堤防を流水や波浪による浸食から防ぐ目的で設置される護岸のうち、特にその傾斜が緩やかなもの。

### ●地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち、消費、生産、労働、教育、衛生、遊び、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

### ●地球温暖化対策実行計画

都道府県及び市町村が、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するために策定する計画。

### ●地球温暖化対策推進大綱

京都議定書の採択を受けて、日本の削減目標である6%を履行するための具体的裏付けある対策の全体像を明らかにしたもの。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「京都議定書目標達成計画」は、この大綱を基礎として作成されている。

### ●地球温暖化対策の推進に関する法律

京都会議で合意された京都議定書により、日本に課せられた温室効果ガスの排出削減目標を達成するために平成10年に策定された法律。この法律の基づき国や地方自治体が自ら排出する温室効果ガスの抑制計画をつくり、実施状況とあわせて公表し、排出量の多い企業等は抑制に努めるなどが主な柱となっている。

### ●地球温暖化防止アドバイザー派遣事業

地域における地球温暖化対策の推進を図るために、無料で講師を派遣する事業。地域で開催する地球環境問題に関する学習会、研修会、イベントなどに、県内で地球温暖化防止活動推進員として登録され活動されている学識経験者、環境ボランティア等を派遣している。

### ●地区計画制度

良好な市街地の環境を形成・保全するため、用途地域や建築基準法で定められているルールだけでは対応できない場合に、地区の特性に応じてきめ細かいまちづくりのルールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく制度。

### ●地産地消

地域で生産された物をその地域で消費すること。消費者の食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、生産者との「顔が見える」関係の構築に役立つ地域発の動きとして注目され、地産地消を意識して農産物を生産、販売する生産者や、買い物をする消費者が増えている。

### ●中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないようする処理工程。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。ごみのリサイクルや適正処理を進めるためになくってはならない工程。

## ●中山間地域

都市や平地以外の、中間農業地域と山間農業地域の総称で、食料・農業・農村基本法第35条によれば、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域と定義され、一般的には平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕作地の少ない地域とされる。

## ●中山間地域等直接支払制度

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度。

## ●鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律。

## ●鳥獣保護区域

野生生物の保護・管理を目的に生息地を含む区域を保護区として設定する制度の一つである。鳥獣保護区の指定者は、環境大臣または都道府県知事で、鳥獣保護区に指定された区域では、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、2007年の法改正から野生鳥獣の保全事業が実施できる。

## ●長伐期施業

標準伐採樹齢（スギの場合 35年程度）の概ね2倍に相当する樹齢を超えて伐採を行う森林施業。長伐期施業では下層植生や土壌構造が発達した状態が永く維持できるため水土保持機能や生物の多様性をもたらすなど森林の持つ多様性を維持していくのに有利と考えられている。

## ●ツーリズム

体験型観光。環境に配慮したエコツーリズムや山、森などの自然を体験するグリーンツーリズム、海などの自然を体験するブルーツーリズムなどがある。

## ●低公害車

大気汚染物質（二酸化炭素や窒素酸化物など）の排出が少なく環境への負荷が少ない自動車。電気自動車やメタノール自動車、圧縮天然ガス自動車及びハイブリッド自動車などが該当する。低公害車の認定を受けた自動車は、税制面で優遇される等の特典を持つ。

## ●低炭素社会づくり行動計画

世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比べ、2050年までに半減するという長期目標を見据えて、低炭素社会にむけて、当時の福田総理大臣及び地球温暖化問題に関する懇談会提言の内容をもとに、具体的な施策を示したもので、2008年7月に閣議決定された。

### ●定住圏自立構想

市町村の主体的取組として「中心となる市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。

### ●低周波

人の耳には聞こえない20Hz（ヘルツ）以下の超低周波と20～100Hz（ヘルツ）程度の周波数範囲の音を合わせた音波のこと。人の聴覚感覚が鈍くなる周波数範囲の音で、建具や窓、障子などが振動するなどの現象が生じる場合もある。

### ●低騒音・低振動型機械

建設工事等の現場周辺の住民の生活環境の保全を図るとともに、建設工事等の円滑化に寄与することを目的に建設機械の形式であってその測定値が基準値以下で、国土交通大臣が指定したもの。

### ●締約国会議

条約や議定書に参加している国のことを締約国とよび、それら締約国が年に1回集まって開催される会議のこと。条約では「締約国会議」（COP：Conference Of the Parties）、そして、議定書では「締約国会合」（MOP：Meeting Of the Parties）という。

### ●電磁波

空間の電場と磁場の変化によって形成された波（波動）のこと。電磁波は、その振動の周期あるいは波長によってその性質をことにする。

### ●特定外来生物

人の命や体、生態系、農林水産業などに被害を与える恐れがある生物を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、環境省が指定。平成21年度、現在97種が指定され、飼育や栽培、保管、運搬、輸入などが原則禁止されている。

### ●特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

特定外来生物による生態系、人の人命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡し等及び野外に放つこと等を規制し、防除等を行うことなどを定め、平成16年6月に制定された法律。

### ●特定科学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全城の支障の未然防止を図ることを目的としている。環境への排出量の把握等を行うPRTR制度及び事業者が化学物質の性状及び取り扱いに関する情報（MSDS）を提供するMSDS制度等が定められている。

### ●特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引き渡しを義務付けるとともに、製造業者に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務つけたもの。

### ●特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律。

### ●土壌汚染対策法

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成21年4月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査を活用、汚染土壌の適正な処理の義務付けなどが規定された。

## な行

### ●夏休みごみ体験ツアー

ごみの収集とリサイクル工程を通して、ごみ問題に関する理解を深めてもらうため、夏休みを利用して小学生5、6年生を対象に行う体験学習。

### ●ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

ngとは「ナノグラム」と読み、10億分の1g（グラム）のことで、TEQとは、異性体によって毒性の異なるダイオキシン類の毒性を別な物質（2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン）の毒性を1とした係数（毒性等価係数）に置き換えて示したもの。

### ●延岡アースデイ

環境問題を全ての生命体の命の問題として受けとめ、人とそれ以外の生物、人と地球、人とコミュニケーションの問題として考え、より良い関係を築くための活動を模索し、自らの手で実行することを目的に企業や各種団体が実施する環境保全活動。企業や各種団体が構成された延岡アースデイ実行委員会のもと、年1回3月に森林保全や河川、海岸の清掃活動などの各部会実施している。

### ●延岡市環境基本条例

平成11年3月29日延岡市条例第9号。本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例。



#### ●延岡市環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、延岡市環境基本条例（平成11年3月29日条例第9号）第18条の規定に基づき設置された機関。

#### ●延岡市生活環境保護条例

昭和58年3月25日延岡市条例第5号。本市の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むに必要な生活環境を確保するため、事業者、市及び市民それぞれの責務を明確にし、市民の生活環境をまもるための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることによりその施策の総合的推進を図り、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とした条例。

#### ●延岡市環境保全率先実行計画（地球温暖化対策実行計画）

「地球温暖化に対策の推進に関する法律」第8条第1項に基づき、市役所が自ら行う事務及び事業において排出される温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止に寄与することを目的に策定された計画。

#### ●延岡市公共工事環境配慮指針

延岡市環境保全率先実行計画に基づき本市が実施する公共工事において「計画・設計」と「施工」の各段階において、環境負荷を低減するために必要な環境配慮事項を示したもの。この指針に基づき低騒音型機械やリサイクル材の使用、動植物の生息地等の自然環境、生活環境等に配慮した公共工事の実施を図っている。

#### ●延岡市ごみ減量化対策懇話会

ごみの減量化、資源の有効活用等の推進に関する事項について研究、懇談等を行い、本市に対する提言、助言等を行うため、学識経験や各自治会の代表者などで構成された組織。

#### ●延岡市長期総合計画

より良いまちづくりのための様々な施策を総合的かつ効率的に進めていくための基本的な指針となるもので、本市が進むべき方向を明確に示し取り組むべき施策を体系化した、本市の最上位となる計画。

#### ●延岡市都市景観条例

平成7年3月29日条例第6号。本市の都市景観の形成に関する基本的な事項を定め、これを行政、市民及び事業者が一体となって総合的に推進することにより、水とみどりと花を活かした美しく活力ある個性豊かな都市景観を形成し、もって快適で人にやさしい都市環境の実現に資することを目的とする条例。

#### ●延岡地区不法投棄対策協議会

不法投棄の未然防止及び不法投棄物処理対策について、関係機関がそれぞれの情報交換等を迅速に行うことにより、廃棄物の適正処理の推進を図る。国、県の機関、関係団体及び市の関係各課室23機関により構成されている。

## は行

### ●バイオ燃料

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などがある。

### ●バイオマス

生物資源を表す概念で、一般的には再生可能な、動植物などの生物由来の有機性資源で化石燃料（石炭、石油、天然ガスなど）を除いた物。

### ●バイオマスエネルギー

バイオマスから得られるエネルギーのこと。バイオマスを燃焼することにより放出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）は、生物成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）であり、化石資源由来のエネルギーや製品をバイオマスで代替することにより、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスのひとつである二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出削減に大きく貢献する。

### ●バイオマスタウン構想

バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的な利用システムを構築し、安定的かつ適正なバイオマス利用を行なうための基礎となる構想。本市は平成20年度から構想策定に取り組み、民間を含めた検討委員会やパブリックコメントなどを経て、平成21年11月30日に延岡市バイオマスタウン構想として公表している。

### ●排出基準（排水基準）

ばい煙、汚水などを排出する工場・事業場が守らなければならない汚染物質の排出の許容限度。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」といい、これらの基準を超えた場合は処罰の対象となるほか、改善のための措置をとらなければならない。

### ●BOD

（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）

水中の微生物が汚濁物を分解するときに消費した酸素の量をいいます。通常20℃、5日間で消費された酸素の量をmg/lで表わします。BODの数値が高い程汚染が進んでいることを意味しています。河川の重要な汚濁指標です。

### ●PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCB は昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成13年にPCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図っている。

### ●PPm

百万分の一を表す記号。例えば水10に物質1mgが含まれるとき1ppmです。大気の場合は、空気1m<sup>3</sup>中に含まれる汚染気体のmlを指します。さらにごく微量の濃度を表すときにppbも用いられます。ppb (parts per billion) はppmの千分の一、すなわち十億分の一です。

### ●干潟

潮の満ち干きで海に沈んだり現れたりする砂泥地。魚介類だけでなく、それらを餌にする鳥類も集まるなど多様な生物の生息地となっている。

### ●浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する微粒子で、大きさが10μm以下のものをいいます。土砂等の飛散、物質の破碎によるものや燃焼過程によるもの等、発生源は多種多様です。粒子の大きさが小さいために長時間大気中に滞留し、呼吸器系に悪影響を与えます。

### ●分収林制度

森林の土地所有者、造林者、育林の費用負担者とあらかじめ決めておいた割合に基づいて伐採後の収益を分け合う制度。

## ま行

### ●水辺環境調査

五感を使った水辺環境指標を活用して地域や学校、市民団体または家族などの各主体の活動として、身近な水辺にすむ生き物を調べ、水のきれいさを知るとともに、水辺に親しむことで水辺環境についての関心を高めることを目的とした調査。

### ●緑の少年団

昭和35年、国土緑化推進委員会が提唱したのがきっかけとなり、各自治体で結成されるようになり少年時代から森林や自然、そして身近な環境を大切にしていくことを身をもって体験し、各地域での緑化活動に重要な役割を果たしている子どもたちの自主的な団体。

### ●緑の募金

国土緑化運動のシンボルとして戦後の荒廃した国土に緑を復活させる目的で昭和 25 年から「緑の羽根募金」として行われている。平成 7 年には、緑の羽根募金運動の基盤強化と活動内容の多様化を図るため、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく「緑の募金」として、毎年 1～5 月と 9 月～10 月の期間中に展開されている。

### ●宮崎県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律第 23 条の規定に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るため、宮崎県内各地域で環境保全活動に携わっている者、省エネルギー活動に対して関心を有する者の中から県知事が委嘱した者。

### ●未利用バイオマス

バイオマスのうち、稲わら、麦わら、もみ殻等の農作物非食用部、林地残材といった未利用のもの。

### ●ミレニアム生態系評価

国連の主唱により 2001 年から 2005 年にかけて行われた、地球規模の生態系に関する総合的評価。

世界の草地、森林、河川、湖沼、農地及び海洋などの生態系に関して、水資源、土壌、食料、洪水抑制など生態系機能が社会・経済にもたらす恵みの現状と将来の可能性を総合的に評価しようとするもの。

### ●モーダルシフト

トラック等による幹線貨物物流を、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運に転換すること。

### ●木質バイオマス

木材からなるバイオマスのこと。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造林の時に発生した枝、葉など林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

## や行

### ●有害獣

法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には人間生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼすものを有害鳥獣といっており、鳥獣本来の食性によって、人、家畜、農作物、樹林、農林水産物等を食害するものが大部分となっている。

### ●有機塩素系化合物

塩素を含む有機化合物の総称。ほとんどの種類が人工の化合物で、主に農薬や溶剤として用いるために合成されたもの。環境中での残留性と生物の脂肪内の蓄積性が高く有害なものです。

## ●要注意外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による規制の対象外であるが、すでに日本に持ち込まれ、生態系に悪影響を及ぼす恐れのある生物。リスザル、グリーンイグアナ、ソウギョ、アメリカザリガニ、セイタカアワダチソウなどがある。

## ●用途区域

都市計画として都市計画区域に定められる区域で従来は、第一種住居専用、第二種住居専用、住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用の8種類でしたが、1992年6月、都市計画法と建築基準法の改正により住居系が細分化され第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域の7種類となり計12種類となりました。用途地域内の建物工作物は建築基準法により種々の制限が加えられています。

# ら行

## ●林業研究グループ

林業経営の改善及び林業技術の向上を主たる目的として、林業後継者などを中心に組織され、共同で学習・研究活動・共同事業などを行うグループ。

## ●類型指定

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。

国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況や、騒音に関する地域の土地利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、指定していく方式となっている。

## ●レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行したもの。日本でも、1991年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」というタイトルで当時の環境庁（現：環境省）がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。また、宮崎県においても、平成12年に「宮崎県の保護上重要な野生生物」というタイトルで発行されている。

## ●レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。